

---

---

# 明治20年前後の判決文に見る民事事実認定

「深川凶慌」を素材として

小林 智

## 1. はじめに

法解釈とはいかなる営為か。通常、それには2つの要素、すなわち、事実認定と法令解釈があるといわれる。そして、裁判所に係属する民事事件においては、当事者が法令解釈ではなく、法令の適用にかかる事実の存否について争う場合がほとんどであるといわれ、その点で、事実認定は裁判の帰趨を決する最も重要な作業であるとされる。

本稿は、日本において近代法秩序にふさわしい裁判がなされるようになったのはいつか、という問題関心から、明治期の判決文に見られる民事事実認定に焦点を当て、その一端に触れようとするものである。そのために、いわゆる「深川凶慌」という出来事にまつわる訴訟の判決文を取り上げる。

その理由は次のとおりである。まず、ここで取り上げる判決は、当時、東京の金融・流通業界を震撼させたとして著名な「深川凶慌」に関する判決群の一部であるため、事件の概要について、判決文に表れる当事者、関係者、事実、裁判外の状況等に関する情報がある程度、入手することが可能であるという利点が挙げられる。

次に、本稿の目的との関わりについてであるが、第一に、事案に関わる法曹の人的構成という点がある。ここで取り上げる裁判においては、西洋近代型の法学教育を受けた世代とそうでない世代、新旧世代の法曹が登場していることがわかる。したがって、事実認定に関する世代間の相違が比較的明瞭に読み取れるということが期待される。とりわけ第二に取り上げる事件では、代言人1名を除き、関係する法曹はすべて東京大学法学部卒業生であり、この判決文は、明治10年代に行われた法学教育の成果を確認するにあたって、ひとつの格好の素材を提供しているように思われる。

第二に、第一に取り上げる事件についていえば、上告審判決および再上告審判決の判旨において、大審院は、原審の事実認定の不備、不当性を指摘しており、この点でも、

この裁判の詳細を確認することは、当時の事実認定をめぐる新旧世代の相違を分析しようとする本稿の目的に合致しているということがある。また、提出された個々の証拠について、その内容を知ることができることも利点である。管見のかぎり、ここまで立ち入って記載のある例を私は知らない。

これらをふまえ、以下では、まず、近代司法における裁判が何を指すものか、その意義と事実認定の重要性、その手法について、それに関する現在の法曹の言説を主に参照しながら、後の分析に役立つかぎりで簡単に触れ(2)、明治10年代に東京大学法学部で行われていた「訴訟演習」という授業について簡単に紹介する(3)。次に、いわゆる「深川凶慌」がいかなる事情を背景として起こったのかを確認し、これにまつわる判決文を取り上げ、裁判所の実事認定がいかなるものであったかを比較・分析する作業を行う(4)。そして、そこから得られる一定の示唆を確認する(5)。

## 2. 民事訴訟における事実認定の重要性とその手法

### (1) 事実認定の重要性

事実認定は裁判において重要な位置を占める。それは今日、この点に触れる法曹の著作においては、もはや自明とされているとあってよい。民事訴訟については、たとえば、次のようにいわれる。

裁判は、いうまでもなく、具体的な事実を認定し、その事実を前提に法規を当てはめて結論を出すものである。前提となる事実が正しく認定されていなければ、いくら法規の解釈が正しくても、その判断は砂上の楼閣にすぎない。／また、当事者は、法律は知らなくても、自ら体験した事実はよく知っている。誤った事実認定をすれば、当事者にはすぐ分かる。そして、当事者は、大きな不満や憤りを抱き、司法に対する信頼を失うことになる。<sup>1)</sup>

近代司法における裁判は、事実に法規を当てはめて結論を出すことを目的とする。このような認識の前提となっている思考枠組みは、いわゆる「要件＝効果図式」である。それは、「法規の規定する一定の要件に事実をあてはめて、このような要件事実の存在が認定される限り、その事実在一定の法律効果を与える<sup>2)</sup>」という図式であり、法的思考の典型とされる。事実認定の対象となる事実とは、法的効果が生じるための条件としての要件事実、それが具体化された主要事実である。すなわち、「認定すべき事実は、当事者間に争いがあり、規範適用に意味のある主要事実（要件事実を具体化した事実、請求を理由づける事実）である<sup>3)</sup>」。事実認定とは、この要件事実（主要事実）の存否

を判断することを目的とするものである。「民訴における事実認定は事実認定そのものを目的としたものでないことは申すまでもありません。その訴訟の結着をつけるのに必要な限りにおいて、そのための事実認定です。民事訴訟の目的は差し当たり原告の請求が理由があるかどうかを決めることですから、その判断の決定に必要な限りの事実認定をすればいい。しなければならぬし、それでいいと限定されます」<sup>4)</sup>。

こうした図式を基本とする裁判においては、事実というものが法適用の前提となることから、そのための事実を確定することは必要不可欠の作業となる。これに失敗することは、法適用の前提を誤るということであるから、その場合には、事案に即した法的に妥当な結論が導かれることは望めないことになる。それは、司法というものに課せられた任務が果たされないということを意味し、結果、司法に対する信頼を掘り崩すことになるであろう。

なお、冒頭に掲げた引用では、当事者が事実を「自ら体験」していることが前提とされているが、これについては多少の補足が必要である。加藤新太郎によれば、民事訴訟における当事者の争いには大きく4つの類型がある。すなわち、「規範の争い」、「解釈の争い」、「嘘つきの争い」、「推測の争い」である。これらに対応する例としてはそれぞれ、公職選挙法の議員定数配分規定の合憲性をめぐる争い、売買契約における特定の契約条項の意味をめぐる争い、消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟における金銭の授受の有無をめぐる争い、工場勤務の従業員が工場内で死亡した事故につき工場側の安全配慮義務違反を基礎づける事実の有無をめぐる争いで目撃者がいない場合、が挙げられている。このうち、前二者では、選挙区間の議員一人当たりの人口格差という事実、契約書の真正な成立という事実については争われていない。一方、後二者では、金銭の授受、従業員死亡に関係する事実が争われているため、これらが「事実の争い」とされるのである<sup>5)</sup>。

したがって、事実をめぐる争いといっても、一概に当事者が体験した事実だけがその対象となるわけではない。このことをふまえれば、上記引用では、「事実の争い」のなかでも「嘘つきの争い」という類型が念頭に置かれていることがわかる。この類型においては、当事者が事実を知っているだけに、裁判所が事実認定を誤り、嘘つきに加担するという不正がなされた場合には、それが一目瞭然となり、司法への信頼性を損ねる可能性が非常に高いということである。

## (2) 事実認定の手法——間接事実による推認

それでは、事実認定はどのように行われるのであろうか。加藤は、これについて4つの基本型を挙げている。すなわち、立証すべき事実を直接に証明する直接証拠（契約の存在を証明する契約書など）がある場合、直接証拠から立証すべき事実の存在を認定する〈直接認定型〉、直接証拠から立証すべき事実を認定することを妨げる反証の存在を

認める〈直接認定の反証型〉、直接証拠がない場合、間接事実から立証すべき事実の存在を推認する〈間接推認型〉、間接事実から立証すべき事実の存在を推認することを妨げる反証の存在を認める〈間接推認の反証型〉である<sup>6)</sup>。

このなかで〈直接認定型〉については、それを実際の裁判における心証形成の過程で用いられる原則的手法と見ることは適切ではないとする見解がある<sup>7)</sup>。村田渉によれば、「民事裁判の実際において事実関係が争われるケースでは、直接証拠がある場合であってもその信用性等が強く争われるのが通常であり、直接証拠が契約書等の処分証書である場合には、その真正な成立に争いがなくとも、それが作成された趣旨目的・内容の真实性等が争われること（その契約書は銀行等の第三者に見せるために作成したものである、あるいは契約書の意味内容を十分に理解しないで署名押印したものであるなどと主張されること）が少なくない<sup>8)</sup>。このようなことをふまえ、実務では、主要事実に直接証拠がある場合であっても、その直接証拠の信用性を間接事実によって判断するという手法が用いられるのが通常であるとされる<sup>9)</sup>。そのことは、加藤が〈直接認定型〉の記述に際しても「格別の反証がなければ」<sup>10)</sup>との断りを付しているところにも表れているといえよう。

ここにいう間接事実とは、主要事実の存在や直接証拠の信用性などを裏づけるという働きを期待される事実であるが、それは、動かし難い事実のことであるとされる。この点につき、たとえば、現在の高等裁判所裁判官たちによる一連の発言がある。「双方の当事者が様々な主張（ストーリー）を繰り広げる中で、適切な事実認定を行うためには、何よりもまず、『動かない事実』を押さえることが肝要です」<sup>11)</sup>。

裁判で争われる事実とは、当事者が語るストーリーというかたちで現われるものである。「適正な事実認定をするために、事実関係を『点』（主要事実）だけでなく、『線』（間接事実・前後の流れ）でもとらえることが有用なことがしばしばあります。／例えば、契約成立の主張がされた場合、契約書がなく、点だけでとらえるとその成立が容易に認められないように思われるときであっても、どうして契約書が作成されなかったのかなどを、その契約成立に至る経緯等（これが「線」を構成する。）をつないでいくと、契約成立を認め得るということがあるのです。／その際、点と線をつないでみて、整合性があるか否か、自然であるか否か、合理性があるか否かなどの検討が重要です。そして、その場合、『線』は、何とでも言える供述や証言ではなく、動かし難い客観的な事実（争いのない事実を含む。）からとらえる必要があります」<sup>12)</sup>。これは、〈間接推認型〉の事実認定を示している。そのとき、主要事実とは「契約成立」に関するストーリーであり、間接事実とは「契約成立に至る経緯等」に関するストーリーである。後者が「動かし難い客観的な事実」であった場合、当事者の間で争いのある主要事実の存在が推認されるというわけである。その場合、主要事実としてのストーリーと、その存在を裏づける間接事実としてのストーリーとは整合的でなければならない。また、争いのある事実の存

在を推認させる動かし難い事実には、当事者の間で「争いのない事実」が含まれるとされている。

これらのストーリーには裏づけがなければならない。とりわけ、当事者や証人の証言を採用するには確かな根拠が必要であるとされる。「どうやって事実認定をすればよいかと言われれば、やはり基本は、客観的な裏付けがある事実——動かし難い事実と言ってもよいでしょうが——を並べた上で、当事者の主張するストーリーの中に、そうした事実を合理的に説明できないものがないか、検討するというやり方でしょう。当事者や証人の顔を見て判断できるなら苦労はありませんが、そんなことはできるわけがありません。当事者や証人の弁解については、具体的な事実による裏付けの有無を慎重に吟味することが必要です」<sup>13)</sup>。

このような裁判官の事実認定の手法に関する発言にも見られるように、裏づけられるべきものとそれを裏づけるべきものとともに存在しなければならないという思考構造は、主要事実とそれを証明する直接証拠との関係、主要事実とそれを推認させる間接事実との関係、間接事実とそれを証明する間接証拠との関係、直接証拠とその信用性を肯定する間接事実との関係などにおいて、共通であると考えられる。ここに、事実認定の過程とは、こうした単位の連鎖を、主要事実を頂点として積み上げる作業であるというイメージが成立する余地がある<sup>14)</sup>。

そのような〈ピラミッド〉構造は、それ自体としてあらかじめ法解釈者の眼前に屹立するわけではない。事実認定には、議論がそこへと収斂すべき頂点、終着点を定める作業が含まれているのである。それは、訴訟過程において提示される諸々の主張のなかから、当事者の法的問題解決のために最も緊要な争点は何かを特定することである。事実認定とは、このような終着点と出発点の構造を組織するという作業自体を含むものであるため、それが不首尾に終わると、次のような事態が生じることになる。「不要な事実を認定することなどで、複雑困難な顔をした事件のような判決となるものがあります。争点整理をしたつもりになっているがし切れずに、ああでもないこうでもないといった間接事実をいっぱい出して、難しそうに見えるが、そぎ落としてみると簡単なものであることが分かるものがあります。複雑困難に見えるようになった原因は、事実認定というよりも、争点整理がうまくできていない点にあるのです」<sup>15)</sup>。

こうした作業の重要性に対する自覚は、第二に取り上げる事案に原告代言人として登場する増島六一郎の著作のなかにも、次のような記述として表れている。

今一方ヨリ法律實地取扱ノ業ヲ視ルトキハ獨リ各件ノ事實ヲ取扱フニ止マルモノト云フモ過言ニアラサルナリ凡實地法律家伎倆ノ優劣ハ多クハ事實ヲ採蒐シテ之ヲ摠括シ或ハ之ヲ分析シテ彼我相關係スル所及ヒ其効力ノ在ル所ヲ識別スルト否トニアラサルハナシ<sup>16)</sup>

### 3. 東京大学法学部における「訴訟演習」

本稿では、主に第一の事案における2つの判決文、第二の事案における1つの判決文を分析対象とするが、そのうち、第一の事案に現れる、原告代言人（元田肇<sup>17)</sup>）、被告代言人（岡山兼吉<sup>18)</sup>）、第二の事案に現れる、原告代言人（増島六一郎<sup>19)</sup>、大谷木備一郎<sup>20)</sup>）、被告代言人（元田肇、岡山兼吉、渋谷慥爾<sup>21)</sup>）、裁判官（藤田隆三郎<sup>22)</sup>）は、東京大学法学部の卒業生であり、英吉利法律学校の創設者である<sup>23)</sup>。

当時の東京大学法学部には、「訴訟演習」という授業科目が設けられていた。その授業の様子を伝えるものとして、「東京大学第三年報 起十五年九月止同十六年十二月」に、これを担当した玉乃世履<sup>24)</sup>（明治12年から担当）が提出した「申報」というものが掲載されている。

是ニ於テ東京始審裁判所ノ審判セシ案件ニシテ其裁判ノ確定（控訴期限ノ経過セシ者）セシ者ヲ假リ裁判演習ノ事實ト爲ス可シト定メタリ<sup>25)</sup>

學生カ他日ニ實用ス可キ民事訴訟ノ方法民事答辨ノ方法及ヒ参加人証人ノ陳辨ノ方法ヨリ民事審判ノ方法ニ至ルマテ皆會得セシノ景狀ハ之ヲ演習上ニ練磨セシ者トハ思ハレスシテ實際眞ノ法廷ニ出席シ証憑ニ據リ事實ヲ徴シ事實ニ對シ法理ヲ辨スルノ活用上ニ熟達セシカ如キノ景狀アリトス斯ノ如キハ眞ニ余カ企望外ノ結果ナリトス<sup>26)</sup>

この「訴訟演習」は、教材としては実際に東京始審裁判所で確定した判決例を用いながら、形式としては模擬裁判のようなことを行う授業であったことが窺われる。この文書が大学当局への授業内容の報告書であるということの性質上、その効果に関する評価には多少の脚色があることも推測されるところではあるが、将来の裁判実務に携わる人材を輩出するにあたって相当の効果があつたようである。

ただし、これは明治15年のものであるから、彼らの卒業年からすると、直接的な関わりがないとも考えられる。しかし、玉乃は明治12年からこの「訴訟演習」を担当しており、それ以前の年報にも、イギリス人およびアメリカ人の教員による判例を扱った授業や、訴訟演習などが行われていることが記されている。明治10年以後の授業の様子については、次のような指摘がある。「〔一八：引用者補足〕七七年四月に開成学校が東京大学となったあとも、法学部では英語による英米法の授業がおこなわれ、アメリカ人テリー（H. T. Terry）などの教師によって授業内容がしだいに充実した。英米法の授業では、英文の法律書で適切なものがあれば、教師はそれを教科書として用いて講義し、それがなければ、法の内容を口述して筆記させた。英米法の修得には判例を理解す

ることが重要であるので、ハーヴァード大学のラングデル（C. C. Langdell）の契約法などの判例選集を学生に読ませて、教師が判例の読み方を説明した。さらに訴訟演習では、模擬裁判をおこなって、学生に対して裁判の実務を教育したのである<sup>27)</sup>。

彼らは、以下で分析の対象とする事件に至るまでの間に、海外留学を経験したり、実務経験を積んだりしているために、それが裁判上の技術の習得にとって大きな役割を果たしたということが考えられる。したがって、こうした「訴訟演習」の授業がただちに以下で分析する判決文に表れる彼らの実践を導いた決定的な要因であるとすることは慎まなければならないであろうが、それが少なくとも法的技術の修得のための基礎をかたちづくり、その実践に一定の影響を与えたと考えることはできるだろう。

## 4. 判決文の分析

### (1) 「深川凶慌」の概要

さて、以下で分析の対象とする判決文は、「深川凶慌」と呼ばれた出来事に関わるものである。これは、明治初期における近代的な動産担保信用システム確立の試みの途上で起きたものであり、その挫折を象徴するものであった<sup>28)</sup>。「近代的な商品担保信用が成り立つためには、債権と担保たる商品の双方で近代的な流通性を確立しなくてはならない。近代的な流通性とは、紙券の裏書譲渡によって権利の移転がなされることを言う。手形と倉荷証券、二つの有価証券が結びつくことによってはじめて近代的な商品担保信用が形成される」<sup>29)</sup>。近代的な手形取引拡充に努めた渋沢栄一は、そのための漸進策として、倉荷預り証券、荷為替手形といった、貨物を抵当とする支払保証品付手形の流通の活発化をめざした。

その目的のために明治15年11月に創設されたのが、倉庫会社・均融会社である。倉庫会社はその保管にかかる貨物（主に、米穀、麦、綿花、砂糖）について預り証券を発行し、均融会社はその預り証券のみを対象として抵当貸付を行う<sup>30)</sup>という仕組みを構築する構想であった。発起人は両社共通で、渋沢栄一、安田善次郎、山中隣之助（第三十二国立銀行）、原六郎（第百国立銀行）、川村伝衛（第三十三国立銀行）、原善三郎（第二国立銀行）、茂木惣兵衛（横浜洋銀取引所）、三井宸之助（のちの三井銀行社長三井高保）、杉山勲（第二十国立銀行）、渡辺治右衛門（第二十七国立銀行）、藤平重資（不明）であり、倉庫会社頭取は小島信民、金融会社頭取は勝部静男、両社支配人は梅浦精一である<sup>31)</sup>。

ここで、倉庫会社の業務の概要について、判決文の分析に関わるかぎり、少し詳しく確認しておきたい。倉庫会社の主な業務は、貨物の保管とその保管にかかる貨物について預り証券を発行することである。貨物の保管にあたっては、同社所有の倉庫を使用

し、同社所有の倉庫以外にも、倉庫を借り入れることができるとされている。ただし、貨物所有主の倉庫を使用するとの規定はない（「第四条 当会社ノ營業ハ他人ノ所有貨物ヲ我カ管理ノ倉庫ニ預リ、公正ナル預リ証券ヲ發付シ、其保管料及手数料等ヲ收受スルヲ以テ目的トス、但シ其預リ証券ヲ抵当トシテ金融ノ便利ヲ抃伸セン為メニハ、別ニ各銀行者ト当会社トノ間ニ約束ヲ設ケ置クヘシ」<sup>32)</sup>、「第十四条 前条ノ貨物ヲ預リテ会社ニ於テ之カ保管ヲ為スニハ、都テ預リ証券ヲ發付シテ之ヲ保証スヘシ、而シテ其數量ハ当会社ニ於テ取極メタル定度ヲ以テスヘシ」<sup>33)</sup>、「第六条 当会社ハ自ラ所有スル倉庫ノ外、便宜ニヨリテ堅牢ナル蔵所ヲ借入レ、本社ノ附属倉庫ト為スヲ得ヘシ」<sup>34)</sup>）。発行された預り証券の持主はそれを用いて、貨物を売買し、貸借の抵当とすることができる（「第十七条 第十四条ノ預リ証券ニヨリテ当会社ニ保管スル貨物ハ、此証券ヲ以テ之ヲ売買シ、又ハ貸借ノ抵当ニ供スルヲ得ヘシ、但其買主又ハ債主トモニ此証券裏面ノ約則ニ從フヘキハ、原預ケ主ト同様タルヘシ」<sup>35)</sup>）。また、貨物入庫の際の具体的な手続としては、貨物の品種・数量・価格等を検査し、申込書の記載と照らし合わせる必要がある（「第二条 貨物到着ノ報ヲ得レハ倉庫掛ヲシテ申込書ニ照ラシ委託主<sup>又ハ其人</sup>ト立会品類性質數量価格ヲ檢査セシメ、相違ナキトキハ入庫保管ノ手續ヲ了リ、預リ証券ヲ委託主<sup>又ハ其人</sup>ヘ交付スヘシ」<sup>36)</sup>）。なお、保管料・倉敷料・手数料についても、規定がある（「第二十四条 保管料倉敷料手数料貸庫料ハ定款第二十五条ニ從ヒ左ノ數項ニ因テ領収スル者トス／一 保管料ハ貨物ノ価格ニ応シ出庫ノ際領収ス／二 手数料ハ預リ証券枚數ニ応シ發付ノ際領収ス／三 庫敷料並貸庫料ハ倉庫坪數ニ從ヒ出庫ノ際領収ス」<sup>37)</sup>）。

このような試み以外にも、以前から、やがては近代的な動産担保信用システムへと合流する可能性を持つような展開は見られたという。「たとえば一八七六年（明治九年）秋に三井、渋沢の両政商は、米租金納化にともなう米穀販売と送金上の困難に着目して、貢米荷為替取引を始め、また汽船会社三菱も同年六月、東京・大阪間の回漕貨物について荷為替取引組業務を開始した。さらに荷為替取引が活発化するにともない着荷後の貨物保管・倉庫業務とそれに対する金融の問題が次第に認識されるに至るや、三井・第一銀行あるいは住友・三菱などが倉庫業ならびに商品担保金融を積極的に展開した」<sup>38)</sup>。こうした動きのなかで、「三菱も八〇年三月には三菱為換店を新設し、東京で貨物預り証を担保とする『倉質貸付』を開始し」<sup>39)</sup>たのである。

こうした展開のなかで、「幕藩制倒壊後の商品流通の主導権を掌握すべく渋沢・益田〔孝（廻米問屋組合代表）：引用者補足〕らは農商務大輔品川弥二郎とむすんで、当時海運を中心に独占的勢力を築きつつあった三菱に対抗して共同運輸会社を興し、運輸・倉庫・金融・保険をふくむ流通組織を編成しつつあった。倉庫・均融会社システムはその一環をなし、三菱の為換店と競合関係に立った」<sup>40)</sup>。また、「当時の商品担保信用は、倉庫業と金融業が相互にもたれあう関係にあり、経営体として相互に未分化な段階にあっ

た」<sup>41)</sup>。実際、郵便汽船三菱会社と三菱為換店が携わった荷為替、蔵敷業は、「貸付けと運送と保管をすべて行う（為替店と汽船会社とは、この関係では、一体と考えてよい）ものであった」<sup>42)</sup>とされる<sup>43)</sup>。

当時の『東京経済雑誌』は、この共同運輸会社と郵便汽船三菱会社の競争状況<sup>44)</sup>を背景とした信用取引、倉庫会社の業務運用上の不都合とそれを補うための伝統的な取引慣行の利用といった諸事情が、「深川凶慌」の背景にある<sup>45)</sup>ことを伝えている。それによれば、倉庫会社の保管業務の実態は、貨物を米穀問屋所有の倉庫に保管し（「出保管」）、その米穀問屋の倉庫の鍵を受け取り、それを蔵保守と呼ばれる倉庫の差配人に預けるというものであったことがわかる。

船積証書の銀行に着するあるも荷物受取人は其金策の成らざるがために未だ銀行より之を受出さざるに當り既に荷物の着するあらんに汽船会社にてハ容積大なる米穀の事なれば之を入るゝに倉庫なく全く処置に窮し果つるより往々荷物受取人より船積証書を受取らずして荷物を之に渡すこと行はるるに至れり然れとも三菱会社の独り内海の権を握りし時に在てハ尚ほ嚴なる者ありしと雖も共同運輸会社起りて互ひに客を引かんと競争するに至りし以來は此事益々行はるゝ所となり両社は船積証書を受取らずして荷物を渡すこと殆んど常に然りしなり左れば荷物受取人は其受取りたる荷物を売りて而して後に其代金を以て始めて銀行より船積証書を受出して之を汽船会社に渡すが如きハ屢々ありて敢て珍しからざりしと云ふ且荷物受取人の其荷物を受取るや之を倉庫会社に預け其預り証書を得て金融に資するなり然れども其米穀を倉庫会社に送るは唯に煩勞にして運賃を要する耳ならず倉庫会社に於ても之を入る可き倉庫なきに苦むことあるを以て實際米穀を引取ることなく唯之を以前の倉庫に積み置き其俵数を算して預り証書を渡すを慣例とせり而して倉庫会社は右の米穀を積み置きたる倉庫の鍵を抑えて以て危険を防ぐと雖も是れ又虚式たるに過ぎざるのみ蓋し米穀の預け主は其見本を兜町市場に出して買客を求むと雖も目下商業の振はざる又一時に数百俵若くは数千俵の米穀を買ふ者あるなく唯時々二三十俵の小額の取引あるのみ然るに買人の倉庫に就て実物を一見せんことを望み若くは実物を買人に引渡さんとする毎とに一々倉庫会社より人を出して鍵を貸し且其受渡を監せしむるは会社其手数に堪へざるなり是に於て乎其の鍵を蔵番即ち蔵保守クラボウシュに托し置き之を借らんとする者あれば則ち貸し其鍵は手より手に渡りて甚しきは米穀の預け主の手に返へることあり又深川の諸倉庫其戸を閉つと雖も能く密合する者は稀にして人の出入すること難からざるなり故に倉庫に封印すと稱するも唯戸より戸へ繩を渡して之に封印を附するまでにて其封印は忽ちに悪戯なる子供の為めに取去らるゝ所となり人及び米穀の出入は殆んど自由自在なりと云ふ<sup>46)</sup>

こうした状況を背景として、「深川凶慌」と呼ばれる事件が起きたのである。

深川廻米問屋ノ騒動云々ハ十八年五月四・五日頃ヨリ起リ十五・六日ニ至リ大騒動トナリシ深川区万年町米問屋等ノ信用恐慌ヲ称ス。蓋シ当時蔵保守ヲ兼ネタル某米問屋カ汽船会社ニ対シ荷為替付ノ米穀貨物ヲ内金ノミニテ受渡ヲウケ、之ヲ倉庫会社ニ預ケ、倉庫会社ノ預リ証書ヲ得テ之ヲ抵当ニ銀行ヨリ資金ヲ借りキタル関係ガ暴露シ、銀行・倉庫会社・廻漕会社ノ三者ノ間ニ纏レヲ生シ、ヒイテ当時同様手段ニヨリ資金ノ廻転ヲハカレル米問屋数軒ノ破綻ヲ見ルニ至レルナリ。<sup>47)</sup>

この記事に取り上げられているのは、次に分析する判決文に表れるのとは別の事件であるが、その問題状況はおおむね同型であると考えることができる。すなわち、①米穀問屋と三菱会社の荷為替取引・倉質貸付に関わる争いがあり、②米穀問屋と三井銀行・第二十銀行などの倉庫会社の預り証券を介した金融に関わる争いがあり、③米穀問屋と第百国立銀行の米穀を直接的に抵当とした金融に関わる争いがある。ここにさらに、④米穀問屋と地方荷主の米穀委託販売契約に関わる争いが加わるという状況である<sup>48)</sup>。このうち、本稿で分析の対象とする第一の事案が③と②、第二の事案が①に関わるものであるが、これらが相互に関わり合っていることは、判決文にも表れているとおりである。

なお、第一の事案の第一審の審理中の日付の記事に、判決文に登場する米穀問屋に関する記述がある。これは、提出された証拠のうち、乙第三号証に関わる事実であると推測される。

○深川米問屋の抵当品 昨年の五月下旬頃深川の米問屋某が日頃たくらみし奸計の馬脚を露はしたるを手始めとし、其他四五間の米穀問屋蔵保守等が行ひたる種々の悪計の露顕したるより大に東京の米商社会の恐慌を引起し一時物議騒然たりしの事情ハ已に其頃の紙上に記せしが、此程其抵当品に関係ある第一・第八・第四十二・第七十七・第百の国立銀行並に倉庫会社等一同立会の上封印を切て橋本清右衛門の蔵を改めたるに、其中にハ米六千俵余と小麦・大小豆合せて五千俵余ありし由、然れども名にしおう封印の儘にて丸一年を越したる事なれば米麦大小豆とも非常に品傷みを生じ、何れも掌に載せて吹けば飛ぶやうになりし故、米ハ一円に付二斗五升より三斗位、小麦ハ七斗二升大豆ハ五斗五升、小豆ハ三斗位に減価し、各銀行とも損毛の上ハ塗りを為したる勘定なりと云ふ<sup>49)</sup>

以上、判決文の分析に有用と思われる事件の背景、その他の事実関係を確認した。これらをふまえて、判決文の分析に移ることにしよう。

## (2) 分析

### ①第一の事案：裁判官が旧世代である場合（史料1参照<sup>50)</sup>）

#### 【事案の概要】

原告である第百国立銀行（以下、Xとする。被控訴人・上告人・被願人・再上告人）の主張するところによれば、Xは、東京深川で米問屋を営む引合人、橋本清右衛門（以下、Hとする。）に対し、為替金支払の保証としてH所有の米穀を抵当に取り、貸付を行ってきた。明治18年4月頃、Hが返済の義務を怠るおそれが生じたため、Xは、4月28日に双方立会の下、抵当品である米穀の品種数量等を確認したうえ、予想外の減却分については追って補足する旨の約定書を取り、その引渡を受けた。以後、Xは毎日社員を出張させ、本件米穀の売却・管理を行った。ところが、被告である倉庫会社（以下、Yとする。控訴人・被上告人・願人・被再上告人）も、Hに対して本件米穀に対する預り証券を発行していたところ、Xが本件米穀を引き渡されたと聞くに及んで、Hを脅迫し、5月4日、Hに、補足米を渡すということを口実にしてX社員を連れ出させ、その不在に乗じて倉庫を占領し、以前からYが管理していたかのような外観を作り出した。XはYに対し、所持品妨害除却の訴えを提起した。Yは、その定款に従い本件倉庫の管理をしてきたものであり、Xのこのような詐欺的手段を用いたことはないとして、以上の事実を否認した。

第一審（明治19年11月22日東京始審裁判所判決、史料3参照）は、後に確認するように、Xの請求を認容した。Yが控訴。

控訴審（明治20年7月15日東京控訴院判決<sup>51)</sup>、史料2該当箇所参照）の判決理由は、次のようなものであった（判決文中、判決理由の第一條から第三條までの内容を以下、①②③に示す）。①甲第一号証と甲第三号証、乙第三号証に記載の本件米穀の種類・数量が一致しないこと、また、「最モ道理アルモノト信認スヘキ」H代人の証言に、XとHは預り証券を介さず直接に金銭貸借を行い、容量が1,000俵の蔵に2,000俵の米穀が存在する旨の記載があるとの指摘があることから、XがHを信用して実態のない抵当を設定させたという事実を認定し、Xが本件米穀に関係する他の債権者と同等の地位にあることを認定する。②Yがなすところの主張、すなわち、Yは商業上の便益のために設立されたもので、その設立にはXの有力な株主をも含む商業界・金融界の有力者たちが関わっており、Yの成立は諸銀行に広く知られているとの主張は事実と合致するものであり、Xがこれを知らない理由がなく、深川にある倉庫に存在する米穀の多くはYの保管にかかることも「推知」していたというべきであり、Xは有力な米問屋であったHと数万円の貸借をする間柄であることから、HとYとの間に取引があることも承知していたものと「看做」す。かつ、甲第一号証中には明治18年4月28日に支払期限の到来していないものもあるのに、Xが本件米穀の差押を実行したのは、競合する他の債権者が存

在することを熟知したうえで利益を独り占めしようとしたことであるという事実を認定する。Xは本件米穀の引渡があったというが、Hが引渡はなかったと証言しただけでなく、引渡があったと仮定しても、Xは十分な抵当権を有していたわけではないし、他に競合する債権者が存在することを熟知して行ったことであるから、争論の原因のひとつとなるので、権利の有無を定めることはできない。③①②のように、Xは本件米穀について「時ニ」権利を持たないので、YがXの独り占めを妨げるのは当然であるだけでなく、Yがなすところの、本件米穀に関係する複数の債権者がその所有権を争っていて所有者が確定していないので所有者が定まるまでは保管を解くことができないとの主張には最も理由がある。以上のような理由により、裁判所はYの控訴を認容した。Xが上告。

上告審（明治21年7月15日大審院判決、史料2参照<sup>52)</sup>）は、Xの上告を認容し、本件を大阪控訴院へ移送した。以下で主に分析の対象とするのは、その大阪控訴院の判決文である。裁判所は、Yの審判願を認容した。Xが再上告<sup>53)</sup>。

再上告審（明治22年12月25日大審院判決、史料4参照<sup>54)</sup>）は、Xの再上告を認容した。その内容についても、以下で必要に応じて触れることとする。

### 【争点】

Xの請求が、自己の所持品に対する権利行使に対する妨害を排除せよ、ということであるから、本件米穀がXの所持品であることが証明されなければならない。これに対し、Yは、本件米穀は自己の保管にかかるものであり、妨害とされる行為は当該保管に関する正当な行為であると主張している。したがって、争われる事実、妨害があったとされる日時以前に、XがHから本件米穀の引渡を受けたか否か、Yが本件米穀を有効に保管していたか否か、という点にある。これが双方代言人の共通の認識であったことは、本件の各判決文にある両者の陳述から知られる。とくにX代言人の上告理由に対するY代言人の答弁は、端的に争点を述べるものである（「本案ハ明治十八年四月廿八日上告人ハ正当ニ清右衛門ヨリ米穀ノ引渡ヲ受ケ爾来之ヲ保管シタル事跡ノ見ルヘキコトアリヤ又同年五月四日被上告人カ倉庫ヲ封鎖シ人ノ之ニ出入スル能ハサラシメタル手續ハ正当ナルヤノ二点ヲ決スルニ外ナキモノナリ何者四月廿八日ノ引渡ハ正当ナラストセハ被上告者ノ封鎖ハ上告人ノ物権ヲ妨害シタルト云フ可ラス又仮ニ正当ナル引渡ヲ受ケタリトスルモ被上告人ニシテ之ヨリ以前已ニ其保管継続シ来リ五月四日清右衛門ノ倉庫頗ル不穩ノ風評アリシカ為メ封鎖セシ事実ナリセハ被上告人ノ所持権ハ上告人ノ所持権ニ勝ルモノナルニ付キ上告人ハ之ニ対シ故障解除ノ訴ヲ起シ得サルモノナレハナリ」）。

### 【大審院の判旨】

『裁判粹誌』によれば（史料2冒頭部分参照）、大審院の判旨は次のとおりである。

①凡ソ債主ニ於テ其抵当品動産ノ引渡ヲ請求スルハ適法ノ所為ナルヲ以テ之ヲ督促

スルニ当リ他ニ同様未タ引渡ヲ受ケサル債主アルコトヲ発見スルモ自己ノ抵当権ヲ完全ナラシメンカ為メ尚ホ之カ引渡ヲ履行セシメントスルモノナルトキハ是レ全ク善意ノ結果ニシテ不法ニアラス

②一方ノ立証ニ対スル弁疏ノ当否ヲ判決セサル裁判ハ不法ニシテ破毀ヲ免レス

③凡ソ判決ノ理由ニ供スル為メ推定スルノ事実ハ直ニ争点ニ密接スルモノナラサル可ラス引例ヲ説明シタルニ止リ争点ニ対スル事実如何ヲ定メサルハ不法ノ裁判ナリ

④証人参考人ノ陳述ハ之ヲ分取スルヲ得ス其分取シテ採用セサルモノニ関シテハ弁明ヲ要ス

⑤詞訟上緊要ナル事実ノ論告アルニ対シ其当否如何ヲ判決セサルハ受ケタル詞訟ヲ判セサル不法ノ裁判ナリ

このうち、②③④⑤が原審の事実認定に関する判断である。②は、原審がHの証言に対するXの弁解を取り上げなかったことに問題があるとしている。③は、原審がYの一般的な性格を説明し、それをそのまま本件にあてはめたことの不当性をいうものである。裁判所には、不特定の倉庫についてではなく、本件倉庫について、Yによる米穀の有効な保管という事実があったか否かを判断することが求められているわけである。④は、原審が、HからXへの本件米穀の引渡の有無という争点についての判断を左右する、HがYとの特約で本件米穀の処分権限を有していたという証言（「特約アリテ社則ニヨラス申込タル米穀ハ自ラ保監シ之カ典売ヲモ自由ニナスノ承諾ヲ得居リシ旨ノ陳述」）に関する判断を示さなかったことを問題視する。Hの証言を「最モ道理アルモノト信認スヘキ」とした以上、その証言の全部を採用しなければ態度が一貫しないという趣旨であろう。⑤もまた、原審が、争点に関わる重要な証拠（「本訴米穀ニ対シ発シタリト云フ米券ノ全ク空券ナルコトハ二十、三井両銀行ノ所持セル米券ニ対シ倉庫会社ノ原簿ニ消印シアルニテ明ナリトノコト」）を取り上げなかったことを批判している。

ここで問題となっているのは、争点を適切に設定してそれに対する適切な判断を示すこと、当事者に対する公平で首尾一貫した取り扱いをすること<sup>55)</sup>、これらの重要性である。東京控訴院の判決は、この点について不備であると判断されたのである。

以下では、これを承けた大阪控訴院の判決文の内容を、その記載の順序に沿って紹介・分析するが、そこから浮かび上がってくるのは、上の大審院の判旨に示された点に配慮しながらも、それを適切に実現するための思考・手法を欠いているために、結果的には事実認定が的外れになる（むしろ端的に、事実認定ができない）ということの具体例である。

## Y 代言人の陳述

Yの主張は、第一審、控訴審におけるそれとほぼ同様である。第一に、Yの業務内容

を説明し、Xの関係者がその発起人であり、株主であることから、XはYの業務内容を知っているという。

第二に、Xの主張に対する抗弁を試みている。まず、Xが本件米穀をHから引き渡されたという点については、所持という事実を示す証拠がないとする。次に、YとHが共謀して妨害行為を行ったという点については、Yの支配人、頭取はともに「紳商」とも呼ばれる人物であり、犯罪的行為をするはずがなく、白昼に行えることでもないとする。また、Xが本件米穀の所持権を有するとの点については、Yが以前から自己の鍵を用いて倉庫を管理していたという。これに関連するが、Xが本件米穀について券面と現物に相違があることを理由としてYの管理に実態はなかったと主張するのに対し、管理は厳格に行っており、そのような相違はないという。

第三に、5月4日に至って倉庫を封鎖したことについては、Hに対する風評により事故が起こるのを防ぐためであり、争いのある本件米穀の所持権の所在が確定するまでそれを保管することは、Yの「公義務」であると主張する。

第四に、本件の争点と、その判断のあるべき順序の提示が付け加えられている。すなわち、XH間の引渡の事実の有無、その事実がある場合、それについてのHの権限の有無、その権限のない場合、Xのそれについての認識の有無という順序である。

この主張の構造を簡単に整理すると、次の見取図のようになるだろう。

### 1. Yについて

- A. 委託者の貨物を表象する証券を発行し、貨物の商品・抵当としての流通を容易にする。
- B. Xの旧頭取が創設者・株主となっており、Xはその業務内容を知っている。

### 2. Xの主張について

- A. 本件米穀をHから引渡された。——X・1<sup>56)</sup>  
⇨証拠がない。
- B. YとHが共謀して、Xの本件米穀に対する所持権を妨害した。——X・2  
⇨「紳商」が犯罪的行為をするはずがない。白昼に行えることではない。
- C. Xは本件米穀の所持権を有する。——X・1,2  
⇨Yは以前から本件米穀の倉庫を管理している。
- D. (Yの管理には、帳簿と現物との間に相違がある。——X・3 Bai)  
⇨管理は厳格に行っている。

### 3. 5月4日に倉庫に封印を施したことについて

- A. Hに対する風評により事故があってはいけないから。
- B. 所有権に争いのある本件米穀を保管するのがYの「公義務」である。  
⇨XがYを訴えることはできない。

#### 4. 争点

- A. XがYから本件米穀の引渡を受けた事実があるか。
- B. その事実がある場合、Yに管理委託を依頼したHにその権利があるか。
- C. Hにその権利がない場合、Xがそのことを知っていながら引渡を受けたか。

こうした主張の構造において、1Bの波線を付した事実の主張は、4Cを主張するための布石という位置づけの下でなされているように思われる。つまり、この事実の提示の趣旨は、それを次のような主張、すなわち、Xの関係者も設立に関わっている以上、Yが当事者となる管理委託契約が成立した場合、契約者が自由に物品を引渡できないということを知っているであろう、との主張に結びつけるところにあると考えられる。ところが、後に見るように、裁判所は判決理由を締め括るにあたって、これを、預り証券の法的性質を決定づける事実として用いることになる。

#### X代言人の陳述

Xは、第一に、Hから本件米穀を正當に引き渡されたことを主張する。すなわち、本件米穀について抵当の設定があったこと、Hの支払いがなかったことから、4月28日に引渡を受けたという。これを裏づけるべき事実として、Xが本件倉庫を借り入れて鍵も管理したこと、X社員が倉庫に出張して本件米穀の売却にあたったこと、米穀の出入の記録についてもHとその手代IとX社員の検印の下に管理したこと、その経緯が述べられている。

第二に、YとHが共謀してXの所持権を妨害したという事実について、HがX社員を誘い出した際にY社員が本件倉庫を封印し、鍵を持ち去った経緯が述べられる。また、第一審、控訴審、上告審においても、この事実は否定されなかったということをつけ加えている。

第三に、Yの主張に対する反論が試みられている。まず、YがXはそもそもYを訴えることはできないとする点については、Yが本件米穀の保管の事実を証明できないことからくる抗弁だとする。次に、Yが本件米穀を表象する預り証券を発行しているとする点については、YがHを信用して会社所有の倉庫に預からず、本件米穀の数量・品種等进行检查せずに発行した「空券」であるという。つまり、それがYの定款・営業規則に反して無効だと主張するのである。その趣旨は、Yの正當な保管という事実はなかったというところにあるといえよう。そして、それを裏づけるべき事実を列挙するのである。すなわち、本件米穀について預り証券の券面と現物とで米穀の品種・数量等に相違があること、本件倉庫がXの借り入れたものであること、4月28日から5月4日まではXが本件倉庫の鍵を管理していたこと、Yが本件倉庫を管理したことがないこと、倉敷料を受領していないことである。また、提出された証拠およびHの証言と照らしても、Y

の正当な保管という事実はなかったと考えるのが合理的であるとする。すなわち、三井銀行・第二十国立銀行が本件米穀について所持していた預り証券の券面と現物の品種・数量等に相違があるということ、Hが本件米穀を自由に処分してよいとする特約があったとHが証言していることである。さらに、Yの正当な保管という事实在ないと考えるほうが、Yの5月4日やそれ以後の言動を合理的に説明できるとする。すなわち、Yが5月4日に本件米穀の「積替」や預り証券の券面の「切替」を行ったということ、本件米穀が預り証券の券面と現物とで一致しないことが立会検査で発覚したときに、突然、定款・営業規則に規定のない「身ノ代米」という弁解をしたということである。

以上のことから、Xが自身の抵当権を保全してきており、Yの保管に実態がないことは明らかなので、YはXの抵当権を奪うことはできないとする。

第四に、XのHに対する抵当権の効力についての主張がなされる。まず、抵当証の記載にある倉庫名称の相違は抵当権に影響を及ぼさないとする。次に、仮に預り証券が有効であったとしても、現にHから本件米穀の引渡を受けた4月28日以降はXが「完全無欠ノ抵当先取権」を有するので、もはや第三者が先取権を争うことはできないとし、それは大審院の判旨①のとおりであるとする。また、Yが三井銀行、第二十国立銀行の権利保全のために抗弁するかのように主張することについては、本件に影響を及ぼさないものであるという。預り証券は無効であるから、両者はYに損害賠償請求をすることができるだけだとするのである。

最後に、証拠に関する説明が付け加えられている。

この主張の構造を簡単に整理すると、次の見取図のようになるだろう。

### 1. Hから米穀の引渡を受けた事実について

- A. XはHと為替金支払について抵当権設定契約を結んだ。
- B. Hが支払期限を過ぎても為替金を支払わないため、4月28日に本件米穀の引渡を受けた。
- C. Xが本件倉庫を借り入れ、倉庫の鍵はXが管理した。
- D. 5月1日からX社員が倉庫に出張して米穀を売り払い、記録の管理も行った。

### 2. YとHが共謀して、Xの本件米穀に対する所持権の行使を妨害した事実について

- A. HがX出張員を誘い出した際に、Y社員が本件倉庫を封印し、鍵を持ち去った。
- B. 第一審、控訴審、上告審において、この事実は否定されなかった。  
⇒4月28日以後、Yが正当に本件倉庫の管理を行っているとはいえない。

### 3. Yの主張について

- A. XがYを訴えることはできない。——Y・3B  
＝Yの本件米穀の保管の事実を証明できないための抗弁である。
- B. Hの米穀を表象する証券を発行している。——Y・1A

⇒Hを信用して現物を確認しないままに発行した「空券」であり、無効である。

- a. Yの定款・営業規則に反している。
  - i 預り証券面と現物とで、品種・数量に相違がある。
  - ii 本件倉庫はXが借り入れているものである。
  - iii 4月28日から5月4日まではXが本件倉庫の鍵の管理を行っていた。
  - iv Yは本件倉庫を管理したことがない。
  - v YはHから倉敷料を受領していない。
- b. 証拠およびHの証言に符合する。
  - i 銀行・第二十国立銀行の所持していた預り証券の券面も現物と一致しない。
  - ii Hは本件米穀を自由に処分する特約があると証言した。
- c. Yの言動の理由を説明できる。
  - i 5月4日の行動はYの本件米穀の保管の実態がないことを隠蔽するためだった。
  - ii 帳簿と現物の相違が立会検査で発覚したとき、「身ノ代米」という弁解をした。

⇒Yに、XのHに対する抵当権に対抗する権利はない。

4. XがHに対して有する抵当権の効力について

- a. 抵当証にある倉庫名称の相違は抵当権の効力に影響を及ぼさない。
- b. 本件米穀の引渡を受けた。
 

⇒法的に、抵当設定者から抵当物の引渡を受けた抵当権者に対して第三者は対抗できない。

⇒Yは、Xの先取権に対して権利を主張できない。

＝このことは本件の大審院判決にも明示されている。
- c. Yのいう「公義務」について——Y・3B
 

⇒本件にまったく影響を及ぼさない主張である。

⇒預り証券は無効であり、三井銀行、第二十銀行は、Yに損害賠償請求をできるのみである。

＝両者は証券の無効が確定するまでYに対する損害賠償請求を控えている。

とりわけ1と3Bにおいては、Xが本件米穀の引渡を受け実質的にそれを管理していたということ、Yの本件米穀の保管には実態がなかったこと、これらの事実を立証するために間接事実が積み上げられていることが確認できる。X代言人がこうしたことを自覚的に行っていることは、再上告理由第六條等にも確認できる（「甲第二号三号四号五号六号七号等ノ（中略）諸証ハ其効力生動シテ上告人ノ権利ハ愈々確立スヘキモノナル

ニ)。また、その間接事実の積み上げの内容は、Yの定款・営業規則に反する事実の存在(3Ba)、証拠との整合性(3Bb)、Yの言動との整合性(3Bc)のチェックにまで及ぶものである。ここには、主張を証拠、間接事実から見ても合理的なストーリーとして組み立て、立証しようとする思考が見て取れる。

なお、3Bは、Yの本件米穀の保管に実態がないことを主張する趣旨で組織されており、Yがその定款に反して本件米穀を調査せずに預り証券を発行したというところに重点があることは明らかである。が、後に見るように、裁判所は、Xが波線部分の「信用した」という部分に強調点を置いたもの、つまりYがHを信用したという点を非難したものと解釈したように見受けられる。

### 証拠物の取捨(第一條～第九條)

以上のように、双方当事者の陳述が示された後、裁判所は、証拠物ひとつひとつの信用性を検討する作業に入る。その概要を整理し、次頁の表に示す。項目は、判決文の條数、検討の対象となる証拠、取(○)捨(×)の別、証拠の内容、採否の理由、先にまとめた双方当事者の陳述に表れる各証拠に対応する事実とした。

このような記述が判決文に表れるというのは、先のXの証拠の趣旨の陳述の記載とともに珍しい事例であると思われるが、これは、裁判所が大審院の判旨に従って厳密に事実認定を行おうとする意思の表れではないかと推測される。そして実際、この証拠の採否の判断のなかには、現在でもなされているような判断が見られる。というのも、証拠の採否を判断する際理由を見れば、成立の日付<sup>57)</sup>、他の証拠ないし事実による裏づけの有無などに関する判断が行われている<sup>58)</sup>からである。事件の発生を証すべき証拠の作成された日付が訴訟提起後である場合、当事者<sup>59)</sup>の弁解がそれを裏づける確かな根拠を伴わない場合などには、信用性は否定されるか、低く見積もられざるをえない<sup>60)</sup>。ここには本稿2(2)で確認した、事実の主張に確かな裏づけを求める思考が表れているように思われる。もっとも、それは、以下で確認するように、その実現のための適切な手法を欠いているために、誤った表現へともたらされるものである。

なお、甲参考証第五号証～同第九号証、同第十号証、乙参考証第一号証～同第三号証の「事実」欄に着目すれば、双方の代言人が、相手方の提出した証拠のなかにも、自分の主張にとって有利な証拠を見つけるということを行っているのがわかる。これも現在、訴訟代理人が行うべき活動に数え上げられることである<sup>61)</sup>。

### 範例(第一審判決)との比較

以上、大阪控訴院の判決文から、双方代言人の陳述の内容、大審院の判旨を受けて裁判所が行った証拠の取捨選択に関する読み取りを行った。次には、裁判所がこれに基づいて導き出した判断についての分析を行うが、その前に、この裁判に関する模範的な判

條	対象	取捨	内容	理由	事実
1	甲1	○	為替手形、抵当設定、抵当預証	Hの署名押印・口供。	X・1A
2	甲2	×	物品引取、補足米受合	他に証拠がない。	X・1B
	甲3	×	同時物品立合調の証書	Hの口供。Iの口供。	
3	甲4	×	警察への5月22日付届出書	Xの作成。後日である。	X・2A
	甲5	×	米穀出入処分の明細帳の写し	Xの作成。Iの口供。	X・1C
4	甲6	×	5月4日付Iの手續詫書	Iの口供。	X・2A
	甲7	×			
5	甲8～13	×	本件倉庫の倉敷料領収書	争論生起後の日付。	X・3Baii
	甲15～21	×			
6	甲14	○	HがXに宛てた手紙	Hの口供。	X・1D
	甲22	×	倉庫の鍵の弁償を促す手紙	紛失の日付・鍵を特定できない。	X・3Baiii
7	甲参1	○	Y定款		X・3Ba
	甲参2～4	○	X・Y・H・Iの問答口供		
	甲参5～9	×	蔵保守の問答口供	証言が一致しない。	X・1C・D X・3Bai X・3Bcii Y・2C
	甲参10	○	乙参4に付箋を付したものの		X・3B
	参考書1～11	?	始審訴状の写しなど	証拠物ではない。	X・2A・B
8	乙1	○	Hの米穀保管委託の申込書		Y・2A
	乙2	×	YがHに発行した預り証券	Yが記載し、Xに効力がない。	Y・2D
	乙3	○	関係者による米穀調査書	関係者全員の署名押印。	Y・2D
	乙4	×	証券取調書比照表	Yの作成。	Y・2D
	乙5	×	その説明書		Y・2D
	乙6	×	?	Yによる取り下げ。	
9	乙参1～3	○	Yの営業規則・証券書式など		X・3Ba
	乙参4～5	○	始審の弁駁書		
	乙参6～7	○	判決文(H・三井銀行・第二十)		Y・3B
	乙参8	○	三井銀行の執行願出書		Y・3B
	乙参9～10	○	?		Y・1B
9 末	甲番外1～5	?	預り証券の原簿など?		X・3B
	乙参考書11	?	?		X・3B

決がどのようなものでありうるか、そのひとつの例を確認しておきたい。本件の第一審判決（明治19年11月22日東京始審裁判所判決、史料3を参照<sup>62)</sup>）がそれである。

その判決文のうち、裁判所の判断の理由に注目すれば、その構成は、双方代言人の陳述や大審院の判断に表れている争点、すなわち、HからXへの本件米穀の引渡の事実、Yの本件米穀の保管の事実について、それぞれの存否を順に検討するというかたちにな

っている。そこではまず、議論の前提として、X H間の抵当設定の契約、Y H間の保管委託の契約が有効に成立したものであることが確認される。その認定の際には、HがX Yそれぞれに対して自身で差し入れたことを認めた甲第一号証と乙第一号証が根拠とされている。また、このときには、契約の成立要件として一般的に問題とされるべき、契約の対象となる物件につき、契約書記載の品種・数量と倉庫内の品種・数量に相違が見られることが「原告被告立会ノ上其現在高ヲ取調ヘタル立会調書」に基づいて言及されている。その文面上の効果として、この点については、X、Y、Hが契約の成立を妨げる要因として問題視してはいないということが示されるかたちとなっているように思われる。

次に、HからXに対する本件米穀の引渡があったか否かが検討される。ここで、裁判所は、甲第二号証を、「現ニ清右衛門ヨリ原告へ差入レタル証書」であると手代Iが認めたことを理由として、甲第三号証、同第五号証を、これを筆記した手代I自身がその成立を認めたことを理由として、採用することを示している。つまり、甲第二号証、同第三号証、同第五号証について見れば明らかなように、Xが提出した証拠の成立についてHと手代Iが争っていないということが、これらの証拠を採用する際の根拠となっているのである。そして、これらの証拠から、その記載のとおり、引渡という事実が存在したものと認定される。

これに続き、Yの本件米穀の保管という事実の存否が検討される。そこでまず裁判所が焦点を当てるのは、Yが保管業務の態様につき、自己の用意した鍵を用いると主張しているところである（「唯倉庫会社ノ錠ヲ以テ之ヲ鎖シ出入ノ都度其依頼人ノ請求ニ従ヒ社員立会錠鎖ヲ開キ正当ニ出荷シ得ヘキ分ヲ引渡ス手續ニ有之」）。これにより、問題は、YからXに対する妨害行為があったとされる5月4日以前から本件倉庫にYの用意した錠が用いられていたか否かというところに収斂することになる。こうして、Yが自ら特定した観点に沿って、問題となる倉庫の所有者、実際に管理に携わっている蔵保守の証言が検討されるわけである。すると、証人3名からは、自身の管理する倉庫について、5月4日以前にYの錠を用いたものはなく、Yに貸し渡したこともないとの証言がある。それ以外の1名の証人が、自身の管理する倉庫4か所のうち2か所についてはYの鍵を用いていたというが、それがいつからかは不明であるだけでなく、Yに倉庫を貸し渡したことはないという。これらは、Yによる保管の実態がなかったことを窺わせる事実である。裁判所は、これらの証言から、Yによる保管という事実は存在しなかったと認定するのである。

裁判所はこうして当事者間の契約の有効性と事実とを認定した後に、これに適用すべき「先ツ其現物ヲ受取りタルモノニ其占領権ヲ帰セサルヘカラス」という命題を示し、それに事実をあてはめ、Xの請求を認容するに至る。また、裁判所は、5月4日に保管委託の対象となった米穀はXの抵当に取ったものではないとしながらも、Yがそれを証

明しないかぎり、Yがその保管につき権利を主張することはできないということをつけ加えている。

このように、第一審判決の記述は簡潔であり、経済的であることがわかる。そしてそれは、当事者の争点の把握にかかっている。ここでの争いは、引渡の事実、保管の事実、これらの存否にあり、この事実認定という問題を的確に解くことができれば、裁判所の役割は果たされることになるだろう。そのときに採られる手法は、当事者の主張に即して証明されるべき事柄を特定し、それについて判断するというものであった。東京始審裁判所はそれらについてのみ、判断を下したわけである。

それではここで、この東京始審裁判所の判断と大阪控訴院の判断とを比較してみたい。この点、これまでの分析をふまえてすぐに気づかれるのは、両者による証拠の取り扱いの相違である。前者においては採用されていた、甲第二号証、同第三号証、蔵保守の証言（甲参考証第五号証～同第九号証）を、後者は採用していないのである。もちろん証拠の採否自体は本件について大審院も指摘しているとおり事実審裁判官の自由であるし（「証人又ハ参考人ノ陳述中信スヘキ理由アリテ之ヲ採リ採ルヘカラサル理由アリテ之ヲ擯クルハ元ヨリ裁判官ノ職権ナリ」）、われわれが実際に行われた訴訟過程を迫体験できない以上、その当否を当事者の立場から厳密に論じることはできないだろう。実際、問題は証拠の採否の当否それ自体にあるのではない。そうではなく、その採否が結論にもたらす説得性の有無にある。そして、ここで比較したいのは、証拠の採否にあたって働いている思考および用いられている手法である。

この点を解明するためには、2つの問いを分けることが有用であるように思われる。すなわち、第一に、大阪控訴院はどのように甲第一号証、同第二号証、蔵保守の証言を排斥したのか、第二に、東京始審裁判所はなぜ蔵保守の証言を採用したのか、という問いである。これらは密接に関わり合う問いであるとはいえ、第二の問いについては後述することとし、ここではさしあたり、第一の問いについて検討する。

大阪控訴院はどのように証拠の採否を決定しているのか。そのための基準が問題となるが、裁判所は、証拠がそれだけで直接に、それを提出した当事者の主張する事実の存在を指し示すか否かをもって、その採否の基準としているようである。また、その際には、大審院の判旨④にある「証人参考人ノ陳述ハ之ヲ分取スルヲ得ス」ということを意識してか、（双方当事者ではなく）Hとその手代Iの証言の多くを取り上げ、かつ、ただちにそれらを議論の前提として受け容れるということが行われているように思われる。もっとも、この裁判は加藤のいう「嘘つきの争い」にあたり、論理的には嘘をついている当事者、関係者が存在する。したがって、裁判所にはこれを見定めることが要求されるところ、その場合に双方当事者とそれぞれ利害を共有するような証人の証言のすべてを前提とすれば、事実の存否は不明となる道理である。これは、蔵保守の証言が斥けられるところに見やすい。これらの証言は、ひとつの方向性において事実を照射する

ものではなかったために、採用されなかったのである（「引合人DEFA等ノ問答口供ニテ各彼レニ不利益ナルアリ此ニ利益ナルアリ此ニ利益ナルモ彼ニ不利益ナルアリテ其供出一ツナラス故二本訴判決ノ材料トスルニ足ラストス」）。

この傾向は、甲第二号証、同第三号証の取り扱いにもあてはまる。裁判所は、これらの書証に関連するHとその手代Iの証言を取り上げ、その内容に従って、証拠の採否を決定しているようである。判決理由の第二條では、書証の成立に関連するHとその手代Iの証言が（甲第一号証に関するものも併せて）逐一取り上げられている。このとき、Hは甲第二号証の成立の真正について肯定的な証言と否定的な証言を同時に行っているが、それらはストーリーとしては矛盾なく一貫しているように見える（証書の存在は認めるが、それは後日、脅されて作成したものだ）。甲第三号証についても、手代Iの証言は同様のものである（証書の存在は認めるが、X側から促されて作成したもので、作成日付も覚えていない）。裁判所はこれらの証言を採り、証書の真正の成立を否定する。裁判所はHとその手代Iの証言を根拠として、甲第二号証、同第三号証を斥けるわけである。したがって、本件米穀のXに対するHからの引渡の事実は存否不明（Hの証言を全面的に採用すれば引渡の事実は存在しない）となる。

裁判所が示す判断は次のような流れをかたちづくっている。すなわち、米穀の引渡という事実を裏づける証拠がもっぱら甲第二号証、同三号証だけであり、その事実を裏づける他の事実が存在せず（これには、鍵の引渡に関する、判決理由の第六條での甲第二十二号証の検討も関わっている）、その事実を裏づける唯一の証拠が採用に値しないため、その事実の存在は証明されない。実際、判決理由の第二條の記述にはそのような意図が読み取れるのであって、その意味では論理的なものである。これは一見、直接証拠の信用性が争われる場合に間接事実からその信用性をチェックするという場合と同型の思考を示しているようにも思われる（「抑倉庫内大数ノ米穀ヲ引渡スニハ其倉庫ノ鍵ヲ引渡ス可キハ事例ノ自然ナルニ其事実ノ見ル可キモノナクシテ」）。

そこで、これをもう少し詳しく見てみよう。裁判所が、甲第二号証、同第三号証の採否を判断するとき、その根拠として決定的な役割を果たすのは、引渡の事実はないとするHの証言と引渡の事実を裏づける鍵の引渡の事実を裏づける証拠が信用に値しないということである。そこから翻って、Hとその手代Iによる証言が「強チ之レヲ虚妄ノ言ト云フヲ得ス」と判断されるのである。なるほど、提示されるストーリー自体は、Xが存在しない引渡の事実を作出する目的で証書を偽造させたというもっともらしい筋書を備えているともいえる。しかしながら、この一連の判断の根拠とされる事実はすべて、証拠がないから存否が不明である、といえるにすぎないものであるところに注目しなければならない。そこで検討された証拠（に関するストーリー）を一見、事実の存否を証明する意味ある証拠として結びつけ組織するものは、裁判所が推測したストーリーのみなのであって、それを積極的に支持する動かし難い事実の存在が提示されているわけでは

ないのである。この点は、X 代理人も再上告理由の第二條において指摘するところである（「其甲第二三号証ヲ否認スル反証ニ掲ケラレタルモノハ上告者カ被告人ト共謀セリト始終論告シ来レル橋本清右衛門主従ノ口頭無証ノ陳弁ニシテ而カモ其全部ニ非ルナリ」）。ここに示されているのは、いわば、疑似〈直接認定の反証型〉の事実認定である。

それに対し、東京始審裁判所は、同じ甲第二号証、同第三号証について、H と手代 I が自筆のものであることを認めたという点を重視し、その経緯における瑕疵に関する証言を採用しなかったということがわかる（「虚空ノ書面タルヲ徴スヘキ反証ナキ」）。それは、一方では、本件米穀の引渡という主要事実に関する証書の成立を双方がともに認めているということ、他方で、その真正を否定する方向に働くべき要素がもっぱら H とその手代 I の証言のみであり、それを裏づける客観的根拠に欠けるということ、こうしたことから導き出される判断であろう。このことから、甲第二号証、同第三号証は成立について争いが無いという動かし難い事実を根拠として用いることが可能となり、しかもそれが H から X への本件米穀の引渡という主要事実についての直接証拠であることから、主要事実の存在が認定されるのである。この手法は、事実認定の〈直接認定型〉にあたる。

したがって、ここで設定した第一の問いには、次のように答えるべきであろう。大阪控訴院は、証拠が直接に立証すべき事実の存在を証明するか否かということを基準として、証拠の採否を決定している。また、証人、参考人の証言を議論の前提として受け容れるという方針を採っていると考えられる。このとき、蔵保守の証言は相互に矛盾しており、立証すべき事実をひとつの方向から照らすものではないために、証拠として採用されない。一方、H とその手代 I の証言は合理的なストーリーを提示するものであるため、証拠として採用される。そのストーリーとは、甲第二号証、同第三号証の信用性を否定する方向に働くものである。それが中心に据えられ、それに対する反証となるような事実が存否不明であるということが、そのストーリーの合理性を裏づける（かのよう）に梃として用いられた結果、甲第二号証、同第三号証は採用されなかったのである（逆に、H や I の証言が証拠の信用性を肯定する方向に働く場合には、その証拠は採用されている（甲第一号証、甲第十四号証、乙第一号証））。

大阪控訴院の証拠の採否にかかる判断は、以上のように、一見すると論理的であり、近代的な事実認定手法を用いて導き出されているかのように見えるが、実際には適切な根拠を欠く推測によってかたちづけられていることが明らかになった。いずれにせよ、この証拠の取舍選択の過程において、本来この裁判の帰趨を左右するはずの、H から X への本件米穀の引渡という事実については存否不明という結論が出されたということを確認し、判決文の分析に戻ろう。

### 争点の提示

裁判所は、証拠の取捨選択を提示した後、本件の争点を列挙する。以下の判決理由の記述は実際にこれらを検討するかのように見えるが、これらの列挙の仕方から、裁判所が本件の争点を把握していないことが窺われる。当事者の主張の論理的な構造上、序列づけを伴うはずのものが同列に置かれているのである。

#### 本訴ハ結局

- ①其争フ所ロノ米穀ハYカ保管ニ係ルモノナルヤ。——被1・2、願2C・D
  - ②Xカ之レヲ所持セシモノナルヤ。——被1、願2A
  - ③Yカ発付シタル米券ハ空券ナリシヤ。——被3B、願2C・D
  - ④Xハ四月廿八日該米穀ノ引渡シヲ受ケタルモノナルヤ。——被1、願2A
  - ⑤Yカ所持スル鍵ハ五月四日Xノ役員ヲ欺キ持去リタルモノナルヤ。——被2、願2B
- ノ点ヲ審判スルニ止ル

このうち、双方の代言人が設定している主要な争点は①と②である。③は①の事実の存在を認定することを妨げる間接事実として、④は②を示す具体的事実（主要事実）として、⑤は①の事実の存在を認定することを妨げる間接事実として、それぞれ提示された事実である。つまり、①に③および⑤が関連づけられ、②に④が関連づけられるというのが、双方代言人の認識であったと考えることができよう。

### 裁判所の判断

第一に、裁判所は争点①②について判断する（趣旨のようである）。甲第一号証、乙第一号証に基づき、XH間、YH間の契約がともに有効に成立していることが認定される。そのうえで、裁判所はXH間の契約とYH間の契約の効力の優劣の比較という論点を、本件に最も緊要なものとして新たに提示する（「甲乙第一号証ノ効力ニ付強弱如何ヲ判決スルヲ最モ緊要トス」）。ここで、争点①②に対する判断は示されることはない。

第二に、裁判所は争点③について判断する（趣旨のようである）。裁判所は、YがHを信用して本件米穀の品種・数量などを調査せずに預り証券を発行したことをXが「痛論」しているところに注目する。そして、Xが抵当品を預けていることを見ればXもまたHを信用したといわざるをえないとし、XYの管理が緩慢だったためにこのような事態に至ったのだというのである<sup>63)</sup>。裁判所はここで、HがXYの信用に乗じて両者と契約を結び、本件米穀を移動したり増減したりしたのであり、その策謀の証拠が甲第十四号証であるとする。ここでは、争点③に対する判断は示されない。

第三に、裁判所は争点⑤について、Hが鍵を所持しているというような事実があり、

XからYが鍵を奪ったという事実の証拠がないため、判断できないとする。それに付け加えて、鍵の所持から保管の事実を判定することはできないとしている。

第四に、裁判所は争点④について判断する（趣旨のようである）。まず、Xが本件米穀の引渡を受けたから預り証券が仮に有効であったとしても先取権を対抗することができないとする点について、Yに対してそれを争うことはできないとする。次に、その引渡の点については、「第二條」のとおり、証拠がないとする。

第五に、裁判所はふたたびXH間の契約とYH間の契約の優劣という論点についての判断を示す。まず、争点③について、Xが預り証券を無効だと主張するが、YH間の契約が有効だからこそ預り証券が発行されているのだから、預り証券は有効だという。そして、XH間の契約は「尋常貸借」の契約であるが、YH間の契約はそれに優越するという。その理由は、「最初清右衛門ト特約シ米券ヲ発シ其運轉及ヒ金融ヲ活潑ナラシメ商業社会ノ便益ヲ目的トシ」X旧頭取らが「其筋ノ許可ヲ得創設シタル」倉庫会社が発行した預り証券は「商業特種ノ性質ヲ備ヘタル証券」だからである。

以上から、裁判所はYの請求を認容するのである。

見取り図はおおよそ次のようになる。

#### 1. 争点①②について

乙第一号証、甲第一号証はともに有効であり、XH間、YH間の契約はともに成立している。

両者の効力の優劣を定めなければならない。

#### 2. 争点③について

Xは、YがHを信用したことを「痛論」するが、それは自身も同じだ。

なぜなら、XもまたHに抵当物を預けているからである。

⇒XY両者の管理が「甚タ緩慢」であったためにこのような事態に至ったのだ。

⇒Hは信用に乗じて、XY両者を欺き、その際に倉庫を開閉したことはいうまでもない。

その詐術の証拠が、甲第十四号証の書簡である。

⇒これを見ても、帳簿と現物の数量・品種が符合しないのはHのせいであることがわかる。

#### 3. 争点⑤について

鍵の所持という事実から保管の実態を判断することはできない。

#### 4. 争点④について

A. 抵当物の引渡を受けたXに対して先取権を対抗することはできない。

⇔Yに対して先取権を争うことはできない。

B. 本件米穀の引渡を受けた。

⇔引渡があったかどうかを示す証拠がない。

## 5. XH間の契約とYH間の契約の効力の優劣について

### A. 争点③について

YH間の契約が有効だからこそ、預り証券が発行されている。

定款に違背する等は、Yの不都合を責めるにすぎない。

預り証券は、YH間にそれを不正な目的で用いる共謀があった証拠もなく、有効である。

### B. YH間の契約の効力について

XH間の「尋常貸借」契約に対し、YH間の契約は優越する。

X旧頭取もその設立に関わっているYが発行するのは「商業特種」の証券だからである。

裁判所が本件の争点を理解していないことは争点の提示の仕方にも表れていたが、判決理由の内容を確認すると、その徴表がいつそう顕著である。たとえば、4Aの判断は(その理由が示されていないことを措くとしても)、4Bで引渡の事実を存否不明とした場合には不要の論点に対するものである。

また、争点③についての判断に関わる2において、裁判所はYの本件米穀に対する保管の実態がなかったということをも本件米穀の品種・数量等が券面と現物で相違していることの根拠のひとつとしている。そうである以上、本来であれば争点①③については結論が出ているともいえるが、このHの策謀という事実が積極的にそこへと結びつけられることはない。むしろ、裁判所は5Aにおいて、定款に違背しているということはYの不都合にすぎず、預り証券の効力には影響がないというのである。こうしたことから、裁判所において、争点の把握、当事者の主張の論理構造の把握がなされていないということは明らかである。実際、この点については、X代言人もその再上告理由の第七條のなかでこうした事実に関する裁判所の判断に見られる矛盾を指摘しつつ、「此レ全ク本訴ノ性質ヲ誤解シタルモノナリ」としている。

さらに、Yの保管に実態がないという事実、Hの策謀という事実は、判決文中では根拠なく突如として導入される事実であるということに注目したい。ここで裁判所が推測する事件の真相とでも呼ぶべきものは、HがXY両者を欺いて本件米穀に何重もの抵当を設定し、Xを欺くための手段として甲第十四号証の書簡を用いて、本件米穀の数量を増減させたりそれを移動させたりしたというものである。これ自体は、ストーリーとしてありえないわけではない。しかし、このストーリーは、再上告審の判示にあるとおり、「『甲第十四号証ノ如キハ清右衛門カ正実ラシク手翰ヲ以テ被願人銀行ヲ欺騙シタルモノナリ』ト判示セシハ其理由ノアル旨ヲ知ルニ由ナ」という類のものなのである。根拠のないストーリーが互いに互いを根拠づける関係にあるかのように組織する、この

ような思考は、先の第二條において、甲第二号証、同第三号証に関する判断のときに表れたのと同型のものであると考えられる。

ところで、このように、大阪控訴院の判断が説得力を欠くものとなるにあたっては、先に立てた第一の問いに対する答えにおいて示されたものとは別の、証拠の取り扱いに関する思考の不適切性も関与しているように思われる。それを確認するために、ここで、先に立てた第二の問い、東京始審裁判所はなぜ蔵保守の証言を採用したのかについて、検討してみたい。それに関連して、現在の高等裁判所裁判官による興味深い発言がある。

一つ一つは決定的でない証拠でも素直に決定的でないままに評価しておく、最後にしっかりしたストーリーが出来上がることがあります。弱い証拠でも手をつなげる強い証拠（円環）・多岐に関連した動かない事実になります。判断過程では、薄い証拠は薄い証拠として評価しておけばよいでしょう。ただ、想像力によってばつと強いものになることがあるのです。もっとも、その後では、全部を合理的に説明する他のストーリー（仮説）はあり得ないのかという点の吟味も必要ですが。／そのようなことを考えると、薄い証拠を個別に排斥するのは簡単だが、そういうやり方ではなく、逆に、薄い証拠や間接事実でも残しておいて、最後に、他の証拠によるしっかりした認定事実のストーリーの下に、合理的な説明によりきちっと排斥するようにすることが大切だと思います。<sup>64)</sup>

これは、信用できない証拠をあらかじめ個別的に排斥してから、残された信用できる証拠を合理的に説明するストーリーを洞察するという、証拠から事実へと向かう一回的、一方向的な思考過程によっては、事実認定は完結しないということの意味しているように思われる。証拠が個別的に有する客観性、信用性が自ずと高まるといったことは考えられない以上、ここで語られているのは、合理的なストーリーとの相関によって獲得された新たな視点からなされる、証拠についての再解釈という事態ではないだろうか。証拠が持つ意味は、それをいかなる角度から見かに依存して、相貌を変える。信用性が薄いと思われた証拠も、新たな側面からの光を当てられることによって途端に重要な意味合いをもって立ち現われてくるということであろう<sup>65)</sup>。実際、大阪控訴院の証拠の取捨選択に確認したように、民事事件において提出される証拠が、個別的に見れば、さまざまな意味で事実の存否を証明するのに決定的とはいえない側面を持つことを考えれば、确实といえる証拠は少なく、それだけではストーリーの合理性を支える強力な根拠とはなりがたいということは十分に考えられることである。そうであるとすれば、合理的なストーリーにその根拠を求めようとするときには、ふたたび証拠のなかからそれを探り出すという作業が必要となるように思われる<sup>66)</sup>。

この点をふまえれば、東京始審裁判所が蔵保守の証言を採用したということは、次の

ような意味を持っている。すなわち、当事者および関係者の利害の対立状況を前提としてそれ自体を眺めるかぎり、互いに衝突するような利害の表現、互いに矛盾する内容を持つストーリーの総体としか見えないような各蔵保守の証言が、妨害行為があったとされる時点以前から本件倉庫が倉庫会社の管理下にあったか、その鍵が倉庫会社所有のものか否かという視点を設定した後は、倉庫会社の管理に実態がなかったことを示す証拠として意味を持つ<sup>67)</sup>ことになるわけである<sup>68)</sup>。

したがって、東京始審裁判所はなぜ蔵保守の証言を採用したのかという問いに対する答えは、争点の把握に基づく特定の視点から、事実、証拠を(再)解釈するという作業を行ったからであるということになるだろう。

それに対し、大阪控訴院はこのような思考過程を経ずに、まず個別的に信用に値すると判断した証拠のみを用いて事実認定を行おうとしているために、これらを推測によって関連づけようと腐心しているように見える。そして、この判決文においては、結局、ほとんどの事実は存否不明とされてしまうために、残された方策は、X H 間、Y H 間の2つの契約の法的効力の優劣を測るという問題を設定し、それを解くこととなるのである。そこで裁判所は、本件に関わる契約の性質につき、法的根拠のないような効力を認めてしまい、ある種の立法をも行うという結果に陥っている。双方当事者の争点についての判断を示さず、司法の枠組みを超えた立法的判断を行ってしまったのは、もはや近代的な司法を実現するにふさわしい裁判所とはなりえないであろう。

## ②第二の事案：裁判官・代言人が東京大学法学部出身者である場合（史料5参照）

### 【事案の概要】

原告によれば、原告、三菱会社（以下、Xとする。）は明治18年1月2日から4月27日まで、石巻港から東京へ米大豆を輸送し、被告、橋本清右衛門（以下、Y<sub>1</sub>とする。）の倉庫にそれを一時的に預けてきた。Xは、Y<sub>1</sub>、第百国立銀行（以下、Y<sub>2</sub>とする。）、倉庫会社（以下、Y<sub>3</sub>とする。）に対し、本件米大豆の引渡を求めた。これに対し、Y<sub>1</sub>は本件米大豆の引渡を受けたと主張し、Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>から本件米大豆の引渡を受けたと主張し、Y<sub>3</sub>は本件米大豆を保管していると主張した。

### 【争点】

裁判所は、争点を次のように明快に示している。

本訴ノ米大豆ハ原告会社ガ其營業上石ノ巻港ヨリ東京ニ輸送シタル後之ヲ

- ・荷受人タル被告橋本清右衛門ニ引渡シタルモノナリヤ
- ・又ハ預ケ置キタルモノナリヤ否ハ本案ノ争点ニシテ

若シ該米豆ガ預ケ品ナリト決定スルニ於テハ

- ・被告銀行及ヒ倉庫会社ハ原告ニ対シ之ヲ保持スルノ権アルカ否ハ從テ生スル処ノ争点ナリ

### X 代理人の陳述

第一に、Xは、本件米大豆はXがY<sub>1</sub>に引き渡したのではなく、一時的に預けているものだと主張する。その証拠としては、「預り証」、「蔵有記」、「水揚証」、「送り状」があるという。このうち、「水揚証」は、慣習上「預り証書」であるから、印紙を貼用していないという。また、「送り状」の分は、Y<sub>1</sub>が第一国立銀行（訴外）に荷為替抵当に取られていたところ、Xが荷為替代金を支払って受け戻し、その所有権を取得したという。また、Y<sub>1</sub>が本件米大豆の一部を不法に売却したために、請求の内容に更正をせざるをえなくなったとする。

第二に、Xは、Y<sub>1</sub>が証書の成立は取引後であると主張するのに対しては、証書は、預り品でないとすれば成立しえないとする。また、乙第一号証については、押印もない一片の半切紙であるから証拠とは認めないとし、仮に証拠だと認めるとしても、CD等の権限外の行為であるから無効であるという。乙第二号証にある「倉質」、「荷為替」は三菱為換店が取り扱うものであるから、Xとは関係がないとする。

第三に、Xは、Y<sub>1</sub>がXの所持品についてY<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>と締結した契約は無効であるという。

### Y<sub>1</sub> 代理人<sup>69)</sup>の陳述

第一に、Y<sub>1</sub>は、本件米大豆をY<sub>1</sub>に一時的に預けているというXの主張に対しては、次のように反論を行う。まず、Y<sub>1</sub>は倉庫に余裕がなく、他から借りてすらいる状況であり、蔵敷料も受領せずに原告の便宜のために大量の米大豆を一時的に預かる理由がないとする。次に、Y<sub>1</sub>は、「水揚証」は「受取証」であるといい、乙第一号証によって、明治18年4月22日以前の米大豆は引渡を受けたものであることは明らかであり、「預り証」、「蔵有記」は明治18年4月25日に一括して受け取ったものであるから無効であると主張する。また、Xが「送り状」の分はXが第一国立銀行から受け戻したとする点については、Xが荷為替証券を提出しない以上、証拠がないと主張し、さらに、仮にそれが事実であるとした場合、XはY<sub>1</sub>に対して代金の求償をすることはできても、「送り状」の授受をもって所有権が移転するわけではないから、本件米大豆の引渡を求めることはできないとする。

第二に、Y<sub>1</sub>は、乙第二号証によって、Xが本件米大豆を貸付の「倉質」にとっており、荷為替金支払が未済であることを知っていることは明らかであり、本件米大豆が「預け物品」ではないことを知っているはずだと主張するのである。

### Y<sub>2</sub> 代理人の陳述

第一に、Y<sub>2</sub>は、Xが「水揚証」は「預り証書」であると主張するのに対して、本件米大豆を対象とするものかが明らかではなく、簡単なものにすぎないから、Xの本件米大豆に対する所有権を裏づける証拠ではないという。また、「蔵有記」はXが後日に作

成したもので無効であるとする。「送り状」についても、それによって所有権が移転するというのは慣例に反するという。Xが荷為替代金を支払ったと仮定しても、Xは本件米大豆の差押ができるにすぎないところ、Y<sub>1</sub>はすでに本件米大豆を保有していないので、Xには差押も不可能であるという。そして、事件の実態について、Xは貨物が到着次第、ただちにY<sub>1</sub>に引渡し、自由に処分させていたということをつけ加えている。

### Y<sub>3</sub> 代理人の陳述

Y<sub>3</sub>は、XがY<sub>3</sub>の発行した預り証券を持参しないかぎり、引渡の請求には応じないとする。

### 裁判所の判断

第一に、裁判所は、証書の日付に関する当事者の主張に着目する。そして、両者の主張には相違があるが、いずれにせよ、証書が取引後に成立したということについては争いがなく、後日に預り証が必要になるのであれば、取引の際に授受しないというのは不自然だということ指摘する。また、なぜそのようなことになったのかについてのXの弁解（「当時橋本清右衛門ガ諸所ニ負債ヲ起シ其身代ニ変動アルヘキ風説頻リナルヨリ後日ノ損害ヲ慮リ該数通ノ証書ヲ纏メ一時ニ領取シタリ」）からは、Y<sub>1</sub>の真正の合意を認めがたいため、証書がXの主張を裏づける証拠としては不十分であるというところまでが確認される。

第二に、裁判所は、三菱為換店が本件米大豆を「倉質」に取っているという争いのない事実に着目する。Xがこれについて、Xと為換店は組織としてはそれぞれ独立であり、責任の帰するところは同一でも取り扱う事務については関係がないというのに対し、裁判所は、Xの役員が為換店の事務を担当しており、責任の帰するところはX社長であるので、互いに独立とは言い難いとし、為換店の権限内において行った事柄についてXは承認していたと認定する。すると、Xは「自己ノ預ケ物品ヲ抵当ニ取り金円貸与スル」という不合理な行為を行っていることになり、これを合理的に説明するためには、本件米大豆はY<sub>1</sub>に引き渡されたものと考えるのが合理的であると判断されるわけである。裁判所はさらに、乙第一号証により、Xは、荷為替取引の正式の手続に従わず、貨物到着をもってただちに荷受人に引き渡すということを行っていたと認定している<sup>70</sup>。

以上のように、裁判所の判断は、争点の把握に基づき、それのみについて判断を示すという経済的なものとなっている。それは、判断すべき事柄が、XY<sub>1</sub>間の争いとXY<sub>2</sub>間ないしXY<sub>3</sub>間の争いと序列づけによってあらかじめ限定されるところにも表れている。その経済性は、判決文の簡潔性という形式に表れるだけでなく、その判断の内容において、裁判所が困難な判断を回避するというところにも表れているように思われる。この裁判は、本件米大豆の所在や証書の成立について基本的には争いがなく、証書の性

質についての争い、加藤のいう「解釈の争い」の様相を呈している。しかしそれを真正面から取り扱うことは、商慣習についての解釈に立ち入るといった困難な問題を孕んでいるといえよう。裁判所（また、Y<sub>1</sub> 代理人）は、この問題を証書の交付の日付に関する合理性の問題として設定し直すことで、判断の困難性を回避するような志向を示しているように思われる<sup>71)</sup>。当事者間で争いのない事実を見定め、それを足場とした判断を行うことで、ここでは、原告の主張を前提とした場合にそれに本来伴うべき事実（いわゆる「経験則」）と争いのない事実とを突き合わせ、そこに矛盾を見出すといった手法が採られている<sup>72)</sup>。この判決文は、争いのない事実、確実な事実から主要事実の存否を認定するという、近代的な司法にふさわしい思考過程について、ひとつの典型を示しているように思われる。

## 5. 一定の示唆

以上、東京大学法学部卒業生が関わった「深川凶慌」にまつわる判決文の分析から、そこで行われた事実認定がいかなるものであったかを確認した。そこからは、彼ら（また、司法省法学校速成科卒業生）が、現代の実務家が自覚している事実認定の一般的な手法を会得し、用いていたということが示唆される。すなわち、事案の争点の的確な把握の下に、さまざまな事実や証拠を合理的に説明するストーリーを説得的に構築する、あるいは、そのようなストーリーを裏づけるものとして提示される、さまざまな事実や証拠のなかから、動かし難い事実を見出し、それらを説明するストーリーの合理性を検証するという手法である。合理的な事実、証拠からストーリーの合理性を検証する、合理的なストーリーから事実、証拠の合理性を検証するという作業は、相互に循環的な構造をかたちづくり、事実認定はその反復を通じてなされるものである。

法的素養は、事案の争点の把握、主要事実を推認させる間接事実の積み上げ、その論理的構造の構築および把握といったかたちをとって、そこで行われる一連の解釈作業の経済性を条件づけるものとして現れる。この点については、第二の事案の判決文（あるいは、第一の事案の第一審の判決文）に顕著であるように思われる。そこでは、裁判所は、争点の把握によって、主要事実の存否に関わる当事者の主張から争いのない事実を見出し、主要事実の存否に関する問題を証明の容易な問題（証書の交付の日付が合理的か、倉庫の鍵が当事者の鍵であるかどうか）へと転換しているのがわかる。このとき問題は、当事者の描くストーリー（のなかでもより文脈を特定された事実）と証拠によって確認できる事実との首尾一貫性の検討へと移るのである。これは、証明のためのコストを減少させるとともに、結論を当事者に対して説得的に示すにあたって有効な方策であるように思われる（第一の事案における大審院の判旨の意義をその点に見ることもできるように思われる）。

これに対して、近代西洋型の法学教育を経ていない旧世代に属する裁判官が担当した第一の事案の審判の判決文においては、(それに先立つ大審院判決や、代言人の陳述のなかに争点が提示されているにもかかわらず)争点の把握がなされていないことが顕著であった。裁判所は代言人の主張の論理的構造を把握することができず、主要事実の存否を判断することには直接的に関わりのない不要の論点について、見当違いの判断を示すことになっていた。事実認定において行われるべき解釈作業も行われていなかった。まず、動かし難い事実を判断の根拠に据えるという思考が欠如していた。また、その判決文の構成から読み取れるのは、循環的・反復的な解釈作業ではなく、個別的な証拠評価から事実認定への一回的・一方向的な作業が企図されているということである。そして、そのような企図の下に個別的な証拠評価が行われると、確実な証拠といえるものが乏しいことが明らかになり、基本的に事実は存否不明とならざるをえないという事態が生じることになる。そのとき、その存否不明の事実は相互に関係づけられ、あたかも事実認定が行われているかのような外観が作り出されることにもなった。しかしそこに、動かし難い事実はない。これを言い換えれば、当事者の描くストーリーは不在だということである。そこで創作されたストーリーは、当事者の主張するストーリーから乖離しているため、当事者に対する説得のための材料にも乏しい。もしこの事件の真相とでもいべきものに根拠を求めるとすれば、裁判所は、当事者が提示したストーリーと証拠とは別に、独自に説得的な根拠を用意するという大きなコストを支払わなければならないであろう<sup>73)</sup>(もっとも、そのときには当事者主義の原則から逸脱することになるであろうが)。そこで行われていたのは、根拠のないものを組み合わせることであり、本稿2の冒頭に掲げた引用の喩えに倣えば、砂上の楼閣を築くどころか、砂を盛ることすら覚束ないというに等しいことであった。それはいわば、近代的な司法にふさわしい事実認定の手法とは似て非なる疑似的な形態であると考えることができる。

本稿の分析によって、明治20年前後における、法曹の旧世代と新世代の間的事实認定(法解釈)に関わる資質の相違、またそれを分析する際のひとつの視角について、以上のような一定の示唆を得ることができたと考える。

## 6. おわりに

本稿では、新旧世代の裁判官の判決について、そこに表れた事実認定の比較・分析を試み、新世代に属する裁判官、代言人の事実認定の手法が現在にも通じる性質を備えていたということ、それと比較して、旧世代に属する裁判官の事実認定の手法が近代司法における裁判にはふさわしくないものであったこと、これらについて一定の示唆を得ることができた。とりわけ新世代についていえば、法的素養が事実認定に表れるということが、その拠って立つところがイギリス法(東京大学法学部)であると、フランス法(司

法省法学校)であるとを問わず、法文化の相違を超えた基本的な特徴になっているという示唆も得られた。

ただし、ここでの分析にはさまざまな留保が必要である。第一の事案における控訴審を担当した裁判官、審判を担当した裁判官のなかには、司法省法学校卒業生も含まれていたが、彼らが裁判にどのように関わったのか、合議の具体的な態様はいかなるものであったのか、そのような点が定かではないということがある。また、世代についていえば、ここに登場した大審院判事たちもまた旧世代に属する人々であるということがある。彼らが身につけていた事実認定(法解釈)の手法が近代的な裁判にふさわしいものであったかどうかについては、別途、検討を要するところであろう。新世代についても、東京大学法学部における教育と司法省法学校における教育の内容や相違の有無等を確認する必要がある。

また、ここで分析枠組みとして採用した現在日本の事実認定論、法解釈論では、法典、制定法の存在が所与の前提とされているが、ここで分析対象として取り扱った判決は、いわゆる民法典論争前夜のものである。実際、本稿に登場した東京大学法学部卒業生は、英法派・実施延期派として民法典論争に関わることになるが、近代西洋型の法典の導入が事実認定の手法に与えた影響、それ以前と以後における実践の相違の有無・態様等は、ひとつの論点になるだろう。さらに、司法制度や訴訟手続原則による一定の制約、その変遷による影響、そして、彼らがすでに英吉利法学校の設立・運営というかたちで実際に携わっていた、これらを前提として司法を担う人材を養成するための法学教育についても、視野に収めなければならないだろう<sup>74)</sup>。

これらの点は、日本において近代法秩序にふさわしい裁判がなされるようになったのはいつか、という問題に大いに関わるものであり、その解明は容易ではなく、なかにはかなりの困難を伴うことが予想されるものもある。それを意識しつつ、今後も、明治期における事実認定について、多くの事例の分析を試みることで、問題の解明のための礎を築くことを期したい。

## 注

- 1) 司法研修所(編)2007、1頁。
- 2) 田中2011、509頁。
- 3) 加藤2008、313頁。
- 4) 吉岡1999、92頁。
- 5) 加藤2008、306-307頁参照。
- 6) 同、323頁参照。
- 7) 吉川1999参照。
- 8) 村田2006、46頁。
- 9) 同所参照。なお、加藤(編)2009a、339-340頁も同趣旨。

- 10) 加藤 2008、323頁。
- 11) 司法研修所(編) 2007、334頁(「事実認定を語る～高裁裁判官インタビュー集」)。
- 12) 同、320頁。
- 13) 同、315頁。
- 14) 松本伸也は、民事訴訟の構造を、訴訟物を頂点として、その下に、要件事実、主要事実、間接事実などを配した「ピラミッド」として描き出している。松本 2002、275-276頁参照。
- 15) 司法研修所(編) 2007、371頁。
- 16) 増島 1887、5頁、強調原文。国立国会図書館近代デジタルライブラリーを利用した (<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/795399>)。
- 17) 安政 5 (1858)年生。明治 13(1880)年、東京大学法学部卒。明治 13(1880)年より、代言人。『日本法曹界人物事典』第 6 巻、120頁、212-225頁、609-614頁、第 7 巻、481-494頁参照。なお、同書第 7 巻には、本稿で分析する第一の事案について、「有名なる東京深川米穀問屋橋本清右衛門の事件起るや其關係する所三菱會社運輸會社倉庫會社各地の荷主其他第一第百銀行等に涉りて事體頗る大なるものなり君は第百國立銀行の依頼を受け四面の敵手と對決し五年の星霜を経て第百銀行を唯一の勝利者とならしめたるが如き」(486頁)とある。
- 18) 安政 2 (1855)年生。明治 15(1882)年、東京大学法学部卒。明治 15(1882)年より、代言人。大植 1971、399頁、『日本法曹界人物事典』第 6 巻、181-187頁、423-426頁参照。
- 19) 安政 4 (1857)年生。明治 12(1879)年、東京大学法学部卒。明治 13(1880)年、ロンドン、ミドル・テンブル留学。明治 16(1883)年、パリスタ資格取得。明治 17(1884)年 9 月より、代言人。『日本法曹界人物事典』第 6 巻、187-198頁、505-509頁参照。
- 20) 安政 5 (1858)年生。明治 12(1879)年、東京大学法学部卒。『日本法曹界人物事典』第 6 巻、309頁、410-416頁参照。
- 21) 明治 18(1885)年、東京大学法学部卒。大植 1971、431頁参照。
- 22) 安政 3 (1856)年生。明治 11(1878)年、東京大学法学部卒。角田 2010 参照。
- 23) 以上の略歴につき、中央大学百年史編集委員会専門委員会(編) 1984、4-8頁も参照した。
- 24) 文政 8 (1825)年生。明治 8 (1875)年、初代大審院長。
- 25) 東京大学史料研究会 1993、246頁。
- 26) 同所。
- 27) 山崎 2010、19-20頁。
- 28) 以下、鶴見 1991 参照。なお、米穀流通システムとの関連については、大豆生田 2004 参照。
- 29) 鶴見 1991、169頁。
- 30) 日本倉庫協会(編) 2005、14頁(沼尻哲郎執筆部分) 参照。
- 31) 鶴見 1991、166頁、177頁注(2) 参照。
- 32) 渋沢青淵記念財団竜門社(編) 1957、296頁(「倉庫会社定款」)。なお、引用文中「管理」は「営理」が訂正されたものである。
- 33) 同、297頁。
- 34) 同、296頁。
- 35) 同、297頁。
- 36) 同、302頁(「倉庫会社営業規則」)。
- 37) 同、304頁。なお、引用文中「貸庫料」は「貨物」、「倉庫坪数」は「倉坪数」が訂正されたものである。
- 38) 鶴見 1991、170頁。
- 39) 同、171頁。
- 40) 同所。

- 41) 同所。
- 42) 三菱倉庫株式会社(編) 1988年、11-12頁(興振執筆部分)。
- 43) この点については、組織が未分化であったとする従来の見方に一定の留保を付す見解がある。関口 2002参照。また、三菱為換店の沿革につき、三菱銀行史編纂委員会(編) 1959、第一編第二章参照。
- 44) さしあたり、大石 2008、関口・武田 2010参照。
- 45) 日本倉庫協会(編) 2005、14頁(沼尻哲郎執筆部分)参照。
- 46) 『東京経済雑誌』第267号、1885年、686頁。なお、字体・表記を適宜改めた。以下同様。
- 47) 渋沢青淵記念財団竜門社(編) 1957、336頁。
- 48) 民事判決原本データベース ([http://www.nichibun.ac.jp/graphicversion/dbase/minji\\_j.html](http://www.nichibun.ac.jp/graphicversion/dbase/minji_j.html)) 上では、次のものが確認できる。なお、「」内、( ) 内には、当該データベース上での「事件名」(簿冊番号-簿冊内番号)を示す。以下同様。明治18年10月3日東京始審裁判所判決「貸甲州米取戻ノ訴訟」(10100080-0277)、明治19年12月28日東京始審裁判所判決「甲州米取戻ノ件裁判執行故障解除之訴訟」(10100090-0212)、明治20年7月15日東京控訴院判決「甲州米取戻訴訟事件 控訴」(10000167-0052)。
- 49) 渋沢青淵記念財団竜門社(編) 1957、339頁(『中外物価新報』第1274号、明治19年7月8日)。
- 50) この事案を担当した裁判官の略歴については、次のとおりである。

飯田恒男：「元大阪控訴院評定官従五位勳六等 茨城縣士族にして明治五年頃静岡眞淑、竹田忠質等と文部大録たり七年頃青森縣七等出仕に轉じ九年司法七等判事を兼ね十一年東京裁判所判事に任じ正七位に、十二年頃長崎上等裁判所判事に轉ず十四年大阪上等裁判所判事に遷る十五年栃木始審裁判所判事長に補し十八年四月六日勳六等に、廿年三月廿五日正六位に陞る廿一年頃奏任二等下を以て大阪控訴院評定官たり廿五年八月十五日茨城縣の郷里に卒す」(大植 1971、357頁)。

座光寺糾：「龍野區裁判所所屬公證人 飾磨縣士族にして明治五年頃牧野重正淺野長民等と權大解部たり九年一級判事補に、十年松本裁判所判事に任じ十二年頃從七位に、十四年同所長に補し十五年長野始審裁判所上田支廳判事長に遷り十七年長安道一土居徹等と正七位に陞り廿一年頃奏任四等上を以て大阪控訴院評定官たり明治卅一年十一月十九年歿す」(大植 1971、964頁)。

藤林忠良は、司法省法学校正則科第一期生である。在学中の成績はあまり振るわなかったようである。手塚 1988、49、52、53頁等参照。
- 51) 「所持品妨害除却詞訟事件 控訴」(10000170-0062)。
- 52) 『法学協会雑誌』第54号、77-93頁にも掲載されている。
- 53) この間の経緯につき、簡単な審理の日付と担当裁判官は、「渋沢子爵家所蔵」とされる「倉庫会社訴訟覚書」によれば、次のとおりである。第一審については、明治18年6月15日：「上告人ヨリ起訴」、同19年6月22日：「被上告人ヨリ答弁」、同年11月22日：「裁判」、「掛官 柳田直平殿」とある。控訴審については、明治19年12月8日：「被上告人ヨリ扣訴」、同20年1月13日：「上告人ヨリ答弁」、同年7月15日：「才判」、「掛官」として「裁判長 三坂評定官」、「専理 津村評定官」とある。上告審については、明治21年3月6日：「上告人ヨリ上告」、同年5月8日：「答弁」、同年7月25日：「才判」、「才判官掛長 岩谷評定官」とある。審判については、明治20(虫くい)年9月3日：「被上告人ヨリ審判願」、同年10月9日：「答弁」、同年12月28日：「才判」、「才判長 飯田評定官」とある。再上告審については、明治22年2月 日：「上告人ヨリ上告」、同年8月10日：「答弁」とある。以上、渋沢青淵記念財団竜門社(編) 1957、341-342頁参照。
- 54) なお、再上告審については、『裁判誌』第4巻、792-813頁も参照。史料4との異同として、細かな字句の変更・省略の他、再上告理由の記載は大審院の判決に関連する部分のみが抜粋されるかたちとなっており、被上告代言人の氏名が岡山兼吉となっている。
- 55) このような配慮が、個々の判決のみならず、司法制度全体の信頼性を担保する可能性を持つとい

う点については、裁判に関する社会心理学的研究が一定の示唆を与えている。菅原郁夫は、当事者の立場の尊重が当事者の満足をもたらすとする見解について、次のように述べる。「この見解に従えば、勝っても十分に尊重されなければ不満は残るし、負けても十分に尊重された結果であればそれを受け入れるということになる。別な視点からいえば、訴訟当事者は、自分の立場が尊重されず訴訟制度に対する不満が存在する場合、長期的視点で、今回は偶然勝ってもこの次はどうか解らないといった不安を覚えるのに対し、負けても訴訟過程において十分な尊重がなされれば、訴訟当事者は自己の社会的位置を確認することができ、長期的視点で、今回はたまたま負けたが、今後適切に行動すれば以後はきちんと受け入れられるといった安心感から、結果を認容するし、制度を受け入れるといったことが考えられるのである」(菅原 2010、211頁)。

- 56) これは、Xの主張の見取り図の対応箇所を示すものである。他も同様の趣旨。
- 57) この点については、たとえば、次の指摘がある。「作成の時期の問題ですが、要証事実と接近した時点で作られた文書の方が信頼性が高いわけです。ある事実、例えば、金を払ったという事実があったときに、その時点で接着してすぐ発行された領収書は信頼性が高いわけです。けれども、その金を授受してから後、一年も二年もたって領収書が出されたということであつたらちよつとおかしい。何故そういうふうな遅れた時期に出されたかということを確認めないと、そのままではちよつと怪しくて証拠になりにくいということになります。一般的に、後に作成されたものよりは、早めに作成された文書の方が信用性が高い。ことに、訴訟が起こってから、その事件について作成した文書というのは信用性が薄いといわれているのです。昔の民訴、昭和四年に旧民訴法が施行される前の民訴のころは、訴訟提起後の作成の文書は証拠にできなかったのです。証拠能力がないといわれておりました」(吉岡 1999、109頁)。
- 58) ただし、この点については、ここで裁判所が示している判断のいくつかに含まれる実質的な不適切性を以下で検討する。
- 59) この判決の場合には、ここに、他の証人は含まれていないように思われる。
- 60) 裁判において留意すべき情報の歪みとそれへの対処の仕方については、加藤(編) 2009の、第6章参照。
- 61) こうした活動の重要性を伝える事例については、加藤(編) 2009、38-39頁(馬橋隆紀発言)を参照。
- 62) この事案を担当した柳田直平は、司法省法学校速成科第一期生である。卒業席次は46名中24番とある(手塚 1988、114頁参照)。明治26年より大審院判事(楠 1996、287頁参照)。
- 63) 判決文中、「事此ニ至リタルモノト言ハサルヲ得ス」の「言ハサルヲ得ス」という箇所は、「認定ス」が訂正されたものである。
- 64) 司法研修所(編) 2007、388頁。
- 65) 松本は、裁判における立証活動を、「広大かつ混沌とした生の事実の海の中に埋没かつ散在して」いる石を拾い上げてピラミッドを組み上げる作業に喩え、「必要な石は、時として海底にひっそりと埋もれていて見逃しやすく、また、一見、不要なもののように見えて、実は他の石と組み合わせることによって、急に輝きを得るものもある」とする(松本 2002、276-277頁参照)。
- 66) 「動かし難い事実を集め、確実な証拠によって周辺事情をできるだけ詳しく固めていって、これらの収集された一群の事実からどのような事実を推認することができるかを判断し、さらにその事実と他の事実関係・証拠関係に矛盾・不一致がないかどうか、推認できる事実とその他の事実関係・証拠関係等が合致しているかどうか、調和しているかどうかをテストすることを繰り返します。そのような繰り返しによって、動かし難い事実が次第に増加していきます」(加藤(編) 2009b、364頁、村田渉発言部分)。
- 67) 「全体としては相反する証人の証言や当事者の供述であっても、それらの結論的な部分のみを取りあげ、相反する事実に関する報告であるとみるのではなくて、結論以外の部分にも着目して、あ

る期間中に起こったたくさんの方の出来事の連続についての一連の供述であることを重視して、個々の出来事に分解してみても、断片的でもよいから一致する部分を探す努力をすることが必要です。そうした観点から対比してみると、全く相反するようにはかみえなかった証言等であっても、事実経過等については一致した供述部分はかなりあることに気がきます。そうすると、これらの事実も、確実に動かし難い事実として事実認定の核として用いることができることになります」(加藤(編) 2009b、365頁(村田渉発言部分))。

- 68) もちろん、第一審を担当した判事がこのとおりの思考過程を辿ったなどというつもりはない。第一審においては、柳田判事がこの点についての見通しをもって人証調べに臨んでいた可能性もある。ただし、次のような指摘もある。「動かし難い事実は、そのすべてが人証調べに入る前の争点整理段階で明確になっていることが望ましいのですが、実際には証拠調べの際、あるいは証拠調べ後の証拠の再精査の際に、それまでに前提とされていた事実のほかにも重要な動かし難い事実があることに気付くことも少なくありません。その意味では、争点整理段階のみならず、証拠調べ後にも、再度、重要な事実や証拠の見落としがないかどうかという観点から、事件全体を見直してみる、あるいは検討し直してみるという姿勢も大切です」(加藤(編) 2009b、365-366頁(村田渉発言部分))。ここで確認したいのは、証拠を合理的なストーリーとの関係で捉え返す、その視点の設定の重要性である。
- 69) 武藤直中は、嘉永2(1849)年生。明治12(1879)年より、代言人。『日本法曹界人物事典』第6巻、245-248頁参照。
- 70) いわゆる「『却って』認定」である。それは、「『〇〇の事実を認めるに足りる証拠はない。却って……の証拠によれば、□□の事実【〇〇と両立しない事実】が認められる。』という認定」(西野1995、56-57頁)とされる。ここでは、本件米大豆の所有権の所在を基礎づける事実が認定できれば、その他の事実についての判断は裁判所にとっては不要である。西野喜一は、これが行われる背景として、「ある事実の存否が問題となっている時に、その事実が存否不明のままでは(これで裁判所としての判断はできるけれども)いかにも落着きが悪いので、ある事実の不存在という事態も含めて紛争の全体像に対する裁判所の認識と理解を明確に判示することが解決に有用である」(西野1995、55頁)という感覚があると推測している。
- 71) こうした点については、西野1995、100-103頁参照。
- 72) たとえば、次のような指摘がある。「動かし難い事実を主要事実レベルで導こうとすると、そう簡単ではないことが多いわけです。直接に売買の意思表示をしたことなどが動かし難い事実として認定できるような場合であれば、もともと揉めることは少ないはずですが。実務的には、(中略)、何気ない間接事実の多くは、当事者間で争いが無い事実であることが多いですね。そのような一つひとつは小さな事実を動かし難い事実として積み上げて検討していくと、案外、事案の本質が見えてくることのあるのではないのでしょうか。例えば、問題となっている売買契約書や保証契約書は、いつ、どこで作成されたのか、(中略)、ケースによっていろいろですが、書類を作成した日時や場所などは客観的な事実ですので、当事者間に争いが無いことが普通で、大体、動かし難い事実になります。そして、この作成日時や場所などが特定できれば、なぜ、その日、その時間に、その場所に集まることになったのか、関係者がたくさんいるのに一定の日時や場所に集まったのは、一般にそれだけの理由があるからなので、その経緯を確認していくことで交渉経過の一部が動かし難い事実として明らかになってくるわけです。そうすると、それらの事実を間接事実として交渉経過を推認していくと、双方の主張の合理性の有無が判断できたりすることになる場合も少なくないと思います」(加藤(編) 2009b、367-368頁(須藤典明発言部分))。
- 73) 「ただ、証拠の真正な成立を前提として、証拠の有する信用力・実質的証拠力を吟味・判定することにより確実な事実を認定し、それを事実認定に用いるのが安全で確実だとはいつても、確実であると判断している事実も1つの事実ですから、その存在に争いがある場合には証拠による証明を

要することはいうまでもありません。そうすると、その事実を証明する証拠の信用性判断のために二次的のより確実な事実がなければならないということになります。さらに、第二次の確実な事実を証明するためにも、また事実ないしは証拠の信用性の吟味・判定が必要になるというように、その連鎖・連続は無限に続くことになってしまいそうです」（加藤(編) 2009b、364-365頁）。

74) そのためのささやかな端緒としては、以前、小林 2009を試みた。訴訟手続の変遷等については、林屋2006参照。

## 参考文献

- 大豆生田稔 2004 「米穀流通の再編と商人——東京市場をめぐる廻米問屋と米穀問屋」高村直助(編)『明治前期の日本経済——資本主義への道』、日本経済評論社
- 大石直樹 2008 「三菱と共同運輸会社の競争過程——日本郵船会社の設立をめぐる」『三菱史料館論集』第9号
- 大植四郎 1971 『明治過去帳〈物故人名事典〉』、東京美術
- 加藤新太郎 2008 「民事事実認定の基本構造」伊藤眞ほか(編)『民事司法の法理と政策 上巻』、商事法務
- 加藤新太郎(編) 2009a 『民事事実認定と立証活動 第I巻』、判例タイムズ社
- 加藤新太郎(編) 2009b 『民事事実認定と立証活動 第II巻』、判例タイムズ社
- 楠精一郎 1996 『明治立憲制と司法官』、慶応通信
- 小林智 2009 「司法の近代化と自律的法解釈の条件整備」『テキスト布置の解釈学的研究と教育』第2巻第2号
- 渋沢青淵記念財団竜門社(編) 1957 『渋沢栄一伝記資料』第14巻、渋沢栄一伝記資料刊行会
- 司法研修所(編) 2007 『民事訴訟における事実認定』、法曹会
- 菅原郁夫 2010 『民事訴訟政策と心理学』、慈学社
- 関口かをり 2002 「初期三菱における組織と経営」『三菱史料館論集』第3号
- 関口かをり・武田晴人 2010 「郵便汽船三菱会社と共同運輸会社の「競争」実態について」『三菱史料館論集』第11号
- 田中成明 2011 『現代法理学』、有斐閣
- 中央大学百年史編集委員会専門委員会(編) 1984 『東京都公文書館所蔵 中央大学関係史料』
- 角田茂 2010 「藤田隆三郎の留学をめぐる」『中央大学史紀要』第15号
- 鶴見誠良 1991 「第三章 一八八四年手形取引振興策とその挫折——日本銀行と手形取引所」同『日本信用機構の確立——日本銀行と金融市場』、有斐閣
- 手塚豊 1988 『明治法学教育史の研究』、慶応通信
- 東京大学史史料研究会 1993 『東京大学年報 第二巻』、東京大学出版会
- 西野喜一 1995 『裁判の過程』、判例タイムズ社
- 日本倉庫協会(編) 2005 『新版 日本倉庫業史』、日本倉庫協会
- 林屋礼二 2006 『明治期民事裁判の近代化』、東北大学出版会
- 増島六一郎 1887 『訴答法規』、博文堂
- 松本伸也 2002 「陳述書の利用 訴訟代理人の立場での問題点と改善への期待」上谷清・加藤新太郎(編)『新民事訴訟法施行三年の総括と将来の展望』、西神田研究室
- 三菱銀行史編纂委員会(編) 1959 『三菱銀行史〔普及第二版〕』、三菱銀行
- 三菱倉庫株式会社(編) 1988 『三菱倉庫百年史』、三菱倉庫株式会社
- 村田渉 2006 「推認による事実認定例と問題点——民事事実認定論の整理と展開に関する一試論」『判例タイムズ』1213号

- 山崎利男 2010 『英吉利法律学校覚書』、中央大学出版部  
 吉岡進 1999 「第四章 民事事実認定のスピリット」田尾桃二・加藤新太郎(編)『民事事実認定』、  
 判例タイムズ社  
 吉川慎一 1999 「事実認定の構造と訴訟運営」『自由と正義』50巻9号

- 『裁判粹誌 1—15 (復刻版)』、文生書院、1994年  
 『東京経済雑誌 20 259～271号 (明治18年4～6月) [復刻]』、日本経済評論社、1982年  
 『日本法曹界人物事典 第6巻 [代言人時代]』、ゆまに書房、1996年  
 『日本法曹界人物事典 第7巻 [弁護士時代 I]』、ゆまに書房、1996年  
 『法学協会雑誌』第54号、1888年  
 『法学協会雑誌』第71号、1890年

国際日本文化研究センター民事判決原本データベース [http://www.nichibun.ac.jp/graphicversion/dbase/minji\\_j.html](http://www.nichibun.ac.jp/graphicversion/dbase/minji_j.html)

国立国会図書館近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/>

## 〈史料〉

※字体・表記等は適宜改めた。なお、判決原本に訂正箇所がある場合にも、それを示すことはしない。

### 史料1 「所持品妨害除却事件 上告」(20000088-0104)

(朱) 明治二十一年第五百六十四号

裁判言渡書

願人東京府深川区 (中略) 旧倉庫會社残務取扱所同社残務委員士族

小島信民

梅浦精一

右代言人同府日本橋區西河岸町十七番地平民

岡山兼吉

被願人同府日本橋區 (中略) 第百國立銀行副頭取士族

高田小次郎

右代言人同府京橋區銀座一丁目廿一番地寄附大分縣士族

元田肇

右高田小次郎ヨリ小島信民外一名ニ係ル所持品妨害除却事件東京始審裁判所ノ裁判ニ服セス小島信民外一名ハ東京控訴院ヘ控訴ヲ為シ裁判ノ末高田小次郎ハ該裁判ヲ不當ナリトシ大審院ヘ上告セリ大審院ハ東京控訴院ノ裁判ヲ不當トシ其全部ヲ破毀シ之レヲ當院ニ移シタルニ依リ之レヲ審理シ双方代言人陳述ヲ聽クニ其要領左ノ如シ

願人<sup>(ママ)</sup>代言人陳述ノ要旨ハ抑倉庫會社ハ明治十五年七月中創設シ東京深川ニ本店ヲ置キ横濱ニ支店ヲ置キ貨物主ノ委託ニ應ジ貨物ヲ代標スヘキ藏預リ券ヲ發シ其發行シタル証券ニ對スル貨物ハ依托者所有ノ倉庫ニ入レアルト又其借受タル倉庫ニ入レアルトニ關セス其倉庫ニ入レアル儘又委託者倉庫ヲ所持セス他ニ借受タル倉庫ナキ時ハ願人會社付屬ノ倉庫ニ積入レ願人會社ノ錠鍵ヲ以テ之レヲ閉鎖シ會社カ之レヲ占領保管スルモノナリ乃チ右預リ券ヲ所持スルモノハ貨物ノ所有者ニシテ其貨物ヲ賣却シ又ハ抵当トナスニ當リ該預リ券ヲ何人ヘ授與スルモ其貨物ヲ授與シタルモノト見例シ融通ヲナスモノニテ願人會社カ該預リ券ヲ發シタル以上ハ其貨物ヲ一々直接ニ授受スルノ勞ナク該券ヲ以テ物品同様ト認メ流通スルノ社会便益ヲ謀リ創設シタルモノニテ深川倉庫ノ倉保主ト唱フルモノハ皆願人會社ノ保護ヲ受ルモノニ

テ其創設タル原ト諸銀行カ多クノ貨物ヲ抵當ニ取ル等ノ便益ニ供スルモノナレハ諸銀行ハ皆其株主ニシテ乃チ被願人銀行ノ旧頭取タル原六郎モ乙参考第九号甲乙二証ノ通り其創設者且其株主ナリ依テ被願人ニ於テモ其規則萬端ハ疾ク承知ナルモノナリ蓋シ其會社ハ泰西ウエーヤハウスニ擬シタルモノナリ然ル處本案訴訟タル其預リ券ヲ發シ願人會社カ保管ニ係ル橋本清右ヱ門ヨリ乙第一号証ノ通り明治十八年三月十八日同四月一日同廿七日同廿八日同五月四日ノ五度ニ委托ヲ受ケタル米穀ヲ被願人銀行カ清右衛門ヨリ抵當ニ取り遂ニ引渡シテ受ケタル米穀ナルヲ以テ其所持權ヲ有スルニ依リ之レヲ引取ラント云フニアリ然レトモ之レヲ引取ラントナラハ亘シク其物件ヲ清右衛門ヨリ引渡シテ受ケタルハ如何シテ受ケタルヤ其所持スル事跡ヲモ舉証スヘキニ其証左モナキニ漠然所持權ヲ有スルモノ、如ク言倣シ剩ヘ明治十八年五月四日被願人役員カ其米穀ノ入レアル倉庫ニ出張シ居ルヲ願人會社ハ清右衛門ト謀リ會社役員ノ数名カ小揚人足等ヲ引連レ行キ右出張員ヲ他江誘引シ其不在ニ乘シ錠鍵ヲ持去リ其倉庫ニ封印ヲナシタリトノ暴論ヲ主張シ所持品妨害除却ト名ケ本訴ヲ提起シタリト雖モ小島梅浦等ノ紳商トモ呼ハレ屈指ノ人物ニシテ他人ノ家宅ニ侵入シ不法ニモ錠鍵ヲ持去ル等法律ニ觸ル、如キ所為ヲ為スヘキ理ナキハ勿論白晝ニシテ為シ能ハサル事柄ナリ然ルヲ被願人銀行ハ如此ノ所為アリタリト主張シ己レ所持權アリトテ之レヲ保有セント云フニアリト雖モ從來倉庫會社ハ其委托ヲ囑シタル清右衛門ノ所有倉若シクハ借用倉ニアル米穀ヲ乙第一号証ノ如ク預リ券ヲ發シ各倉庫ノ鍵ヲ預リ倉庫會社ノ銘ヲ刻シタル錠ヲ下シ之レヲ保管シ若シ出荷ヲ請求スルモノアレハ右証券ト引替ニ取扱ヒ来リタルモノニテ其願人會社ノ錠ヲ下シアリタルハAカ始審ノ口供ニ依テモ知ルヘキナリ其穀類ノ総高及ヒ所在ノ倉庫等ノ仕訳ハ乙第二号及ヒ乙第三号乙第四号乙第五号証ニ依テ秩序整然タルモノニテ是マテ間違ヒノ生シタルコトナシ何ソ獨此事件ノミニ間違ヒノ生スル理アラン其五月四日ニ封印ヲナシタルハ清右衛門於テ當時甚タ不評判ヲ受ケ世間ニ種々ノ風評喋々タルヨリ若シ其保管スル所ロノ倉庫ニ事故ヲ生シテハ相成ラストノ注意ヨリ其閉鎖ヲ一層嚴ニシ封印シ置キタルナリ清右衛門ハ現ニ右發行シタル証券ヲ以テ第二十國立銀行及ヒ三井銀行ヨリ金參万二百一十圓ヲ借受ケアリテ右兩銀行及ヒ三菱會社其他ノ者ニ於テ互ニ其米穀ノ所有權ヲ争ヒ未タ一定ノ所有權確定セサル場合ナレハ倉庫會社ハ一旦保管ノ委托ヲ受ケ証券ヲ發シタル以上ハ其所有主ノ確定スルマテハ封鎖ノマ、何人ヘモ引渡シヲナサ、ルハ社会公衆ヘ対スル會社ノ公義務ナレハ被願人銀行カ之レヲ引取ラント云フモ決テ引渡スヘキ理由ナク被願人銀行ニ於テ之レヲ引取ラントナレハ會社ヨリ發シタル証券ヲ持參セハ何時ナリトモ引渡ヲナスヘク若シ其所有權ヲ争フナラハ三井及ヒ第二十國立銀行ニ向テナスヘシ會社ニ對シテハ其訴權ナキモノト信セリ依テ被願人銀行カ如何様拒弁シ其所持權ヲ保有セントスルモ素ヨリナキ事實ヲ構造シ争フモノナレハ到底成立スヘキモノニアラス然ルヲ東京始審裁判所於テハ倉庫會社ノ性質保管ノ手續ヲモ詳審セス輕忽ノ裁判ヲ下サレタルニ依リ控訴シタルニ東京控訴院ハ之レヲ取消サレタルヲ被願人ハ上告ヲ為シ遂ニ破毀ヲ受ケ當院ニ移サレタレトモ其審判ヲ乞フ点ハ本案訴訟ニアルヘキ事柄前掲土蔵ニ在ル米穀類ヲ橋本清右衛門ヨリ被願人銀行カ受領シ事實其占領ヲナシタル証蹟アルヤ若シ之レヲ占領シタリトスルモ清右衛門ハ既ニ願人ニ引渡シ占領セシメタル物件ハ願人ノ承諾ナク被願人ニ引渡スノ權アリヤ若シ其權ナキニ係ラス引渡シタリトセハ之レヲ以テ被願人ハ正當ノ引渡ヲ受ケタリト云フヘキヤ被願人カ清右衛門ニ迫リ引渡シテ受ケントシ虚構ノ引渡シ証ヲ受ケタルハ既ニ願人ノ占領保管ニ属スルモノナルコトヲ知テ故ラニナシタルモノニアラサルヤ否ノ審判ヲ受ルマテニシテ此点ニ付判決ヲ受ケハ他ハ顧ミスシテ充分ナルモノナリ故ニ他ハ一々陳述ヲナス依テ東京始審裁判所ノ裁判ヲ取消シ相當ノ裁判ヲ仰クト云フ

被願人代理人陳述ノ要領ハ本訴争フ所ロノ米穀ハ明治十八年四月六日甲第一号証各組ノ如ク七度ニ橋本清右衛門ヨリ為替金仕拂保証ノ為メ抵當ニ取り置而シテ之レヲ清右衛門ニ預置キタルモノナリ然ルニ清右衛門ハ期限經過スルモ右代金ヲ仕拂ハサルヨリ談判ノ末抵當ノ米穀ヲ賣拂其代金ヲ以テ償却スルコトニ決シ銀行社員ヲ遣シ該米穀ヲ引取ラントセシニ清右衛門ハ甲第三号証ヲ出シ之レニ記載ノ外ハ預リ中他ヘ融通シタリト詫入且日ニ補足スヘシトノコトニテ社員ハ實地立會ノ上之レヲ検査セシ処多少ノ相違アリシヲ以テ鉛筆ヲ以テ之レヲ修正シ不得止其現在ノ分ノミ引渡シテ受ケ甲第二号第三号証ヲ受取りタリ是同四月廿八日ノコトナリキ是ヨリ以後ハ該米穀ノ積入レアル倉庫ハ被願人銀行ニテ借受錠鍵ヲモ受

取り封鎖シ置五月一日ヨリ賣捌ヲ始メ監護ノ為メ日々早朝ヨリ社員出張シ米穀望人ニハ見本ヲ示シ相談調ヘハ之レヲ賣却シタ刻ニ至レハ其出入ヲ計算シ甲第五号証ノ通り賣却ハ出トナシ補足ハ入トナシ清右衛門手代ト社員ト検印シ其入手ノ分ハ受取ヲ與ヘ各倉庫ハ社員封鎖シ鍵ハ銀行ニ持帰り来リシモノナリ最モ銀行ニハ其代金ノ受取ハ公簿ニ記載シアリテ東京控訴院ヘハ参考ニ呈シタルモノナリ右事実ハ甲第一号乃至甲第廿一号及ヒ始審ニ於テ喚問ヲ受ケタル各証人ノ証言ニ依テ明白ナリ然ル処同年五月四日ニ至リタルニ願人会社ハ清右衛門ト謀リ其重立タル社員カ人夫ヲ引連れ来リ清右衛門ハ銀行出張員ニ補足米ノ相談アルニ依リ銀行マテ来リ呉レト右出張員ヲ誘引シ清右衛門ハ途中ヨリ身ヲ隠シ出張員ハ帰行シ相待モ清右衛門ハ来ラス清右衛門宅ヲ尋ヌルニ不在ノ由ニテ其出張員ノ誘引セラレタル虚ニ乗シ願人会社員ハ銀行員カ仕舞置キタル鍵ヲ取出シ在倉ノ米穀ヲ積替該倉庫ニ封印ヲナシ該鍵ヲ持去リタルハ甲第六号証及ヒ甲参考書ニ就テ明瞭ナリ故ニ四月廿八日以後被願人銀行ニ於テ該米穀ヲ引取管理シ居タルハ自ら明瞭ナルモノナルニモ拘ラス願人会社ハ清右衛門ノ委託ニ依リ該米穀ヲ預リ之レニ對シ預り券ヲ發シ保管シ居ルモノ、如ク申立レトモ決テ正当ニ委託ヲ受ケ正當ニ保管シ居ルモノニアラス依テ其被願人銀行カ管理シ居タルコトハ東京始審并ニ控訴院於テモ否認スル能ハサル所ロニシテ大審院於テモ本訴ノ破毀ニ相成タル一点ハ被願人銀行カ保管シ居タルノ事実アレハナリ又当公廷ニ於テ願人ハ被願人ニ起訴ノ權アリヤ否ノ判定ヲ乞フ旨申立ルハ實ニ不当ノ極ニシテ願人於テ保管ノ証拠立ヲ成ス能ハサルカ為メノ抗弁ナリ抑動産タル本訴ノ抵當米穀ニ對スル被願人銀行カ既得ノ權利ハ法律上動ス可カラサルモノニテ殊ニ願人会社カ該米穀ノ預り券ヲ發シタルハ清右衛門ヲ信シ實際米穀ノ有無等ニ関セス發シタル空券ニシテ其実カ有セサルモノナリ其乙第一二号証ノ表面ノ假粧タルハ願人会社ノ規則ハ甲参考証第一号定款乙参考証第一号第二号第三号ニ明記スル所ロナレハ正實ノ委託ヲ受ケ實地之レヲ保管スルニ於テハ右数証ノ明文ニ基キ履行スヘキ管ナルヘシ該定款ニ拠レハ願人会社ハ其申込ノ米穀ハ其社ノ倉庫ニ預カラサル可ラス其証券ニハ米穀ノ品種數量符号等詳記シアリテ該証券ト引換ナラテハ何等ノ場合ト雖モ其預リ米穀ヲ動スコトナク身ノ代米ナト、云フカ如キハ決テ許サ、ル定規ナリ又其倉敷料手数料等ヲモ取ルノ規則ナルニ之レ等ヲ取りタル証ナク米穀ハ其証券面ト品種數量皆相違スルハ甲参考第九号ノ如シ此レ其初メヨリ空券ヲ發シタルノ第一証ナリ又其米穀ノ所在ハ願人会社ノ倉庫ニアラス又其借入レタル備倉ニアラスシテ皆第百銀行即チ被願人銀行カ借りタル倉庫ナリ是其空券タル第二ノ証ナリ該倉庫ノ錠鍵ハ四月廿八日以後五月四日ニ願人會社カ奪去リ自己ノ錠ト換ヘタルマテハ被願人銀行ニ於テ所持シ其閉開ヲナセシナリ是其空券タリシ第三証ナリ願人ハ本訴ノ倉庫ヲ監護セシコトナシ是其第四証倉敷料ヲ取りタルコトナシ是其第五証ナリ該米穀ハ第二十國立銀行三井銀行ニ抵當ニ入レアルニ付該米券引換ナラテハ故障ヲ解ク能ハスト願人会社ハ主張スルモ三井及ヒ第二十國立銀行カ所持セシ証券ノ米穀ト本訴米穀トハ符合セス初メヨリ空券ナレハナリ依テ清右衛門ニ於テモ正当ノ保管ヲ托シタルコトナク自分勝手ニ処分スルノ特約ナリト申供シ之レヲ實地ニ徴スルニ何レモ符合セリ而シテ其空券ヲ發シタルカ故ニ清右衛門ノ不如意トナリシヲ聞キ十八年五月四日詐術ヲ用ヒ本訴倉庫ノ錠鍵ヲ取出シ米穀ノ積替ヲナシタレトモ尚其空券ノ實地ニ合ハサルヨリ五月四日俄カニ券面ノ切換ヲナシタルハ乙参考書第十一号及ヒ甲番外証ノ如シ尚又其實地ニ合ハサルヲ以テ窃ニ米穀ノ積替ヲ図リタルハ甲参考書第三号ノ如シ又愈其實地ニ符合セサルコトノ立會検査ニテ発見スルニ及ヒ願人会社ノ定款營業規則ニ反スルニモ拘ラス突然身ノ代米ノ新説ヲ設ケ之レカ弁解ヲ試ミタルハ甲参考第九号ノ如シ依テ願人会社ハ清右衛門ヲ信シ空券ヲ發シタルハ不可爭事實ナリ如斯被願人銀行ハ抵當權ヲ保全シ来リ如此願人会社ハ空券ヲ發シタルコト明瞭ナレハ願人会社カ其抵當權ヲ奪ントスルモ素ヨリ奪ヒ得ル能ハサルハ判然明白ナリ又甲第一号証ノ抵當証ニ全印又ハ聖印ノ藏トノミ記シタルハ甲第三号証ノ如ク沓ヶ所ノ藏ニハ無之同シ全ノ藏アルヲ總稱シタルモノナレハ少シモ不都合之レナク假令其精密ヲ欠ト雖モ己ニ甲第二号第三号証ノ如ク引渡シテ受ケ甲第五号証ノ如ク処分シ来リシ上ハ四月廿八日ヨリハ被願人銀行ニ於テ完全無缺ノ抵當先取權ヲ有スルコト確實ナリ當ニ書入ノミノ文書アルモノトハ同日ノ論ニアラス故ニ假令乙号証ノ書入ヲ眞實ナリト假定スルモ書入ノミニテ抵當物ノ引渡ヲ受ケ居ラサル者ハ現ニ引渡シテ受ケ居ル者ト先取權ヲ争フコト能ハサルハ動産抵當ノ通法ニシテ大審院ノ弁明ニモ明示スル所ロナレハ到底願人ハ被願人ノ權利ニ勝

ツコト能ハサルモノナリ又願人会社ハ三井銀行及第二十國立銀行ノ為メニ抗弁スルカ如ク申立レトモ此等ハ本件ニ何等ノ影響ヲ與フヘキモノニアラサルノミナラス三井及ヒ第二十ノ兩銀行ハ願人会社ノ証券ヲ信シ貸與タルモノナレハ其空券タリシコト明白ナル上ハ願人會社江損害金ヲ請求スルノ外ナカルヘシ故ニ今日ニ至ルモ争訟ヲナサス本件ノ落着ヲ待ち居ル所以ナリ右ノ事實理由ノ証憑トスル所コノ甲第一号ハ何レモ為替手形及清右衛門ノ仕拂保証ノ抵當ト抵當物預リノ証甲第二号ハ其物品ヲ引取タルコト及ヒ補足米受合ノ証甲第三号ハ同時物品ヲ立會調ヲナシタル証同第四号ハ五月廿二日警察江届出ノ証甲第五号ハ甲第二三号証ニ引続き受取りタル米穀出入処分ノ明細帳甲第六七号ハ清右衛門手代ノ手續訖書甲第八号乃至十三号ハ本訴倉庫ヲ被願人銀行カ借入居タル証甲第十四号ハ十八年四月廿八日ヨリ五月四日マテ該倉庫ノ錠鍵ヲ被願人カ管守セシ証甲第十五号乃至第二十壹号ハ甲第十三号ト同様倉敷料ヲ拂ヒ渡シタル証同廿二号ハ倉庫ヲ借り居リシコト及ヒ其後米穀賣却ノ後藏明トナリシ節錠鍵ヲ返セト申来リシモ願人カ取去リシ為メ返ス能ハス代金ニテ弁償スルニ至リシ手續ヲ証ス其甲参考証第一号ハ願人会社ノ定款ニテ乙参考第一号二号三号ト参照ノ為メ同第二号乃至九号ハ始審ニ於テノ引合人問答ニシテ上来ノ事實ヲ証明スルモノ同第十号ハ乙第四号証ヲ駁スル付箋ナリ如斯証憑明確ニシテ其事實ノ明瞭ナルニモ拘ラス東京控訴院ハ被願人銀行ニ不利益ノ裁判ヲ與ヘラレタルニ依リ大審院江上告シタルニ果テ大審院ハ其不當ヲ認め破毀ノ上當院ニ移サレタルモノニテ本訴事件ハ到底願人会社カ勝ヲ占ムル能ハサルモノナレハ東京始審裁判所ノ裁判ニ其代金ヲ引渡スヘシト言渡シアリタル一部ハ取消シ他ハ原裁判ノ認可アラントヲ乞フト云フ

依テ兩造各証拠ヲ審閱シ双方代言人ノ弁論ヲ聴キ各証據ニ就キ其効用取捨ノ説明スル左ノ如シ

#### 第一條

先ツ甲第一号証ヲ閱スルニ正シク橋本清右衛門ノ署名押印アリテ甲参考証第二ノ一被願人銀行ト清右衛門トノ問答ニ清右衛門ハ自ら記名調印シタルニ相違ナシト答ヘタルヲ見レハ本証ハ清右衛門ノ差入レタル真正ノ証書ニシテ取モ直サス清右衛門ト被願人銀行ノ間ニ成立タル尋常貸借ト認ムヘキモノトス

#### 第二條

其甲第二号三号証ハ被願人銀行ハ右抵當ノ米穀ヲ一旦清右衛門ヘ預ケ置キタルモ為替手形ノ仕拂ヒヲ為サ、ルニ依リ明治十八年四月廿八日甲第二号証ノ如ク該米穀ヲ引取ルコトニ決シ甲第三号証ノ如ク立會ヲナシ取調タルニ不足米等アリタルヲ以テ鉛筆ヲ以テ記入シ調査ノ末該米穀ノ現額ヲ引取り以来之レヲ銀行ニテ管守シ居タリトノ証據ニ提出シタリト雖モ其之レヲ引取りタリト云フ事實ニ就テハ甲第二三号証アルノミニシテ他ニ其事實ヲ徴スルモノナキノミナラス清右衛門於テモ明治十八年八月六日ノ口供ニ被願人カ甲第一号証ノ奥書ハ自ら記名調印セシモノナルヘシトノ問ニ相違ナシト又同号ノ二ハ如何トノ問ニ前同然ナリ又同号三八如何トノ問ニ前同然ナリトノ答ヘアリト雖モ又同日被願人カ右倉庫中ノ米穀ハ本年四月中原告ヘ抵當期限過キタルヲ以テ引渡シタルコトアルハ今尚ホ認ルナルヘシトノ問ニ右米穀ハ原告銀行ヘ引渡シタルコトナシト答ヘ又甲第二号証ハ引合人カ自カラ記名調印シタルコトハ今猶記憶シ居ル筈ナリ如何トノ問ニ明治十八年五月十日前後ニ本訴銀行ヨリ自分ニ向ヒ該証ニ調印セサレハ告訴スルカラト申スニ付斯ク調印セシ次第ニ有之候ト答ヘ又引合人ハ從前原告ニ米穀ヲ引渡シタル例アルヤノ問ニ無之ト答ヘ倉庫ノ錠鍵ヲ引渡シアリシコトハ認ルヤノ問ニ錠ヲ原告ヘ引渡シタルコトハ一切無之候ト答ヘタリ且ツ被控訴銀行カ清右衛門ヨリ錠ノ引渡ヲ受ケタリトハ後條説明ノ如ク實際上ヨリ之レヲ推スモ信認シ難キナリ抑倉庫内大數ノ米穀ヲ引渡スニハ其倉庫ノ錠鍵ヲ引渡ス可キ事例ノ自然ナルニ其事實ノ見ル可キモノナクシテ單ニ書面ノ引渡証即チ甲第二号証ノ成立タルヲ見レハ清右衛門ニ於テ銀行ヨリ告訴スルト言レタルヨリ該証ニ調印シタリト申立ハ強チ之レヲ虛妄ノ言ト云フヲ得ス果テ然ラハ該証ハ第三者タル願人ニ對シ完全ナル引渡証ナリトシ以テ其事實ヲ確認スルノ具トナスニ足ラサルモノトス

其甲第三号証ハ甲第二号証ヲ確ムルノ傍証ニ過キスシテ是亦 I カ書キタルモノトスルモ署名押印モナク I カ始審ノ口供ヲ閱スルニ B カ書テ具レト申スニ付書キタリ又其月日モ記憶セス猶甲第三号証中ノ倉庫ニアル米穀ヲ第百銀行ハ清右衛門カ引渡シタルハ承知セスト被願人ノ問ニ答ヘタルノミナラス原ト甲第

二号証ナカリセハ甲第三号証ノミヲ以テ其米穀ヲ引取りタル事実ノ有無ヲ判定スヘキ証書ニアラサレハ甲第二号証カ前説明ノ如クナルトキハ随テ甲第三号証ハ其効力ナキモノナレハ被願人於テハIハ主人清右衛門ノ口氣ヲ伺ヒ甲第三号証ノ事実ヲ曖昧ニ附セント試ムレトモ現ニIカ筆記ニ係リタルモノナレハ甲第二号証ノ引渡ニ付該米穀ヲ取調ヘタルハ動ス可カラサル事実ナリト主張スレトモ到底甲第三号証ハ獨立シテ該事実ヲ証明スルノ具ト為スヲ得ス即チ甲第二号証ノ採用スルニ足ラサル以上ハ本証モ採用スルニ足ラストス

### 第三條

甲第四号甲第五号証ノ内甲第四号証ハ明治十八年五月四日願人会社役員カ清右衛門ト共謀シ人夫等ヲ引連レ被願人銀行カ所持スル倉庫ニ来リ銀行出張ノ役員ヲ欺キ誘出シ其不在ニ乘シ米穀ヲ積替倉庫ニ封印ヲナシ銀行役員カ仕舞置キタル鍵ヲ取出シ之レヲ持去リタル不法ノ所為アリシヲ以テ其暴行ヲ警察ヘ届ケ保護ヲ願出タル書面ナリトテ願人会社カ五月四日ニ暴行ノ所為アリシヲ証スル為メ提出セシモノナレトモ該書面タル一片ノ願書ニシテ警察カ其暴行ヲ認メ証明シタルモノニモアラス又銀行カ申立ル如キ暴行アリトセハ其當時直ニ保護ヲ仰クヘキニ其當時ハ何等ノ請願ヲモナサス經過セシメ該願書ヲ閱スレハ其後廿二日付ニシテ已ニ数日ヲ経タル後ナリ被願人銀行ハ其當時ニアリテ之レヲ放過セシモノニアラス直ニ暴行人ヲ追ヒ處々探索シ遂ニ深川平清ニ於テ小島信民梅浦精一ヲ発頭シタルヲ以テ其暴行ヲ詰責シ警察ヘ引致セントセシニ彼レ只管謝罪シ直チニ封鎖ヲ解カント言フニ依リ謝罪ノ上封鎖ヲ解クコトナラハ引致スルニモ及フマシトテ放チタルニ右同人ハ其放ナタレタルヲ幸ヒ遂ニ封鎖ヲ解カス猶妨害ヲ加フルニ依リ遂ニ五月廿二日警察江保護ヲ乞ヒタル旨ノ弁解アレトモ今日トナリテハ只口頭ノ弁疏ニ止リ其形跡ノ見ルヘキナケレハ右弁疏ヲ以テ翻テ願人会社カ暴行ノ所為アリシモノト確認スルヲ得ス

其甲第五号証ハ米穀明細帳ノ寫ニシテ被願人銀行カ該米穀ヲ引取りタル以後五月一日ヨリ四日ニ至ル間該米穀ノ出納ヲ銀行カ取扱ヒ之レヲ記載セシモノニテ其引渡シヲ受ケタルハコソ右扱ヒヲナシタルモノナリトテ其引渡シヲ受ケタルヲ証シ提出シタルトモ該証タル全ク自己ノ調製ニ係ルモノニシテ偶Iノ小印アリト雖モIハ始審口供中被願人銀行ノ問ニ對シ四月廿八日以後BトIト立会取調タルコトナキ趣ヲ答ヘ小印ヲ押シタルハBカ調印シテ呉レト申スニ付調印シタル旨答ヘタルヲ見レハ該証ヲ以テ五月一日ヨリ四日ニ至ルノ間該米穀ヲ被願人銀行カ專管シ其出納ヲナシタルモノト確認スルヲ得サルモノナリ

### 第四條

其甲第六号七号証ハIヨリ被願人銀行ニ宛テタル五月四日ノ手続書ニシテIノ署名押印アリ被願人銀行ハ該書面ヲ以テ願人会社カ五月四日暴行ヲナシタルヲ証スト雖モIカ始審ノ口供ニハCト云フ者カ下書ヲ與ヘ此通り書き呉レト申ニ付書き與ヘタル旨被願人カ問ニ對シ答ヘシヲ見レハ證書面ハIカ自書且押印アルモ同人カ該事実ヲ認メ與ヘタルモノナルヤ否ニ至テ疑点ナキ能ハス殊ニ該事実タル甲第四号証ニ付説明シタル如クナレハ該書面ヲ以テ飽マテ其事実ノアリシヲ認メ得ヘキモノトハ信シ難シ

### 第五條

其甲第八号乃至十三号証ハ倉敷料ヲ被願人銀行カ拂渡シタル請取りニシテ本訴ノ米穀ヲ保管シアリタル倉庫ハ銀行カ借受所持シ居タルノ証拠ナリトテ被願人ヨリ提出シタルトモ該金ヲ拂渡シタルハ已ニ本訴ノ争論ノ起リタル後ノ日付ナレハ其倉庫主ト銀行トカ共議上構造シタルモノナリトテ願人於テ之レヲ是認セス又其岐疑ナキヲ免レサルモノナレハ其効力甚タ微弱ニシテ之レヲ採テ銀行カ該米穀ヲ專管シ居タルモノト認メ得ルノ確認トハナスヲ得ス又其甲第十五号ノ一乃至第二十一号ハ右同質ノ証據ナレハ別ニ其説明ヲナサス

### 第六條

其甲第十四号証ハ清右衛門ヨリ被願人銀行ヘ宛テタル手紙ニシテ一ツハ其封皮ナリ本証ハ清右衛門カ口供中ニモ差出シタルニ相違ナキ旨供述シアリテ被願人ハ其米穀ヲ專管シ居タルヲ証スル為メ提出シ其清右衛門ノ自筆タルハ如何ニモ確實ナルモノト認定ス猶後条ニ於テ説明スル所ロアルヲ以テ此ニ贅セス其甲第二十二号証ハ小津蔵ヨリB江宛テタル手紙ニシテ錠前ノ紛失セシヨリ其新調ヲ促シタルモノニテ其倉庫ヲ被願人カ管領シ居タルヲ証スル為メ提出シタルトモ何年何月ニ紛失セシモノナルヤ又本訴米穀

ニ関スル錠前ナルヤ明確ナラス故ニ本訴ニ於テ其効力甚タ微弱ニシテ強チ本訴倉庫ノ管領ヲ確認スルノ材料トナスヲ得ス

#### 第七條

甲参考証第一号ハ倉庫會社ノ定款同第二号ノ一ヨリ同四号証ハ被願人銀行願人會社及ヒ清右衛門 I ノ問答口供ニシテ別ニ説明スルノ必用ナシトス

其第五号証ヨリ九号ニ至ルマテハ引合人 DEFA 等ノ問答口供ニテ各彼レニ不利益ナルアリ此ニ利益ナルアリ此ニ利益ナルモ彼ニ不利益ナルアリテ其供出一ツナラス故ニ本訴判決ノ材料トスルニ足ラストス同第十号証ハ乙第四号証ト同物ニシテ被願人於テ付箋ヲ以テ其乙第四号証ヲ駁シタルモノナレハ故ラ此ニ説明ヲナス末條説明中ニ含有スルモノトス

参考書第一号ヨリ第十一号ハ始審訴狀ノ寫或ハ警察ノ願書其他東京始審廳ヘノ上伸書且反駁書及ヒ東京控訴院ヘノ申立書又ハ弁駁書等ニテ別ニ證據物ト云フヘキモノニモアラサレハ此点ニ付テハ末條説明中ニ含蓄スルヲ以テ一々此ニ説明ヲナス其他弁論中ノ申立モ其必用ト認メサル分ニ付テハ是亦説明ハナサ、ルナリ

以上甲号証ニ就テ與フル所ロニシテ乙号各証ニ就テハ以下之レヲ説明ス

#### 第八條

乙第一号証ハ清右衛門ヨリ申込書ニシテ願人會社カ之レニ依テ預リ証券ヲ發付シタルヲ証スルモノナリ素ヨリ疑ヒヲ容ル可キ点ナク即チ願人會社ハ該米券ヲ流通シ金融ヲ活潑ナラシメ商業社会ノ便益ヲ謀リ發付シタル確實ナルモノト認定ス

其乙第二号証ハ願人會社カ自ラ記載シタルモノナレハ被願人ニ對シ其効力ナク採テ判決ノ材料トナスヲ得ス

其乙第三号証ハ願人會社及ヒ G 三菱會社三井銀行第二十國立銀行及ヒ被願人銀行且清右衛門等ノ本訴米穀ニ關係アル其代言人等カ立會ノ上本訴米穀ノ現在高ヲ取調何レモ署名押印シタル書面ニシテ尤モ確實ナルモノト認定ス

其乙第四号五号証ハ証券調書比照表并ニ其説明書ニシテ願人會社ノ自記ニ係ルモノナレハ被願人銀行カ認諾セサル以上ハ該証ヲ以テ本訴ヲ判決スル材料トナスヲ得ス

乙第六号証ハ願人會社ハ証拠トナス取消ス旨ノ申立アリタルニ依リ説明スルノ必用ナシ

#### 第九條

参考乙第一号二二三号証ハ願人會社ノ營業規則并ニ申込書預リ証券ノ書式等ニシテ別ニ説明ヲ要スルノ必用ナキモノタリ其参考乙第四五号証ハ東京始審廳ヘ差出シタル弁駁書其参考乙第六号七号証ハ第二十國立銀行ト清右衛門又三井銀行ト清右衛門ノ訴訟ノ判決文ニシテ其参考第八号証ハ三井銀行カ裁判ノ執行ヲ願出タルモノニシテ何レモ別ニ説明ヲ要セス第九号十号モ同シク説明ヲ要セサルモノトス

右両造各證據ノ効用取捨ハ前説明ノ如クニシテ本訴ハ結局其争フ所ロノ米穀ハ願人會社カ保管ニ係ルモノナルヤ。被願人銀行カ之レヲ所持セシモノナルヤ。願人會社カ發付シタル米券ハ空券ナリシヤ。被願人銀行ハ四月廿八日該米穀ノ引渡シヲ受ケタルモノナルヤ。願人會社カ所持スル鍵ハ五月四日被願人銀行ノ役員ヲ欺キ持去リタルモノナルヤ。ノ点ヲ審判スルニ止ルモノニシテ已ニ前第一條第八條ニ説明スル如ク甲第一号乙第一号証ハ何レモ確實ナリト認ル以上ハ清右衛門ニ於テハ一ツノ物件ヲ以テ一面ニハ抵当トナシ一面ニハ委托シ米券ヲ發セシメ双方ヘ差入レタルモノト認メサル可カラズ果テ然ルトキハ其甲乙第一号証ノ効力ニ付強弱如何ヲ判決スルヲ最モ緊要トス然ルニ被願人銀行ハ該會社ハ参考甲第一号証ノ定款ニ背キ清右衛門ヲ信シ空券ヲ發シタルモノナレハ會社カ該米穀ヲ保管シタリト云フモ其効力ヲ有セス若シ之レヲ保管セシモノトセハ其定款ニ從フヘキ筈ナルニ其倉庫ハ自己ノ倉庫ニアラス又備藏ニモアラス又其米穀モ發行ノ証券ト一点ノ差異アルヘキ筈ナキモタルニ大ナル差異アリト番外甲第一号乃至五号参考書第十一号及ヒ参考甲第十号証等ヲ掲ケ付箋等ヲ以テ其倉庫米穀ノ積場所品種数量且倉庫等ノ相違ヲ痛論シ其空券タルヲ弁疏スト雖モ抑願人會社ニ於テモ清右衛門ヲ信シタルヘケレト被願人銀行ニ於テモ抵當ノ米穀ヲ清右衛門ニ預ケタルヲ見レハ是亦同人ヲ信シ居タルモノト言ハサルヲ得ス元來

両造共該米穀ノ監護方ニ付テハ甚タ緩漫ニ流レタルヨリ事此ニ至リタルモノト言ハサルヲ得ス依テ清右衛門ハ両造カ信ヲ措キタルニ乗シ其中間ニアリテ彼レニ向テハ確實ナル如クニ顯示シ此ニ對シテハ正実ナリト詐言シー物件ヲ以テ運轉流通セシモノナレハ此間ニ於テ同人ハ其倉庫ヲ開閉セシハ言ヲ待タス即チ甲第十四号証ノ如キハ清右衛門ハ正実ラシク手翰ヲ以テ被願人銀行ヲ欺騙シタルモノナリ是等ニ依テモ同人カ該倉庫ヲ開キ米穀ノ位置ヲ移轉シ増減交換シタルハ自ラ知ルヘキナレハ其品種數量ニ差異ヲ生シ前後帳簿ニ符合セサル等ハ素ヨリ當然トモ言フヘキナリ依テ其鎖鑰ノ如キモ両造於テハ互ニ其所持ヲ争フト雖モ其実清右衛門ニ托シアリアルカ如キ事実ナレハ被願人銀行ハ願人會社カ鍵ヲ奪去シタリト云フモ其証憑ノ見ルヘキモノナケレハ本案ノ如キ事実ニ至テハ其鍵ヲ所持スルノミヲ以テ其保管ノ実否ヲ判定スルヲ得ス又被願人銀行ハ抵当ノ米穀ヲ引渡シヲ受ケタルモノナレハ乙号証ノ書入レヲ假リニ真正ニ成立タルモノトスルモ其引渡ヲ受ケ居ラサルモノハ現ニ引渡シヲ受ケ居ルモノト先取權ヲ争フ能ハサルハ動産抵當ノ通法ナリト云フモ假令被願人銀行カ先取權ヲ有スルモノトスルモ該權ヲ争ハントナラハ願人會社ニ對シテ筋ニアラス又其引渡シヲ受ケタリト云フ点ニ付テハ前第二條ニ於テ甲第二三号証ニ就テ説明シタル如ク其引渡シヲ受ケタル事實アリタリトハ確認スルヲ得サレハ到底甲第一号証ト乙第一号証ノ効力如何ヲ判定スルノ一点ニ歸着セリ。其乙第一号証タル被願人銀行ハ其定款ニ背違シ又其原簿ノ切換ヘアリ又其品種數量帳簿ニ符合セサル等數十点ヲ擧テ其空券ナルヲ極論スト雖モ清右衛門ト願人會社ノ間ニ於テ委託ノ契約アリタレハコソ發付シタル証券ナレハ其定款ニ背違スル等ハ該會社ノ不都合ヲ責ルニ止リ清右衛門ト該會社カ共謀シ故ラニ詐術ヲ以テ金円ヲ借り出サントセシ確証アルニアラサレハ該点ニ付テ其發付シタル証券ヲ空券ナリト認ルヲ得ス果テ然ラハ一旦保管ノ委託ヲ受ケ証券ヲ發付シタル以上ハ該會社ハ其証券ノ返付ヲ受ケシテ輒ク其保管ヲ解クヘキモノニアラス如何トナレハ甲第一号証ハ第一條ニ説明スル如ク清右衛門ト被願人銀行ノ間ニハ適當ノ証ニシテ所謂尋常貸借ト認ムヘキモノナレトモ倉庫會社ナルモノハ最初清右衛門ト特約シ米券ヲ發シ其運轉及ヒ金融ヲ活潑ナラシメ商業社會ノ便益ヲ目的トシ明治十五年七月中則チ被願人銀行旧頭取原六郎等ト合意シ其筋ノ許可ヲ得創設シタルモノナレハ其米券ハ所謂商業特種ノ性質ヲ備ヘタル証券ナレハ尋常貸借ト自ラ同視スルヘカラサルモノナレハナリ依テ本訴被願人銀行カ請求ニ對シ願人會社カ故障ヲ為スハ最モ道理アルモノニシテ素ヨリ該米穀ハ願人會社ノ保管ニ歸スヘキモノトス

右ノ理由ナルニ依リ判決スル左ノ如シ

東京始審裁判所カ明治十九年十一月廿三日言渡シタル裁判ハ其當ヲ得サルヲ以テ取消ス依テ被願人銀行カ請求ハ相立タス乙第三号証ノ米穀ハ願人會社ノ保管タルヘシ

訴訟入費ハ始審控訴共被願人負擔タルヘシ

明治二十一年十二月廿八日大坂控訴院公廷ニ於テ終審ノ裁判ヲ言渡スモノ也

大坂控訴院民事第一局

控訴院評定官 飯田恒男 (印)

控訴院評定官 座光寺糾 (印)

控訴院評定官 藤林忠良 (印)

裁判所書記 島兌恒 (印)

**史料2** 「大審院明治二十年第三百四號所持品妨害除却事件」(『裁判粹誌』第1卷、332-345頁)

第百國立銀行對倉庫會社 上告代言人元田肇 被上告代言人岡山兼吉

凡ソ債主ニ於テ其抵當品動産ノ引渡ヲ請求スルハ適法ノ所爲ナルヲ以テ之ヲ督促スルニ當リ他ニ同様未タ引渡ヲ受ケサル債主アルコトヲ發見スルモ自己ノ抵當權ヲ完全ナラシメンカ爲メ尚ホ之カ引渡ヲ履行セシメントスルモノナルトキハ是レ全ク善意ノ結果ニシテ不法ニアラス

一方ノ立證ニ對スル辨疏ノ當否ヲ判決セサル裁判ハ不法ニシテ破毀ヲ免レス

凡ソ判決ノ理由ニ供スル爲メ推定スルノ事實ハ直ニ争點ニ密接スルモノナラサル可ラス引例ヲ説明シタルニ止リ争點ニ對スル事實如何ヲ定メサルハ不法ノ裁判ナリ

證人參考人ノ陳述ハ之ヲ分取スルヲ得ス其分取シテ採用セサルモノニ關シテハ辨明ヲ要ス  
 詞訟上緊要ナル事實ノ論告アルニ對シ其當否如何ヲ判決セサルハ受ケタル詞訟ヲ判セサル不法ノ裁判  
 ナリ

東京深川ニ橋本清右衛門ナル米問屋アリ汎ク委託販賣ヲ爲セリ上告人ハ爲換金仕拂ノ保證トシテ米穀ヲ  
 抵當ニ取り之レニ貸付來リシニ明治十八年四月頃ニ至リ動モスレハ同人返濟ノ義務ヲ怠ルヲ以テ同月廿  
 八日藏所ニ出張シ其抵當品ヲ改メ引渡ヲ受ケタルニ意外ノ減却アルヲ以テ追テ補足セシムルコトトシ其  
 約定書ヲ取り爾后毎日社員ヲ出張シ看護セシメタリ被上告人モ清右衛門倉中ノ米穀ヲ檢セス預手形ヲ發  
 シ融通ヲ與ヘ來リシニ上告人カ米穀悉皆ヲ引取タルヲ聞キ其發シタル空券ノ名ヲ墜サンコトヲ恐レ清右  
 衛門ヲ脅迫シ補足米ヲ渡スヲ名トシ同人ヲシテ上告銀行役員ヲ連出サシメ其不在ニ乘シ倉庫ヲ占領シ自  
 ラ保監シ來リタル如キ姿ヲナシタリトテ被上告人ニ對シ所持品妨害除却ヲ訴タリ被上告人ハ其定款ニ從  
 ヒ保監ヲ爲シ來リタルモノニシテ詐欺手段ヲ以テ保監スルモノニアラスト云ヒ右ノ事實ヲ拒メリ  
 東京始審裁判所ハ上告人ノ請求ヲ裁許セリ

被上告人ハ之ニ對シ控訴セシニ東京控訴院評定官三坂繁人全松村操一全津村董判決ノ要領ニ曰ク第一原  
 告目録ノ抵當米ハ當時悉ク現在シタルモノニアラスシテ概子名義ヲ附シタル迄ノモノナリト認定ス何者  
 則右他ノ兩造諸證ノ俵數并種類相符合セス且ツ最モ道理アルモノト信認スヘキ參考人橋本清右衛門代人  
 ノ陳述ニ上告人トハ特別ノ交際アリテ別ニ被上告人ノ米券ニ因ラスシテ直接ニ借受ケタルモノニシテ其  
 抵當ノ米穀ハ實際現物アルニ非ス只タ名ノミヲ施シタル分モ有之其證ハ現ニ千俵ヨリ外ハ入ラサル藏ニ  
 貳千俵ト書キアルニ付テ見ルモ明カナリトアルニ依テ其實ナキモノナルコトハ推知スヘケレハナリ右ノ  
 如ク明治十八年四月以前ニ在テハ上告人ハ深ク清右衛門ヲ信用シ現物ノ有無如何ニ關セス一其言ニ任  
 セテ米穀抵當ノ名ノミヲ有セシ事實ナリト信認スルヲ以テ上告人ハ清右衛門ニ對スル一債主ニシテ其當  
 時該米穀ニ付キ特別ノ權利ヲ有シタルモノニアラストス第二上告人ハ元來商業上ノ便益ヲ計リタルモノ  
 ナルヲ以テ其社員株主モ重立チタル銀行役員商社役員株主ト爲リ創設セシモノニシテ上告銀行株主中ノ  
 重立チタル原六郎ノ如キモ亦タ創設者ノ中ニ加ハリ居ル次第ニテ被上告會社ノ成立ハ諸銀行等ニ普子ク  
 知ラル、處ナリトノ控訴代言人ノ陳述ハ事實ニ適スルモノト做スヲ以テ獨リ上告人ノミ之ヲ聞知セサル  
 謂レナシ從テ深川倉庫ノ米穀ハ多ク該社ノ保管ニ係ルモノナルコトモ亦タ推知シタルモノト做サ、ルヘ  
 カラス而シテ清右衛門ハ深川倉庫主中屈指ノ一人ニシテ上告人ハ之ト數萬圓ノ貸借ヲ爲ス程ノ間ナレハ  
 清右衛門ト被上告人ト取引アルコトモ亦タ自ラ承知シタルモノト看做スヘシ且ツ明治十八年四月廿八日  
 ニ在テハ其抵當米中未タ支拂期限モ來ラサルモノアルニ倉皇米穀ノ差押ニ着手シタル等ハ畢竟上告人ハ  
 該米穀ノ他ニ關係者アルコトヲ熟知シ獨リ自己ニ利益ヲ占メンカ爲メ此所業ニ及ヒタル事實ト信認ス而  
 シテ上告人ハ該米穀ハ己ニ引渡濟ナル旨ヲ以テ抗辨スレトモ清右衛門ニ於テ之ヲ引渡シタルコトナキ旨  
 ヲ陳述スルノミナラス己ニ之ヲ引渡シタルモノト假定スルモ上告人ハ元來充分ノ抵當權ヲ有シタルモノ  
 ニアラス又タ該米穀ノ他ニ關係アルコトヲ熟知シタル上之ヲ受授シタルモノナレハ其受授即チ爭論ノ一  
 原因ナルニ付キ是等ヲ以テ權利ノ有無ヲ定ムヘキモノニアラス第三前第一第二ノ如ク上告人ハ本案米穀  
 ニ付キ特ニ權利ヲ有スルモノニアラサレハ該米穀ニ關係ヲ有スル被上告人ニ於テ上告人カ獨リ之ヲ占領  
 セントスルヲ故障スルハ固ヨリ當然ノコトナルノミナラス他ニ該米券ノ所持者ナル銀行アリテ共ニ其ノ  
 所有權ヲ爭ヒ現ニ本院第四百四十六號件Gモ其一人ニシテ未タ一定ノ所有者確定セサルニ付爭論落着シ所  
 有主定マル迄ハ其保管ヲ解クコトヲ得サル旨ノ控訴代言人ノ陳述ハ最モ理由アルモノトシ上告人ノ請求  
 ヲ斥ケタリ

上告銀行ノ上告ニ曰ク第一動産ハ其抵當ト賣買トヲ問ハス不動産ノ如ク登記ノ事行レサルヲ以テ假令幾多  
 ノ債主アリトスルモ現在之カ引渡ヲ受ケ現物ヲ所持シ居ル者ニ於テ權利ヲ有スルコトハ内外普通ノ定法  
 ニシテ本案米穀ノ如キハ此法ノ範圍内ニアルモノナリ上告人ニ於テ債主權ヲ行フ爲メ其所有主タル清右  
 衛門ヨリ之ヲ引取り保監シ尚之レカ萬般ノ處分ヲナシ來レルモノナレハ其債主權ニシテ詐欺ナキ限ハ前  
 抵當ニ書入レタルモノト同一ナルヤ又ハ多少相違ノ品ヲ授受シタルヤヲ問ハス之レカ爲メ己ニ引取タル  
 上告人ノ權利ニ影響ヲ及ホスヘキ理由ナキハ甚タ明白ナルニ原裁判ハ此事實ヲ認メナカラ被上告人之レ

ニ反對スル保監ノ實ナカリシコトハ裁判外ニ抛擲シ先ツ第一着ニ該抵當引渡以前ニ溯リ上告銀行ニ書入ニナシタルハ名ノミヲ有セシモノニシテ上告人ハ特別ノ權利ヲ有シタルモノニ非スト言渡シタルハ本件ノ性質ヲ誤解シ不要ノ點ニ裁判ヲナシ遂ニ相當ノ權利者ヲ擯斥シタル不法ノ裁判ナリ又原裁判ハ上告銀行ハ該米穀已ニ引渡済ナルヲ以テ抗辨ノ理由トナスモ（中略）其受授即爭論ノ一原因ナルニ付是等ヲ以テ權利ノ有無ヲ定ムヘキモノニアラスト言渡シ清右衛門ニ於テ引渡シタルコトナキ旨陳述シタリト援引スルモ是レ口頭一片ノ遁辭ニシテ證據書類ト反對シ裁判上採用スヘカラサルモノナリ況ンヤ已ニ上告人カ明治十八年四月廿八日ニ本訴ノ米穀ヲ引取リタルコトハ暗ニ之ヲ認メタルニ於テヤ若シ引渡シタリヤ否ノ事ハ原裁判ノ要旨ニ非ストセン乎原裁判カ之ヲ引渡シタリトスルモ權利ノ有無ヲ定ムルニ足ラスト云フトセハ法理ヲ轉倒セルモノト云サルヲ得ス何者上告人ハ初メヨリ十分ノ抵當權ヲ有シタルノミナラス姑ク原判旨ニ依リ引渡以前ニ在リテハ十分ナル抵當權ヲ有セサルモノトスルモ既ニ債主權ヲ有シタル上ハ其償却ニ充テ受取タル動産ハ無効ノ引渡タルヘキ條理ナケレハナリ然ラハ他ニ多少ノ關係者アルヲ知ルト否トニ拘ハラサルナリ第二原裁判カ上告人ニ特別ノ權利ナシト認定セシ理由ハ兩造諸證ノ俵數並ニ種類相ヒ符合セストノコト及清右衛門ノ陳述ニ云々アリトノ二點ニ過キサレトモ其相違ノ理由ハ被上告人ノ所爲ニ出タルコト證據ヲ掲ケテ上陳シ置タルニ原裁判ハ毫モ之カ當否ノ判決ヲ爲サス全ク理由ノ證明ナキ場合ノ如ク言渡シタルハ裁判法ニ違ヘル者ナリ又清右衛門ハ被上告人ト共謀シ不當ノ處置ヲナシタル如キモノナルヲ以テ始終上告人ニ對シ不實ノ陳供ヲナシタルコトハ上告人ノ極論セシ處ナルノミナラス原法官モ當時代理人ニ向テ清右衛門ハ勝手ノコトヲ云フナリト明言シタルニ何等ノ理由モ附セス「最モ道理アルモノト信認スヘキ參考人」ト言渡シタルハ不法ナリ「抵當米ノ中ニハ明治十八年四月廿八日ニハ未タ支拂期限モ來リタルモノニ非ス（中略）獨リ自己ニ利益ヲ占メカ爲メ此所業ニ及ヒタル事實ト信認ス」トアレトモ右ハ他抵當米ニシテ期限經過シタルモノヲ引取シトキ檢査シタルニ過分ノ不足ヲ生シ居ルヲ以テ遂ニ併セテ引取ルコトニナシタリトテ上告人ハ相當ノ理由ヲ上申シ置タレハ其當否ノ判決ヲナス妄ニ他ノ推測ヲナシ得ヘカラサルノ筋ナリト是レ申立アル相當ノ事由ヲ裁判外ニ投却シテ當否ノ判決ヲ與ヘサル不法ノ裁判ナリ第三從テ深川倉庫ノ米穀ハ多ク該社ノ保管ニ係ルモノナルコトモ亦推知シタル者ト看做サル可ラス」ト判決シタレトモ上告人ニ於テ倉庫會社アルヲ知レハトテ深川ニ櫛比スル幾千ノ倉庫カ悉ク一ノ私立會社ニ過サル倉庫會社ノ保管ニ係レリト推知シ得ヘキ道理ナキノミナラス却テ斯ル推測ハ爲シ得ラレサルノ道理ナリトス何者倉庫會社ノ所有藏ハ僅々ニ過キスシテ其他幾千ノ倉庫ハ皆他人ノ所管ナリシヲ以テナリ況ンヤ本訴ノ倉庫ハ被上告人ノ保管セシ事實ナキ上ハ他ノ倉庫ノ如何ハ毫モ本案ニ影響ナキニ於テヤ又上告人ハ清右衛門ト數萬圓ノ貸借ヲ爲ス程ノ間ナレハ其被上告人ト取引アルコトモ亦自ラ承知シタルモノト看做スヘシトアレトモ是レ又何故ニ斯ク看做スヘキ道理アルヤ知ル能ハス本訴ノ米穀ハ其保監シタルモノニ非ス又之ヲ保監セシモノト知ルニ由ナカリシ上ハ其如何ハ本訴ニ何等ノ影響ヲモ與ヘサルヲ以テナリ第四凡ソ證據ノ取捨ハ承審官ノ權内ナリト雖モ證人ノ證言ヲ取捨スルニハ特別ノ理由アルニアラサレハ恣ニ之ヲ分チ取ルコト能ハサルハ採證法ノ原則ナリ參考人ノ陳述亦然リ清右衛門ノ陳述最モ道理アルモノトスルニ於テハ其全部ヲ取ル可キ筋ニシテ即同人カ初ヨリ特別ノ約アリテ其社則ニ據ラス其申込タル米穀ハ自ラ保監シ之カ典賣ヲモ自由ニナスノ承諾ヲ得居リシヲ以テ本訴ノ米穀モ自分カ勝手ニ處分シタルモノナリト云ヘル陳述ヲモ併セ採ラサル可ラサルナリ左スレハ良シ原裁判ノ判示セル如ク上告人ハ初メ十分ノ抵當權ヲ有セスト假定スルモ十八年四月廿八日清右衛門ノ上告人ヘ米穀ヲ引渡シタル上ハ其有効ナル勿論ナルニ原裁判ノ茲ニ出サリシハ一方ニ不利益ナルノ陳述ノ一部ヲ斥ケ利益アル一部ヲ採用シタルハ採證法ニ違ヘル不法ノ裁判ナリ第五倉庫會社カ保監シタル事項ナシトノコト二十、三井兩銀行カ所持セリト云フ米券ハ倉庫會社ノ原簿ニ消印シアリテ全ク空券ナリトノ如キハ本案上大關係ヲ有スルモノナレハ須ラク其當否ヲ判決スヘキモノナルニ之ヲ裁判外ニ抛擲シタルハ亦不當ノ裁判ナリト思考ス第六抑裁判ノ法タル數多ノ相手間ニ故障アル物件ニ付テハ共ニ訟廷ニ出訴シテ同時ニ之カ權利ヲ爭フトキハ格別ナルモ其訴アラサル場合ニハ原被告權利ノミノ優劣ヲ裁決シ其優者ニ對スル他ノ故障者アルニ於テハ再ヒ裁判ヲ仰テ其優劣ヲ決スヘキモノニシテ裁判ハ第三者ニ對シテ効ナシトハ之ニ基クモノニシテ斯クテ權利ハ其終局スル處ニ達スヘキナリ若

夫他ニ争フモノアリト云ヒ以テ其原告間ニ於ケル權利ノ優劣ヲ裁判セシムルハ到底權利ノ結局ヲ見ルコト能ハスシテ裁判ノ効皆無ニ至ランノミ況ンヤGノ如キハ現ニ本件同一局同一法官ニ審理ヲ受ケ上告人ハ總テ本訴ト參照シ裁判アランコトヲ請願シ該裁判モ亦本案ノ裁判ト同時ニ言渡アリタルモノナルニ於テヤヤ今夫レ斯ル場合ナルヲモ省ミス他ニ争フ者アルニ付其權利ノ歸着スル迄被告上告人ノ故障ヲ解クヘカラストシ原被告間ニ係ル歸着ノ裁判ヲ與ヘストセハ歸着ヲ見ルヘシトスルカ實ニ際限ナキモノナリ被告上告會社ノ答辨ニ曰第一本案ハ明治十八年四月廿八日上告人ハ正當ニ清右衛門ヨリ米穀ノ引渡ヲ受ケ爾來之ヲ保管シタル事跡ノ見ルヘキコトアリヤ又同年五月四日被告上告人カ倉庫ヲ封鎖シ人ノ之ニ出入スル能ハサラシメタル手續ハ正當ナルヤノ二點ヲ決スルニ外ナキモノナリ何者四月廿八日ノ引渡ハ正當ナラストセハ被告上告者ノ封鎖ハ上告人ノ物權ヲ妨害シタルト云フ可ラス又假リニ正當ナル引渡ヲ受ケタリトスルモ被告上告人ニシテ之ヨリ以前已ニ其保管繼續シ來リ五月四日清右衛門ノ倉庫頗ル不穩ノ風評アリシカ爲メ封鎖セシ事實ナリセハ被告上告人ノ所持權ハ上告人ノ所持權ニ勝ルモノナルニ付キ上告人ハ之ニ對シ故障解除ノ訴ヲ起シ得サルモノナレハナリ其他論告ハ何レモ事實ノ認定證據ノ取捨ヲ上告人一個ノ意見ヨリ非難シ又ハ原判文ノ趣旨ヲ誤解シ或ハ齟齬ト云ヒ或ハ不法ト云フモノニ過キシテ毫モ上告ノ理由ト爲スニ足ラス

民事第二局長代理評定官巖谷龍一同增戸武平同小松弘隆同谷津春三同松本正忠曰ク第一點ハ原裁判ノ上告人カ清右衛門ヨリ本訴米穀ノ引渡ヲ受ケタリト假定スルモ元來該物件ニ對シ十分ノ抵當權ヲ有セス且他ニ關係者アルヲ知テ授受シタルモノニ付權利ノ有無ヲ定ムルニ足ラストシタルニ對スルモノナレトモ上告者カ本訴物件ニ對シ元來十分ノ抵當權ヲ有セストシタル原裁判ノ瑕瑾アルコト後項ノ如クナレハ之ヲ以テ理由トスル判決ノ不法ナルハ言ヲ俟タサルヘク又他ニ關係者アリトハ暗ニ被告上告人ヲ指タルモノ、如クナレトモ其事柄ハ果シテ如何ナル事實ナルヤ被告上告人主唱ノ如ク社則ニ從ヒ始終保監シアリタルヲ知テ之ヲ強奪ハ詐取シタルトノコトナレハ元ヨリ不正ノ所爲ナルヲ以テ權利ノ有無ヲ定ムルニ足ラサルハ勿論ナルヘク又被告上告人カ本訴ノ米穀ニ對シ預リ名義ノ米券ヲ發シタルノミニテ實際保監ヲ爲サ、ルモ上告人ハ其情ヲ知テ早く已ニ之ヲ受取タリトノコトナレハ是レ上告人ハ清右衛門ノ不信ヲ助ケタルモノニテ無効ト論シ不可ナカルヘシト雖トモ所謂關係者アリトハ漠然トシテ事實明確ナラサルノミナラス上告人モ之ニ對シ同人ノ權利ヲ有スル場合ナリセハ一概ニ之ヲ無効ナリト論スルコト能ハサルヘシ何者上告人カ現物ヲ掌握セスシテ書入證書ヲ取置タルモ被告上告人カ實際保監ヲ爲サスシテ預リ名義ノ米券ヲ發シタルモ其物件ニ對シ特權ヲ有スルコト能ハサルハ雙方同一ニ付一方ニ於テ其抵當權ヲ完全ナラシメントテ之カ引渡ヲ負債主ニ督促スルニ當リ他ニ同一ノ關係者アルヲ知リタリトモ元ト是善意ノ契約ニ基キ之ヲ實行セシメントスルニ出タルモノナレハ一概ニ無効ト論スルコト能ハサル筋合ナルニ被告上告人ノ發シタル米券ハ空券ニシテ實際保監シタルニ非ストノ上告人ノ辨駁アルニモ拘ラス其事實ヲ定メス言渡タルハ不法ナリ第二兩造證據ノ米額種類ト符合セサル點アルコト又抵當米中期限前ニアリテ之ヲ差押タルコト其他清右衛門ノ陳述ニ付テハ上告人ヨリ夫々ノ理由ヲ供出シテ之カ辨疏ヲ爲タルニ拘ハラス原裁判カ其當否ヲ判決セシメテ右米額種類ト符合セサル所アルコトト清右衛門ノ陳述ニ依據シテ上告人ノ抵當米ハ概子名義ヲ附シタル迄ノモノニテ十分ノ抵當權ヲ有セスト認メ又ハ期限前ニアリテ米穀ノ差押ニ着手シタルハ畢竟他ニ關係者アルヲ知テ已レ獨リ利益ヲ占ム爲メ茲ニ及ヒタル者ト認定シタルハ不條理ナリ何者訴訟一方ノ辨解アルニ拘ラスシテ直ニ其證據ヲ採ルコトヲ得トナストキハ辨解ハ徒勞ニ屬スルヲ以テナリ第三上告人カ深川倉庫米穀ハ多く被告上告人ノ保監ニ係ルモノナルコトヲ知り得ヘキ道理ナシ又清右衛門ト被告上告人ト取引アルコトハ何故ニ承知シタルモノト看做サ、ルヲ得サルヤノ論告ハ徒ニ原裁判所ノ推定ニ反對スルノミナルヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得スト雖モ本訴ノ倉庫カ被告上告人ノ保監ニ係リシ事實ナキ以上ハ他ノ倉庫ノ如何ハ本訴ニ影響ナシトノ陳辨ハ理由アルモノトス何者上告人如何ニ深川倉庫ノ米穀ハ多く被告上告人ノ保監ニ係ルモノナルコトヲ知り又清右衛門ト被告上告人ト取引アルコトヲ知りタレハトテ本訴ノ米穀カ被告上告人ノ保監ニ係リタル事實ナク又如此事實ノアリタルコトヲ知ルニ由ナキ場合ナルトキハ他ノ倉庫ノ如何ハ毫モ上告人ノ權利ニ關係ヲ有セサル事柄ナルニ本訴米穀カ實際被告上告人ノ保監ニ係リタルモノナルヤ否ヤノ事實ヲ定メス深川倉庫ノ米穀ハ多く被告上告人ノ保監

ニ係ルモノナルコトモ亦推知シタルモノト做サ、ルヘカラスト云フ如キ漠然タル事實ヲ掲ケテ上告人ノ權利ニ關係アルカ如ク判決シタルハ不法ナリ第四清右衛門ノ陳述ハ最モ道理アルモノト信認スヘキ者ト爲タル以上ハ其陳述全部ヲ信認セサルヲ得サルノ筋ナルニ上告人ニ不利益ノ言ノミヲ採用シ被上告人ニ不利益ノ言即倉庫會社ニハ申込ヲ爲タルモ特約アリテ社則ニヨラス申込タル米穀ハ自ラ保監シ之カ典賣ヲモ自由ニナスノ承諾ヲ得居リシ旨ノ陳述ニ對シ何等ノ理由ヲ付セサリシハ不法ナリトス何者證人又ハ參考人ノ陳述中信スヘキ理由アリテ之ヲ採リ採ルヘカサル理由アリテ之ヲ擯クルハ元ヨリ裁判官ノ職權ナリト雖トモ理由ナクシテ之ヲ分取スルハ法理ノ容サ、ル所ナレハナリ第五被上告人カ本訴米穀ニ對シ發シタルト云フ米券ノ全ク空券ナルコトハ二十、三井兩銀行ノ所持セル米券ニ對シ倉庫會社ノ原簿ニ消印シアルニテ明ナリトノコトハ頗ル本案ニ緊要ノ事柄ナルニ之ヲ不問ニ付シタルハ受タル詞訟ヲ判セサル不法ノ裁判ナリ右ノ理由ナルヲ以テ破毀シテ之ヲ大坂控訴院ヘ移ス者也

### 史料3 「所持品妨害除却ノ詞訟」(10100080-0251)

(朱) 明治十八年第二百五拾六號

裁判言渡書

原告人東京府日本橋区(中略)第百國立銀行副頭取士族

高田小次郎

代言人同府京橋区銀坐老丁目廿一番地寄岨大分縣士族

元田肇

被告人同府深川区(中略)倉庫會社頭取士族

小島信民

代言人同府日本橋区西河岸町十七番地平民

岡山兼吉

右第百國立銀行副頭取高田小次郎ヨリ倉庫會社頭取小島信民ニ對スル所持品妨害除却ノ詞訟ヲ審理シ原告代言人被告代言人双方ノ陳述ヲ聴クニ

原告代言人陳述ノ要旨ハ明治十八年四月六日深川区(中略)橋本清右衛門ヨリ為替手形仕拂ノ保証トシテ甲第一号証各組ノ如ク深川ノ倉庫ニ有之米穀ヲ抵当ニ取りタルモ従来取引シ来リタルヲ以テ信ヲ措キ甲第一号各組ノ三ノ如ク之ヲ清右衛門ヘ預ケ置キタリ然ルニ其後遂ニ期限經過スルモ清右衛門ニ於テ仕拂ヲ為サ、ルニ付遂ニ明治十八年四月廿八日甲第一号副証ノ明約ニ基キ甲第三号証ニ列記シタル土蔵廿九ヶ所ノ米穀類ヲ引取ラント欲シ清右衛門ヘ掛合ヒ同人及ヒ手代等立會ノ上實地調査セシ處同第三号証ノ如ク甲第一号証ニ記載スル所ト現在ノ米穀ト相違シ居ルニ付大ニ驚キタレトモ不得止米豆麦等其現在品ノ尪殘ラス之ヲ受取り不足ノ分ハ清右衛門ヨリ逐々補足スル約定ヲ為シ即甲第二号証ヲ受取り爾來倉敷料ハ原告ヨリ支拂ヒ該米穀一切ノ處分ヲ行ヒ毎朝社員ヲ各倉庫ニ派出シテ之ヲ管理シ鍵ヲ持參シテ倉庫ヲ開キ米穀買人ノ来ルヲ待テ賣却シタ刻ニ至レハ其日ノ賣上ヲ精算シ甲第一号副証末文ノ旨趣ニ基キ後日代價員數等ニ異議ナカラシメンカ為メ清右衛門ノ手代Iヲ立會ハセ甲第五号証ノ如ク檢印セシメ且同証入ノ部ニ記載シタル米及大豆ヲ補足ノ為メ受取り然ルニ明治十八年五月四日ニ至リ清右衛門ニ於テ抵当米不足ノ事ニ付相談スヘキコトアルヲ以テ原告銀行逕同行シ呉レ度旨派出ノ社員ヘ申入レタルニ依リ暫時ノ間ト心得不在中ヲ託シ置キ途ニ上リタル處清右衛門ハ近親ノ病家ニ立寄ルトテ引還シタルニ付社員ハ先ツ歸行シテ相待ツコト數時間ナルモ清右衛門ハ来ラサルヲ以テ或ハ他用ノ生シタルカト思考シ再ヒ清右衛門方ニ至レハ同人ハ不在ナリシ是ニ於テ各倉庫ヲ巡廻シタルニ倉庫ハ悉ク閉鎖シ倉庫會社ノ封印アル等言語ニ絶ヘタル所為ヲ発見シ即清右衛門ノ手代ヘ尋問シテ始メテ甲第六七号証ノ事實ヲ得タル次第ニ有之乃被被告倉庫會社ハ清右衛門ト通謀シ原告銀行ノ出張社員ヲ欺テ誘出シ其虛ニ乘シテ數多ノ人夫ヲ遣シ本訴所争ノ倉庫即甲第三号証ニ掲ケタル倉庫廿九ヶ所ノ米穀類ヲ出入シ甲第三号証ニ記載スル所ト差異ヲ生セシメ尚ホ且ツ引合人トシテ喚問サレタル各藏保守ノ証言スル如ク原告管理ノ錠ヲ取り去リ各倉庫ニ自家ノ錠ヲ下シ其占領ニ係ルモノ、如ク假粧シ非常ナル暴行ヲ為シタルハ隠レナキ事實

ニ有之其後原告等立會該米穀類ヲ調査シタル處果シテ被告ノ為メニ倉庫内ヲ取乱サレ立會調査ニ記載セル如キ異状ヲ呈スルニ至レリ右ノ通被告倉庫會社ハ原告カ橋本清右衛門ヨリ引渡ヲ受ケタル倉庫ノ米穀類ニ對シ妨害ヲ加ヘタルヲ以テ之ヲ除却センコトヲ求ムト云フニ在リ又該米穀類ハ明治十九年七月二日原告等立會ノ上之ヲ賣却シテ其代金ヲ日本銀行ヘ預ケ置キタル旨申立タリ

被告代理人陳述ノ要旨ハ被告倉庫會社ニ於テハ從來橋本清右衛門ノ依頼ヲ受ケ同人所持ノ倉庫及ヒ其他ノ倉庫ニ在ル米穀ヲ保管シ其預リ券ヲ發行セリ而本訴原告カ清右衛門ヨリ引渡ヲ受ケタリト主張スル米穀等ハ乙第一号各証ノ如ク清右衛門ヨリ逐々ニ保管ノ依頼ヲ受ケ其都度之ニ相當スル米穀預リ証券ヲ交付シ其各倉庫ニハ倉庫會社ノ錠鎖ヲ施シ常ニ之ヲ管理シタルモノナリ其米穀ノ品位數量及ヒ各倉庫ハ乙第二号証ニ記載シタル如クナリ然ルニ被告會社ヨリ清右衛門ヘ交付シタル米穀預リ証券ハ同人ヨリ第一國立銀行等ヘ抵當ト為シ金員ヲ借用シ居ル趣ナルヲ以テ被告ハ其預リ証券ヲ所持スルモノ、為メニ之ヲ擔保スルモノナレハ該預リ証券ヲ以テ引換ヲ申込ムモノ、外ハ如何ナル請求アルモ決シテ米穀ヲ交付シ難シ元來被告會社ハ清右衛門其他藏保守營業者ノ依頼ヲ受ケ其米穀ヲ保管スルニハ必シモ倉庫會社所有ノ倉庫ニ其米穀ヲ積替ヘシムル等無益ノ手續ヲ尽ス譯ニハ無之大概其依頼主ノ倉庫ニ積置キ唯倉庫會社ノ錠ヲ以テ之ヲ鎖シ出入ノ都度其依頼人ノ請求ニ從ヒ社員立會錠鎖ヲ開キ正當ニ出荷シ得ヘキ分ヲ引渡ス手續ニ有之然ル處明治十八年五月四日ニ至リ清右衛門其他深川区ニ在ル倉庫主ノ兩三輩頗ル信任スヘカラサル風評アリテ右米穀ノ關係人中自ラ騷然タル兆候ヲ顯シタルニ付被告會社ハ斷然本訴ノ各倉庫ヲ封鎖シ決シテ開封セザルコト、為セリ若シ該倉庫ノ米穀類ハ原告ノ占領セシモノナラハ被告會社ニ於テ之ヲ封鎖スヘキ筈ナキニ引合人Aノ供述ニ據ルモ明治十八年四月廿八日ヨリ五月四日迄ノ間ニ右ノ倉庫中被告會社ノ銘ヲ刻シタル錠ヲ下シタル倉庫アリシコト明瞭ナリ右ノ如ク本訴ノ米穀類ハ被告會社カ正當ニ保管スル所ニシテ原告ノ占領シタルモノニアラサルヲ以テ原告ノ請求ハ不當ナリト云フニ在リ依テ各證據ヲ審閲シ引合人ノ陳述及雙方代理人ノ辨論ヲ聽キ説明スルコト左ノ如シ

本件所争ノ穀類ニ就キ原告被告双方立會ノ上其現在高ヲ取調ヘタル立會調査ニ據リ其穀類ヲ甲第一号各証及乙第一号各証ニ照スニ共ニ其現在品ニ符合セスト雖モ以上甲乙各証ハ皆引合人橋本清右衛門ノ差出シタルモノナルコトハ同人ノ認ムル所ナルヲ以テ該米穀類ハ原告ニ對シテハ之ヲ抵當ト為シ被告ニ對シテハ之レカ保管ヲ託スルノ約定ヲ為シタルモノト看做サ、ルヲ得ス又清右衛門ハ實際該穀類ヲ原告ヘ引渡シタルコトナシト陳供スレトモ甲第二号証ハ現ニ清右衛門ヨリ原告ヘ差入レタル証書ニシテ甲第三号証甲第五号証モ亦其手代Iノ筆記シ又ハ検印シタルモノナルコトハIノ認ムル所ナリ而シテ右甲第二号第三号第五号ノ三証ハ皆虚空ノ書面タルヲ徴スヘキ反証ナキヲ以テ清右衛門ニ於テ甲第二号証ノ日附即明治十八年四月廿八日ヲ以テ甲第一号証各組ノ抵當ニ充テ本訴ノ穀類引渡ノ約定ヲ為シ其手代Iヲシテ現在セシ穀類ヲ調査シ之ヲ原告ヘ引渡サシメ且明治十八年五月二日三日ノ兩日ニ於テ甲第二号証ノ約定ニ基キ抵當米補足ノ為メ甲第五号証入ノ部ニ掲ケタル米及ヒ大豆ヲ引渡シタルモノト認定セサルヘカラス然リ而シテ被告ハ從來清右衛門其他各藏保守ノ依頼ヲ受ケ保管スル倉庫ハ被告會社ノ錠ヲ以テ之ヲ閉鎖スル旨陳辨セリ然ルニ本訴米穀所在ノ倉庫所有主又ハ藏保守タル引合人D外三名ノ証言ニ據レハ明治十八年五月四日以前ニ在テハ各倉庫中倉庫會社ノ錠ヲ用ヒタルモノナキノミナラス倉庫會社ヘ倉庫ヲ貸渡シタルコトナシト云ヒ獨リ引合人Aニ於テ其保守ニ係ル倉庫四ヶ所ノ内貳ヶ所ニハ五月四日以前ヨリ倉庫會社ノ錠ヲ用ヒタルアリト陳供スレトモ果シテ何時ヨリ該錠ヲ用ヒタルヤ分明ナラス且ツAニ於テモ倉庫ヲ貸渡シタルコトハ之レ無シト証言セリ然レハ被告ニ於テ明治十八年五月四日以前乙第一号各証ノ米穀ヲ清右衛門ヨリ受取り其都度保管ノ手續ヲ實行シタル事跡ノ見ルヘキナキヲ以テ原告ハ被告カ保管ニ着手スルニ先ツテ本訴穀類ノ引渡ヲ受ケタルモノト見做サ、ルヲ得ス即被告カ米穀保管ノ依託ヲ受ケタル原告カ之ヲ抵當ニ取りタルトハ其約定ノ前後如何ニ論ナク等シク所有主タル清右衛門ト約定シタルモノナレハ先ツ其現物ヲ受取タルモノニ其占領權ヲ帰セサルヘカラス故ニ明治十八年五月四日ニ至リ被告ニ於テ各倉庫ヲ封鎖シタルハ則原告ノ管理ヲ侵シタルモノトス而シテ被告カ乙第一号各証中明治十八年五月四日ニ保管ノ依託ヲ受ケタル米穀ニ至テハ是レ原告カ抵當ニ取りタルモノニアラスト雖モ其米穀ニシテ各倉庫ニ積入レタルモノアルコトヲ證明スル能ハサルニ依リ該倉庫ノ米穀ニ付被告ニ於テ故

障スルヲ得サルモノトス

右ノ理由ナルニ依リ判決スルコト左ノ如シ

被告ハ本訴所争ノ穀類ヲ管理スヘキモノニアラサルヲ以テ該穀類ヲ賣却シタル代金ヲ原告ヘ引渡スヘシ  
訴訟入費ハ被告之ヲ負擔スヘシ

明治十九年十一月廿二日東京始審裁判所公廷ニ於テ始審ノ裁判ヲ言渡スモノナリ

始審裁判所判事 柳田直平 (印)

裁判所書記 木村惟孝 (印)

**史料4** 「第百国立銀行對舊深川倉庫會社所持品妨害除却件」(明治廿二年第百四十四號 明治廿二年十二月二十五日言渡) (『法学協會雜誌』第71号、47-68頁より、47頁から49頁3行目までを省略)

上告代言人元田肇ハ再上告シテ曰ハク

第一條 原判文第一條ヲ案スルニ甲第一號證ハ眞正ナリト確認セラレタルモノナリ然則該證ノ文詞ニ顯レタル如ク上告者ハ米穀ヲ抵當ニ取り金員ヲ貸渡シタルモノト看認メラルヘキハ條理ニ於テ當サニ然ルヘキ所ナリトス何者甲第一號ノ三ノ如ク直ニ之レカ保監ヲ橋本清右衛門ニ托シタルモ場合ニ於テハ清右衛門ハ米穀ノ預リ人タル資格ニ變シ上告者カ抵當ニ取り居ルノ事實ハ事實上ト法律上トヲ問ハス毫モ差異ナケレハナリ蓋シ原判文第九條ニ於テ被願人モ清右衛門ヲ信シ云々辨明セラル、ヲ見レハ原院モ業已ニ此事實ヲ確認セラレタルモノト云フヘシ而カルニ原院ハ本條ニ於テハ其何等反對ノ理由アツテ存スルヤ片言隻語ノ辨明ナク明文ニ背キ殊更ニ尋常ノ貸借ト認ムヘキモノトス」ト言渡シ先以テ上告人ノ權利ニ不利ヲ來スヘキ豫斷ヲ下シタルハ妄リニ證書ノ明文ニ背キ尚且其理由ヲモ明示セサル前後矛盾ノ裁判ナリト思料ス

第二條 原判文第二條ノ旨趣ハ甲第二三號證ニ對スル否認ノ辨明ナルカ如キモ要スル上告者カ明治十八年四月廿八日再ヒ現在米穀ノ引渡ヲ受ケタリトノ申立及立證ニ對シ第三者タル被告者(願人)ニ對シ完全ノ引渡アリシ證ナリトシ其事實ヲ確認スルヲ得スト云フニ在リ然ルニ其甲第二三號證ヲ否認スル反證ニ掲ケラレタルモノハ上告者カ被告ト共謀セリト始終論告シ來レル橋本清右衛門主從ノ口頭無證ノ陳辨ニシテ而カモ其全部ニ非ルナリ抑モ證據ノ取捨ハ承審官ノ職權ニ在リトスルモ單純ナル口頭無證ノ陳述ヲ以テ嚴正ナル書證ヲ取消シ尚且其反對ノ事實ヲ推足セントスルハ苟クモ採證法ニシテ存スル限りハ決シテ許サ、ル所ナリ此豈徒ニ證據取捨ノ範圍ナリト論過シ去ルヲ得ンヤ況ヤ甲第二號證ハ單獨ノ書證ニ非スシテ他ニ甲第三號アリ甲第六七號證アリ始審ニ喚問シタルFDE等ノ證言及甲第十四號證ノ如キ確乎不可動ノ助證アルニ於テヤ蓋シ原判文中「鍵ノ引渡ヲ受ケタリトハ後條説明ノ如ク」云々辨明アリト雖モ此レ果シテ何等ノ謂ナルヤ抑モ上告人カ鍵ヲ受取日々開閉封印等專管シ居リタルコトハ甲第六七號証ハ勿論F等ノ證言スル所ナリ殊ニ上告者ハ橋本清右衛門ノ被告者ト共謀シ虚妄ノ陳述ヲナスニ付上告者カ鍵ヲ受取り監理シ居タル明証トシテ清右衛門ヨリ鍵ヲ持參スヘシト云ヒ來リタル甲第十四號証ヲ提出シタルニ非スヤ抑此甲第十四號証ノ明文タルヤ上告者カ甲第二號証ノ如ク米穀ヲ受取り甲第五號証ノ如ク日々賣却等ナシタリト云ヘル申立及立證ニ照應シ着々事實ヲ發揮シ居レリ而カルニ原院ハ此甲第十四號証ハ確實ナリト明認セラレナカラ獨リ此照應ノ點ヲ裁判外ニ放抛セシハ果シテ如何ナル理由ナリヤ實ニ粗漏不備ノ裁判ト云フヘシ蓋シ原判文中甲第十四號証ニ對シ「清右衛門ハ正實ラシク手翰ヲ以テ被願人銀行ヲ欺騙シタルモノナリ」ト輕々論過シアレトモ現在鍵ヲ引渡シアラサレハ如何シテ斯ル書翰ヲ發シ得ヘキヤ又已ニ鍵ヲ引渡シアリシ上ハ此正ニ上告者ノ立證セシ如ク甲第二號及甲第五號證ノ事實ヲ助證發揮スルノ證具タルモノニシテ決テ清右衛門ニ於テ隨意ニ開閉シタリトハ云フ能ハサルナリ何者鍵ナケレハ開閉スルコト能ハサレハナリ然則原院カ被願人銀行ヲ欺騙シタリトハ果シテ如何ナル意味ナリヤ甲第十四號証ニ對シ更ニ條理ヲナサ、ル不法ノ裁判ト云フヘシ

又次ニ原判文ニ「鍵ヲ引渡シタル事實ノ見ルヘキモノナリ<sup>(777)</sup>單ニ書面ノ引渡證即甲第二號證ノ成立チタルヲ見レハ清右衛門ニ於テ銀行ヨリ告訴スルト言ハレタルヨリ該證ニ調印シタリトノ申立ハ強チ之ヲ虚妄ノ言ト云フヲ得ス」トアリ然レトモ上告者カ鍵ヲ受取りタルコトハ原裁判所モ看認メラレタル所ノ證據

アルコト上文ノ如シ尚又甲第二號ノ事實ニ照應スルモノハ甲第三號五號六號始審引合人ノ證言等實ニ枚擧ニ違アラス而カルニ原院ハ甲第十四號證ニ就テハ條理ニ適セサル茫漠タル辨明ヲ下シ其他ノ甲號證ニ對シテハ集合證明ノ効力辨明ヲ已ニ甲第二號證ニシテ證トナラサル以上ハ(甲第三號ニ對スル辨明ニ在リ)云々ト各別ニ而カモ前號ノ證據ヲ否認シタル上ハ單獨ニテハ其効力微弱ナリト辨破シ而シテ其最前ノ證據ヲ辯駁スルニ臨ンテハ甲第二號證ノ成立チタルヲ見レハ」ト云ヒ他ニ毫モ助證成蹟ナキモノ、如ク言渡シタルハ前後不當ノ裁判ト云ハサル可ラス況ンヤ橋本清右衛門ノ申立ニ係ル告訴云々ノ言詞ノ如キハ前ニモ述ヘタル如ク單ニ口頭ニ止マルモノナレハ書証ニ反對スルノ効ナキハ勿論假ニ斯ル申立アリトスルモ若シ事實脅迫ト稱スヘキモノニ非ル以上ハ唯告訴スルト云フタルノミニシテ自己ノ權利ニ大關係アル無實ノ文書ニ調印シタリトスルカ如キハ決シテ法律上看認ムル能ハサル處ナレハ此又其如何ヲ審判セサル可ラサル所ナリ何者已ニ無實ノ事ヲ記載シタル証書ニ非ル以上ハ銀行ノ如何ニ云フタルヤ否ハ姑ク置キ引渡アリタルコトノ確證ナレハナリ而カルニ原院ハ此等必須ノ事項ヲモ審判セス從テ果シテ無實ノ事ニ調印セシヤモ判示セス唯清右衛門カコニ任セテ告訴云々遁辯シタルヲ執リ其申立ハ強チ之ヲ虛妄ト云フヲ得ス」ト言渡シタルハ甚シキ不盡理不備ノ裁判ナリト思料ス

尚又原裁判ニハ「果シテ然ラハ該證ハ第三者タル願人ニ對シ完全ナル引渡證ナリトシ以テ其實事ヲ確認スルノ具トナスニ足ラサルモノトス」トアリ此言渡ノ文義ヨリスレハ橋本清右衛門ニ對シテハ其陳辯無證ナルヲ以テ引渡アリシコトノ確證トナルヘシト云フニ在リ然レトモ已ニ橋本ニ對シ引渡アリシ確認ナレハ第三者タル願人ニ對シテモ亦完全ナル引渡ノ證據ト云ハサル可ラス何者引渡ノ事實ニ二途アルヘキ理由ナケレハナリ然ラハ則此又彼此矛盾ノ不法アル裁判ト思考ス

第三條 又甲第三號證ニ對スル原判文ノ説明ヲ閱スルニ I ノ口供ニ云々アルノミナラス要スルニ該證ハ甲第二號證ノ傍證ナレハ獨立證明ノ具トナスニ足ラストアリ先其第一點ヨリ論センニ仮令 B カ書ヒテ呉レト云フタルモノトスルモ I ニ於テ其主人ノ權利ニ大關係アル無實ノ事ヲ記シ渡スヘキ道理ハナキニ付他ニ其理由ノ明示ナキ限りハ條理ニ背キタル陳述トシテ斥ケラルヘキモノナリトス況ヤ其言甲第二號甲第五六號甲第十四五號證等ニ顯ハレタル事實ト悉ク反對シ居ルニ於テヤ然レハ如斯キ場合ニ於テハ先以テ其證書ニ反スル口頭無證ノ陳述ノ果シテ事實ニ適スルヤ否ヲ審判セザレハ未タ以テ其證書ヲ打消スノ證具トハナス可ラサルノ條理ナリ而カルニ原院ハ I カ其主人ニ不利ナルコトヲ覺知シ無證ノ妄言ヲ吐キ一時ノ遁辯ヲ試ミシヲ執テ其當否ノ判決ヲナスコトナク直チニ證書ヲ打消スノ證具トナシタルハ實ニ條理ニ背キ又理由ヲモ備ヘサル不法ノ裁判ト思考ス」又其第二點ニ付テハ原院ハ到底甲第三號證ハ獨立シテ該事實ヲ證明スルノ具トナスヲ得スト言渡シタレトモ上告人ハ之ヲ獨立ノ證據ナリト申立シニ非ス甲第一號乃至甲第廿四號證及參考證據書類ニ顯レタル事實成蹟ト參照シ以テ上告者カ本訴ノ米穀ヲ受取り管理シ居リシコトハ明確ナリト論告セシノミ然ラハ則原院ハ其集合證明ノ効力如何ヲ審明スヘキ管ナルニ各別單獨ノ證據ノ如ク辯明ヲ與ヘ而カモ箇々ニ論スレハ其効力微弱ナリトカ又ハ強チ確證ナリト云ヒ難シト云カ如キ辭柄ヲ以テ之ヲ擯斥セシハ立證ノ旨ニ對シ審判ヲ與ヘサル不法ノ裁判ト信ス

第四條 又甲第四號證ハ上告者カ十八年五月四日以後被告ノ暴行ニ付保護ヲ乞フタル證トシテ同年五月廿二日警察署ニ出セシ書面ノ控ヲ呈シタルモノニシテ被告者ト雖モ蓋シスル書面ヲ出シタルコトナシトハ否認セサリシ所ナリ加之該證ニ載セタル事實ニ至リテハ甲第二號以下甲第廿一號證參考證等此々照應シ居ル所ナルニ原院ハ之ヲ虛構ノ文書ナルカ如クナシ「今日トナリテハ只口頭ノ辯疏ニ止リ」ト云ヒ又「其形跡ノ見ルヘキナケレハ」云々言渡シタルハ原被明認ノ事實ニ反シ且越權ノ處分ナル不法ノ裁判ト思量ス

又甲第五號證ニ對シ原院ハ I カ立會タルコトナシ唯 B カ調印シ呉レト云フニ付調印シタリト云ヘル小兒ヲ欺クカ如キ無證ノ片言ヲ執テ反證トナシ又甲第六七號證ニ對シテモ全様 I ノ片言ヲ執テ悉ク之ヲ不可信用ノ文書トナシタリ此皆前第二條ニ論シタル如ク承審官ノ職權外ニ出テタル不法ノ處分ナリトス何者甲第五號證ハ出納ノ明細書ニシテ毎日結算ノ處ニ I ノ調印アリ殊ニ其事項ハ主人清右衛門ノ權義ニ關スル大ナルモノナリ又甲第六七號ノ如キハ一層重大ノ件ニシテ唯他人カ下書ヲ出シタリトテ輒ク認メ署名捺印シ渡スヘキモノニ非ス故ニ充分ノ反證アレハ格別單ニ無證ノ口陳ヲ執リ直チニ之ヲ無効トナスヘ

キ證書ニアラサルナリ況ンヤ原院カ援引シタル口供ハ I ノ自認中ノ一部ニシテ其他ニハ甲第五六號證ノ文字ヲ讀ミ得ルコトハ勿論ナリ」甲第六七號證中ニアル倉庫會社々員カ鍵ヲ取出シ倉庫ヲ封印シタルコトハ相違無之候」小島梅浦等カ出張シタルハ前ニ申立テタル通り相違ナシ」Bハ折々參リ居レリ但シ倉庫ヨリ參リタルトキハ留主ニテアリシ甲第六七號證ハ本年五月四日小島梅浦カ飯リタル后認メタルモノナリ」ト云フカ如キ甲第六七號證中事實ヲ確認シタル供述アリ然則本項原裁判ハ妄ニ參考人ノ口陳ヲ分割シ書證ニ反スル分ノミヲ執テ以テ自筆調印ノ嚴正證書ヲ無効トナシタルモノニシテ實ニ不法ノ裁判ト信ス

第五條 又甲第八號乃至十三號甲第十五號乃至廿一號證ハ爭論發生后ノ日付ナレハ其効力微弱ニテ銀行カ米穀專管ノ證トハ確認シ難シト辯明アレトモ佻令爭論發生后ナリトスルモ第百銀行カ借入れ居リシ倉庫ニ非レハ其所有者ニ於テ銀行ヨリ藏敷ヲ取ルノ情理ナク況ンヤ倉庫會社ト橋本清右衛門トハ共ニ該倉庫ヲ借り入れ居リシモノニ非ルヲヤ左スレハ該倉庫ハ第百銀行ノ借入レタル者タリシコトハ不可爭ル事實ナルヲ以テ從テ之ヲ彼ノ甲第二號以下甲第三號甲第五六號甲第十四號甲第廿一號引合人ノ證言等ニ參照シ充分ノ効力ヲ發揮スヘキ所ナルニ原院ハ已ニ其幾分ノ効力アルコトヲハ看認メラレナカラ他ノ助證ト共ニ集合證明ノ効力ヲ審判セサルノミナラス之ニ反對スル寸法ヲモ掲ケス單ニ微弱ナリトノ一點ヲ以テ該證ヲ斥ケシハ此又々不盡理ノ不法アル裁判ト思料ス

第六條 原判文第六條ハ甲第十四號證及甲第廿二號證ニ對スル裁判ニシテ上告人カ最モ其不法ヲ感スル所ナリ乞フ左ニ其理由ヲ詳陳セン

抑甲第十四號證ハ十八年四月中甲第一號證ノ如ク上告者ニ於テ本訴米穀ヲ一旦抵當ニ受取り直チニ之ヲ清右衛門ニ預ケ同年四月廿八日再ヒ現在ノ米穀ヲ引取り日々專管シ買人來ル毎ニ賣渡シ其代金ヲハ貸金ノ内ニ差引キ甲第五號證ノ如ク清右衛門ノ代理 I ト共ニ出入ヲ検査シ來リシトノ上告者ノ證明ニ對シ清右衛門恣ニ遁辭ヲ吐キ以テ之レカ事實ヲ蔽ントセルニ付不當ヲ證センカ爲メニ提出セシモノナリ即チ該證ヲ以テ上告者カ鍵ヲ受取り居リシコト米穀望人(貸ニ之ヲ俵)アリ偶々社員ノ未タ出張シ居ラサルトキニ問屋タル清右衛門ヨリ上告者ニ使ヲ遣ハシ鍵ヲ持參スヘシ云々申來リ之レニ依リテ社員ハ出張シ倉庫ヲ開キ依見ノ者ニ一見セシメ來リシコトヲ證明セシモノナリ又併セテ該倉庫ハ清右衛門カ勝手ニ開閉セシモノニ非ルコトヲ證セシモノナリ故ニ苟クモ此證書ニシテ確實ナリト看認メラル、以上ハ上告者ノ專管セシコトハ此一事ヲ以テモ明白スヘキモノ況ンヤ甲第二號三號四號五號六號七號等ノ(此中ニハ原院カ證據力アルコトハ微弱ナリト云ハレタル分モアリ)諸證ハ其効力生動シテ上告者ノ權利ハ愈々確立スヘキモノナルニ原院ハ其確實ナルコトヲ看認メナカラ上文第二條ニ論駁セシ如ク單ニ「后條ニ説明ス」ト云ヒ又其后條ニ至リテモ僅カニ「甲第四十號證ノ如キハ清右衛門カ正實ラシク手翰ヲ以テ被願人銀行ヲ欺騙シタルモノナリト云フニ過キス實際に上告者ニ於テ鍵ヲ預リ居リタルカ故ニ甲第十四號證ヲ送リタルモノナレハ如何シテ清右衛門カ勝手ニ倉庫ヲ開閉シ得ヘキ理由アリヤ等一モ説示スル處ナシ然則上告者ノ立證ノ本旨ニ對シ該證ヲ取ル可ラサル原院ノ理由ハ未タ決シテ知ルヲ得ヘカラサルモノニシテ實ニ曖昧不備ノ裁判ナリト云フヘシ

又甲第廿二號證ノ如キハ其發達ノ日時ハ明治十九年五月廿七日ナルコト郵便局ノ消印ヲ以テ明白シ又其本訴ノ倉庫ニ關スルコトハ甲第廿一號證ト照應シテ確然タルモノナリ而シテ被上告人モ亦此點ニ付曾テ異議アリシヲ聞カス而ルニ原院ハ日時倉庫共ニ分明ナラサルモノ、如ク辨明シ此頃ニ於テモ亦(マツ)「其効力甚タ微弱ニシテ強チ本訴倉庫ノ管領ヲ確認スルノ材料トナスヲ得スト言渡セリ此豈證書ノ明文ヲ省ミス又相當ノ助證アルヲ不問ニ付シタル不法ノ裁判ニアラサルヲ得ンヤ又原文第九條ニ「甲第一號乙第一號證ハ何レモ確實ナリト認ムル以上ハ清右衛門ニ於テハ一ツノ物件ヲ以テ一面ニハ抵當トナシ一面ニハ委託シ米券ヲ發セシニ双方ヘ差入レタルモノト認メサル可ラストアリ然レトモ乙第一號證ノ如キハ單ニ申込書ニ過キスシテ之ヲ眞正ナリトスルモ清右衛門ヨリ一旦申込ミヲナシタルコトアリト云フニ過キス果シテ當時之レカ申込ヲ受ケテ預リタルヤ否ヤ未タ知ルヲ得ヘカラサルモノナリ又其申込ヲ爲シタルモノハ果シテ本訴ノ米穀ナリヤ是又未タ知ルヘカラサルナリ然則乙第一號證ノミヲ以テ直ニ一面ニハ現ニ委託シ米券ヲ發セシメタリトノ事實ハ推定スルヲ得ヘカラス必スヤ乙第貳號又ハ甲番外證ノ如キ原簿ノ之ヲ證明スルモノナカルヘカラス然ラサレハ則現ニ委託シ又ハ米券ヲ發セシメタリトノ事ハ決シテ知ルヲ

得ヘカラサルナリ而カルニ原院ハ不可信用ノ乙第一號ヲハ相當ノ判定ヲ以テ斥ケラレナカラ甲番外證ノ如キ原簿ニ已消印シアリテ倉庫會社カ本訴ノ米穀ニ關係ナキコトノ確證アルニ之ヲハ不問ニ付シ突然乙第一號證ヲ以テ該米穀ヲ委託シタルモノト認メサルヲ得サルカ如ク言渡シタルハ越權ノ不法アリ尚且其理由ノ不備アル不法ノ裁判ナリト信ス又次ニ本訴ハ甲第一號證ト乙第一號證ト其効力ノ優劣ヲ判定スルヲ必要トスト辯明アレトモ乙第一號證ハ前項ニ述タル如ク單一ノ申込書ニ過キサレハ固ヨリ抵當權ヲ證明セル甲第一號證トハ其効力雲泥ノ差アリトス何者單ニ保監ノ申込ヲ受ケタル迄ノ者カ現ニ抵當ニ取り居ル人ニ對シ(其自己ノ手ニ保持シ居リシヤ自己ノ代  
（難者ニ保監シ居ラシメシヤハ姑ク置ク)物件ヲ争ヒ得ヘキ謂レナケレハナリ然則是又前項ト同シク證書ノ性質ヲ誤認セシ不法ノ裁判ト思料ス

第七條 又次ニ乙第一號證ハ空券ニ非ストノ理由トシテ清右衛門ハ云々其中間ニアリテ彼レニ向テハ確實ナルカ如クニ顯示シ此ニ對シテハ正實ナリト詐言シー物件ヲ以テ運轉流通セシモノナレハ此間ニ於テ同人ハ其倉庫ヲ閉閉セシハ言ヲ俟タス」トアリ此レ原院カ上告者ニ於テ會テ引渡ヲ受ケ倉庫ヲ專管セシコトナシト誤判セシヨリ生スルモノナリ然レトモ上告者カ其引渡ヲ受ケ該倉庫ヲ專管セシハ前條ニ縷述セシ如ク原院カ確實ナリト看認メタル甲第十四號證ノミニ據ルモ決シテ争フ能ハサル所ナレハ此點ニ對スル原裁判ノ不當ナルコトハ多辯ヲ俟スシテ明白ナリト信ス

又次ニ願人會社カ鍵ヲ奪去シタルト云フノ證憑ナシトカ引渡ヲ受ケタル確證ナシト云フノ判旨アレトモ此皆前判文ノ説明ヨリ來ル總括論ニシテ已ニ前條ニ於テ該説明ノ不法ナルコトヲ詳述シタルハ茲ニ贅セス然レトモ原判文ノ末ニ至リ被願人ハ乙第一號證タル定款ニ違背シ又原簿ニ切換アリ又其品種數量帳簿ニ符合セサル等數十點ヲ擧ケテ其空券ナルヲ極論スト雖モ清右衛門ト願人會社トノ間ニ於テ委託ノ契約アリタレハコソ發布シタル證券ナレハ」云々トアリ是レ實ニ論理ヲ轉倒シタル誤謬ノ甚キモノト云フヘシ何トナレハ乙第一號證ハ寧口委託ノ契約ト云フヘキモ此ニヨリテ發布シタル證券ニ非レハナリ況ンヤ乙第一號證ハ前ニモ述フル如ク單一ノ申込ヲ表スル文書ナレハ仮令原院ニ於テ橋本清右衛門カ差入レタルコトハ看認メラレタリトスルモ實際虛空ノ申込ナリ其代表シタル米穀ハ實際アリシニ非ス被上告者ハ唯一片ノ證書ヲ受ケタル迄ニテ毫モ實物ノ有無ヲ糺シタルニ非ス信用上ノ空券ナリ清右衛門ニ對シテハ信用上此空券ヲ甘受シタルモノナリトノ論旨ニ對シテ如何シテ此委託契約夫レ自カラ表面ノミニ申込ニ非リシコトヲ知り得ヘキ乎原判文中何等説明スル所ナシ然則此實ニ重要ノ争點ヲ判別セサルモノニシテ無論不法ノ裁判ナリト信ス又次ニ其定款ニ背違スル等ハ該會社ノ不都合ヲ責ムルニ止リ清右衛門ト該會社カ共謀シ故ラニ詐術ヲ以テ金圓ヲ借リ出サントセシ確證アルニ非レハ該點ニ付其發布シタル證券ヲ空券ナリト認ムルヲ得ス」トアリ此レ全ク本訴ノ性質ヲ誤解シタルモノナリ何者本訴ハ倉庫會社ト上告人トノ争訟ナレハ倉庫會社ニ不都合アレハ彼レ其責ヲ負フハ當然ナレハナリ加之上告人カ其數多ノ不都合ナル證迹ヲ擧ケシハ倉庫會社ニシテ若シモ實際貨物ヲ點檢シ米券ヲ發シタルモノナレハ如此キ不都合アルヘキ理由ナシト云フニ在リ語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ信用上ノ申込ヲ受ケタル迄ニシテ固ヨリ貨物ノ有無ヲ問ハサリシコトヲ證明セシモノナリ所謂委託ノ契約ハ實物ナキ申込ナリト主張セシナリ而カルニ原院ハ此立證ノ旨ニ對シ判決セス被上告者カ空券ヲ發シタルノ證據トナルヘキ數十點ノ事迹ヲ執テ單一倉庫會社ノ不都合ニ止リ本訴ニ影響ナキカ如ク言渡シタルハ争點ヲ判決セサル而已ナラス本訴事件ノ本質ヲモ誤認シタル不法ノ裁判ナリト思料ス

又上ニ述ル如ク被上告者ニ於テ定款証據スラ品種數量等一トシテ符合スル所ナキニ據レハ寧口倉庫會社ハ共謀シテ空券ヲ發シタルモノト看做スヘキ筋ニシテ殊ニ清右衛門カ詐術ヲ以テ金員ヲ借リ出シタルトハ原判文ニ明示スル處ナリ而カルニ原院カ他ニ辯疏スヘキ理由モナキニ倉庫會社ニ不都合アルハ倉庫會社ノ不都合迄ナリト輕々辯シ去リ又清右衛門ニ於テモ詐術ヲ用ヒタルコトナキモノ、如ク確證アルニ非レハ云云言渡シタルハ舉證ノ順序ヲ轉倒シ前後撞シタル不法ノ裁判ナリトス又仮ニ倉庫會社ハ故意ニ共謀セサリシモノトスルモ清右衛門ノ申込ヲ信シ検査セサリシハ清右衛門ニ於テ虛空ノ申込ヲ得ヘキコトハ甚タ明白ニシテ而シテ清右衛門カ被上告人ヲ欺キタリトハ原院モ看認ムル處ナレハ焉ソ此虛空ノ申込ニ據リ發布シタル證券ヲ空券ナリト看認ムヘカラスト云ハンヤ此點ニ對スル原裁判ハ更ニ條理ヲナサス且前後矛盾セルモノト云フヘシ

又次に「果シテ然ラハ一旦保管ノ委托ヲ受ケ證券ヲ發付シタル以上ハ該會社ハ其證券ノ返付ヲ受ケシテ輒チ其保管ヲ解クヘキモノニ非ス」トアリ此辯明ニ據ルトキハ被上告會社ハ證券ヲ發布シタルコト及保管シ來レルコトヲ認メタルモノ、如シ然レトモ原判文中前ニ證券ヲ發布シタルコトノ證據及説明ナク殊ニ保管ノ點ニ至リテハ原被互ニ清右衛門ニ一任シアリシモノトノ辯明アルノミ然ラハ則此レーハ全ク前提ナクハ前提ノ事實ニ反スル結論ニシテ無論不法ノ裁判ナリト思考ス

又原院ハ本項判決ノ理由トシテ甲第一號證ヲ尋常貸借ナリトシテ米券ト對等ノ効力ナキ如キ説明アレトモ上告者ハ毫モ其意ヲ解スル能ハサルナリ何者甲第一號證ハ本案ノ米穀ヲ抵當トシテ引取リタル證書ナレハ敢テ倉庫會社ノ保監券ニ劣ルヘキ理由アルヲ見サルハ勿論本訴ハ其米券所持人トノ争ニ非スシテ保監ノ申込書ヲ口實トシテ上告者ノ抵當物ヲ妨害セントスル倉庫會社トノ間ノ争論ナレハナリ即チ米券ノ効力如何ハ影響ヲ及ホスヘキモノニ非レハナリ而カルニ原院ハ之ヲ附會シ乙第一號證ト甲第一號證ノ優劣ヲ判スルノ必要ヲ説キナカラ乙第一號證以外ナル米券ニ比較シ上文ノ言渡ニ及ヒタルハ條理ヲナサバル不法ノ裁判ナリト思考ス

第八條 原院カ米券云々ノ説ヲナシタルコトノ不當ナルハ已ニ之ヲ辯シタリ然レトモ上告者ハ尚一步ヲ進メ其所謂米券ノ已ニ空券トナリ居ルコトヲ證明シ被上告者カ辭柄ノ根ヲ絶タント欲シ原院ニ向ヒ其空券タル確證トシテ甲番外證ヲ呈シ甲參考第十一號證ト對照シ裁判アラントヲ請求シ置キタリ又已ニ斯ル確實ノ證據發見セシニ付被上告人ト共謀セル橋本清右衛門ノ遁辭ヲ反證セント欲シ其召喚ヲ請求シタリ而カルニ原院ハ此請求ヲ認可セス剩サヘ甲番外證ノ如キハ裁判外ニ放抛シテ何等ノ判語ヲモ與ヘラレサリシ此豈聽斷ノ定規ニ背キタル違法ノ裁判ニ非スシテ何ソヤ

<sup>(ママ)</sup>當九條 動産タル米穀ニ關スル本訴ニ於テ原被告ノ孰レカ先キニ其米穀ノ占領ヲ得ルヤヲ判定シ其先キニ得タルモノカ權利ヲ有スヘキモノトナスヘキ筋ナリトハ前ノ大審院判文ニ明カナリ然ルニ原裁判所ハ此占領ノ孰レカ先キナリシヤ被上告ニ於テハ占領ヲ受ケタルコトナシヤノ事實理由ヲ判示セス漫ニ米券ト甲第一號ノ抵當權ニ優劣アルモノトナシ最后ニ(倉庫會社ノ保監ニ販スヘキモノトス)ト言渡シタルハ大審院ノ命令ニ背キ本件ノ要點ヲ判示セサルハ不法ナリ

第十條 上告人ハ原院ニ向ヒ乙第一號證及之ニ基キ發布シタリト云フ米券ハ空券ノト事ヲ證スル爲メ特ニ五箇ノ證據立ヲナシ置キタリ而カルニ此ニ對シ何等ノ判決ヲ與ヘサルハ争點ノ立證ニ對スル判決ナキ不法ノ裁判ナリ

第十一條 被上告ノ所謂米券ハ三井二十カ所持セリト被上告者申立レトモ本訴ノ米穀ト符合セサルニ付該米券ハ本訴ノ米穀ニ關セサルコト明白ナリ從テ其申立ハ不當ナリトノ事ヲ立證辯論シ置キタリ而カルニ其同一ナラサルニモ拘ハラズ差支ナシトノ理由ノ判決モナク直ニ同一ノ米穀ナルカ如ク掲ケ去リ以テ判決ヲナセリ是又要點ヲ判決セサル不法ノ裁判ナリ

被上告代言人高梨哲四郎ハ上告ノ不當ナル旨ヲ論シ原裁判ヲ辯護セリ

大審院評定官巖谷龍一、全増戸武平、全小松弘隆、全谷津春三、全代理控訴院評定官中定勝ハ説明シテ曰ク

第一條 上告第六條ヲ案スルニ本件所持品妨害ノ訴案ヲ判スルニハ其品即チ米穀ハ果シテ上告人ノ占領ニ歸シタルモノナルヤ否ヤハ一ノ要點ニシテ之ヲ決センニハ其倉庫カ上告人ノ專管ニ屬スルヤ否ヤヲ定ムルニアリ而シテ倉庫ノ專管ハ其鎖鍵ノ管守之レカ決定ノ重キニ居ル更ニ言フ俟タル所ナリ夫レ然リ上告第十四號ノ各證ハ「倉庫鍵今朝俵見ニ參リ候モノ有之何レモ爲待置候ニ付甚恐入候得共即刻御出張云々第百國立銀行御中橋本清右衛門」トアリ上告人カ該倉庫ノ鍵ヲ管守セシトノ證明ナルニ原控訴院カ之レヲ不眞正ナリト認メサルニモ拘ハラズ「甲第十四號證ノ如キハ清右衛門カ正實ラシク手翰ヲ以テ被願人銀行ヲ欺騙シタルモノナリ」ト判示セシハ其理由ノアル旨ヲ知ルニ由ナク畢竟理由トナラサル理由ヲ以テ證據ヲ捨斥シタルノ不法ヲ免カレサル裁判ナリトス

第二條 上告第七條ヲ案スルニ被上告會社カ果シテ其定款ニ違背シ且貨物ノ點檢ヲモ爲サス米券發布上都合ノ行爲アリトスレハ其責會社之レヲ負フヘキシテ他ノ抵當權又ハ留置權ヲ妨ケ得ヘキ條理アルヘカラス然ルニ原控訴院ハ「其定款ニ違背スル等ハ該會社ノ不都合ヲ責ムルニ止マリ清右衛門ト該會社カ

共謀シ故ラニ詐術ヲ以テ金圓ヲ借リ出サントセシ確證アルニアラサレハ該點ニ付其發布シタル證券ヲ空券ナリト認ムルヲ得スト判示シ去リシハ條理ヲ誤リタル不法ノ裁判ナリトス

但シ此他原裁判ノ不法即チ一ヲ掲ゲテ示サンニ被告上告人ノ所謂米券即チ三井第二十銀行ノ所持スルモノハ本訴ノ米穀ト符合セサレハ該米券ハ本訴ニ關係ナシトノ上告人ノ立論學證ニ説明ヲ與ヘサル等ノ條項アルモ原裁判ノ要點已ニ不法アリテ破毀ニ屬スル以上ハ總テ覆審ニ歸シ定マルヘク爰ニ逐次ノ辯明ヲ要セサルナリ

右ノ理由ナルニ依リ原裁判ヲ破毀シ更ニ大審院ノ裁判ヲ受クヘキコトヲ命セリ

#### 史料5 「米大豆引渡ノ詞訟」(10100081-0282)

(朱) 明治十八年第六百五十五号

裁判言渡書

原告東京府京橋区(中略)旧三菱會社社長士族

岩崎彌之助

右代言人全府日本橋区檜物町六番地士族

増嶋六一郎

全 全府全区本町壹丁目六番地

大谷木備一郎

被告全府京橋区(中略)平民米商

橋本清右衛門

右代言人全府全区北紺屋町十番地平民

武藤直中

被告全府日本橋区(中略)第百國立銀行頭取士族

川崎晋

右代言人全府京橋区銀座壹丁目廿一番地寄出大分縣士族

元田肇

被告全府深川区(中略)倉庫會社頭取士族

小嶋信民

右代言人全府日本橋区西河岸町十七番地平民

岡山兼吉

全 全府京橋区新肴町十一番地

渋谷慥爾

米大豆引渡ノ詞訟ヲ審理シ原告代言人及ヒ被告代言人ノ供述ヲ聽クニ

原告代言人陳述ノ要旨ハ本訴ニ於テ引渡ヲ請求スル米大豆ハ明治十八年一月二日ヨリ全年四月廿七日迄ノ間ニ於テ出荷人AB等ノ委託ヲ受ケ原告三菱會社カ石ノ巻港ヨリ東京ニ輸漕シ来リ便利ニ因リ右荷受人タル被告橋本清右衛門ノ藏所ヘ水揚ヲ為シ一時預ケ置キタルモノニテ未タ之レカ引渡ヲ了セシモノニ非ス即チ甲第五号乃至第十一号ノ預リ證及ヒ甲第二十四号乃至第廿六号ノ藏有記ハ此事実ヲ證スルモノナリ只被告ニ於テ該數通ノ證書ハ右取引後ニ成立チタル旨ニテ非難スレトモ果シテ預リ品ニ非ストセハ到底其證書ノ成立ツヘキ謂レナキニ右數号ノ證現存スルノミナラズ抑モ甲第一号乃至第四号及ヒ第廿三号ノ水揚證ハ深川区ニ於テ藏務司ト称スル被告清右衛門ノ如キ營業人カ普通慣用スル預リ證書ニシテ決シテ請取書ト其性質ヲ全フスルモノニ非ス故ニ之ニ印紙ヲ貼用スルコトナシ而シテ又本訴米豆ノ内甲第十二号乃至第廿二号ノ送り狀ニ對スル分ハ原告會社ニ於テ曩キニ之ヲ荷為替抵當ニ受取りタル第一國立銀行ヘ其代金ヲ支拂ヒ之ト引換ニ受戻シタルモノナレハ其所有權原告ニ移着シタルコト毫モ疑ヲ容ル可ラズ之レ則チ甲第廿四号證ノ裁判アリタル所以ニシテ原告ガ米豆引渡ヲ請求スル權利アルコトヲ益鞏固ナラシメタルモノナリ然ルニ本件出訴ノ際現在セシ物品ト信シタルモノ、内被告清右衛門ガ不法ノ所

為ニ依リ既ニ賣却シタルモノ往々有之ニ付原告ハ止ムコトヲ得ス多少請求ノ目的ヲ更正セザルヲ得ザルニ至レリ故ニ本年七月一日附結審書中記載ノ現在ノ米豆七百三十八俵ノ内大豆米百三十俵ヲ訴狀標記ノ大豆貳千〇五十二俵ヨリ引去リ残千九百貳十貳俵ト現在ノ米六百〇八俵ト外ニ本年四月七日附上申書ヲ以テ請求ヲ取消シタル三口ノ米五十七俵トヲ訴狀標記ノ米千四百九十八俵ヨリ扣除シ残額八百三十三俵ハ現品ナキニ付其代價金即チ米一石ニ付四円大豆一石ニ付三円ノ割ヲ以テ合計四千五百四十九円ヲ請求スルニ在リ然リ而シテ被告ハ乙第一二號證ヲ提出シ喋々スル処アレトモ右第一號證ハ印影モナキ一片ノ半切紙ニ記載セシモノナルカ故原告之ヲ認メズ良シ仮リニ之ヲ認ムルモCD等ガ私意ヲ以テ引渡ヲ為シタルモノニテ原告會社ノ意ニ背キ權限外ノ處置ナルニ付其無効ナルコト勿論ナリ又第二號證中記載ノ倉質及ヒ荷為替ハ三菱為換店カ獨立シテ取扱フタルモノニテ本案ニ關係ヲ有セズ結局本訴ノ米大豆ハ前陳ノ如ク被告ガ引渡ノ義務アルモノナリ然ルニ被告清右衛門ハ既ニ窃カニ之ヲ被告第百國立銀行ハ抵当ニ差入レ或ハ被告倉庫會社ヘ預ケ目下該銀行及ヒ倉庫會社ノ保管ニ係ルト雖モ元ヨリ原告ニ對シ無効ノ取引ナルニ付其所持權ヲ妨害スルノ謂レナク速ニ引渡ノ請求ニ應スヘキコトヲ被告兩名ニ對シ併セテ請求スト云フニ在リ

被告橋本清右衛門代官答辨ノ要旨ハ原告ニ於テ本訴ノ米豆ハ都合ニ依リ一時被告ノ藏所ヘ預ケ置キタルモノニテ荷受セシメタルモノニ非スト申立ルモ清右衛門於テハ從來其荷受シタル荷物スラ自己ノ藏所ニ置キ余ルヨリ他人ノ藏所ヲ借入レ之ニ藏置シ來ル程ナレハ單ニ原告ノ便利ヲ図リ藏敷料モ取ラズ数千俵ノ米豆ヲ自己ノ藏所ニ預ルヘキノ道理ナキモノナリ尚オ原告ハ右預ケ品ノ證據トシテ甲第一號乃至第四號證ノ水揚證ヲ提供スルモ凡ソ物品ヲ領取セシキ其受取證ヲ交付スルハ一般ノ慣例ニシテ右水揚證ノ如キモ其受取證ニ外ナラズ即チ乙第一號証ノ文詞ニ拠ルモ明治十八年四月廿二日以前ニ水揚ケタル米豆ハ預ケ品ニ非ス正當荷受シタル物品ナルコト判然タリ而シテ甲第五號乃至第十一號及ヒ甲第廿四號乃至第廿六號證ハ其取引後即チ本年四月廿五日ニ於テ原告カ一括此數通ノ證書ヲ受取りタルモノニテ乙第一號証ノ事實ニ反スル無効ノ證書タルコト瞭然タリ又原告ハ甲第十一號乃至第廿二號証ノ送り狀ニ依リ自ラ荷為替金ヲ支拂ヒタリト主張スルモ果シテ然ランニハ其荷為替證券ヲ共ニ提出スベキ筈ナルニ其事ナキニ依リ未タ以テ該金支拂ヲ証スルニ足ラズ良シ又仮リニ原告ガ該支拂方ヲ負擔セシモノトスレハ其之ヲ受取りタル者ニ向テ金円取戻ヲ求ムルハ格別被告ニ向ヒ一旦承諾上引渡タル荷物ノ取戻ヲ要ムル理由ナキモノナリ況ンヤ送り狀ノ受授ヲ以テ直ニ其物品ノ所有權ヲ移轉スル道理万無之ニ於テテヤ又況ンヤ原告カ荷為替金支拂濟ノ證據一モ無之ニ於テテヤ而シテ又原告ハ本訴ノ米豆ヲ自ラ貸付金ノ藏質ニ取り且ツ其米豆ニ付テハ荷為替金支拂未濟ナルヲ了知セシコトハ乙第貳號證ニ拠リ明瞭ニシテ本訴米豆ノ預ケ物品ニ非ルコト知ルベシ依テ被告ハ之ヲ返戻スルノ義務ナク原告不當ノ請求ニ應シ難シト云フニ在リ

被告川崎晋代官答辨ノ要旨ハ原告第一號乃至第四號証ハ果シテ本訴請求ノ米豆ニ適スルトノ證ナク且ツ簡單ナル水揚證ニ過ギサルヲ以テ原告カ該米豆ヲ所持所有セリトノ証ニ非ス又甲第五號乃至第十一號及ヒ甲第廿四號乃至第廿六號證ハ後日故ラニ調製シタルモノニテ事實ニ反スル無効ノ證書ナリ又原告ハ甲第十二號乃至第廿二號ノ送り狀ヲ提出シ以テ該米豆ノ所有權ヲ得タリト云フニ至リテハ我卸商業上ノ慣例ニ背キ且ツ條理ニ反スル附會説ナリト云フベシ而シテ原告ノ論旨ニ一歩ヲ譲リ原告カ第一國立銀行ニ對シ本訴荷為替金ヲ支拂ヒタルハ止ムヲ得サル至当ノ義務ヲ尽セシモノト假定シテ論スルモ尚原告カ得ヘキ權利ハ貨物差押ノ權利ニ過ギザルベシ然ルニ本訴ニ於ル如ク荷受人タル橋本清右衛門於テ右貨物ヲ業ニ已ニ他ヘ抵当ニ差入レ自ラ之ヲ保有セザル場合ニアリテハ原告ハ該貨物ニ對シ差押權ヲモ有セザルコト亦明白ナリ而シテ此他ノ原告證據物ハ一トシテ其請求ノ主旨ヲ助クルモノニ非ス要スルニ原告會社ハ當時共同運輸會社ト競争スルニ當リ荷受人タル橋本清右衛門カ其為換金ヲ拂ヒ了リタルト否トヲ問ハズ隨意貨物ノ引渡ヲ為シ尚之レカ處分ヲ許シタルモノニテ之レ則チ全人ニ對スル告訴不相立遂ニ免訴トナリタル所以ナリ已ニ橋本清右衛門ノ所為ニシテ不正ニ非ストスレハ目下被告銀行ガ保有シタル米豆ヲ原告於テ取戻シ該銀行ノ既得權ヲ妨害シ得ベキ條理ナキニ依リ原告請求ハ速ニ排斥アラントヲ乞願スト云フニ在リ

被告小嶋信民代言人答辨ノ要旨ハ原告請求ノ米穀ハ被告倉庫會社ニ於テハ營業上其預リヲ為ス込ニシテ其所有權及ヒ所持權ノ何人ニアリヤ與リ知ル処ニ非ス然レトモ本訴ノ米豆ハ橋本清右衛門ヨリ之レカ保管ヲ依頼セラレ預リ券ヲ發行致シ居ル義ナレハ原告ニ於テハ先ツ此預リ券ヲ持參スルニ非レハ其引渡ノ請求ニ應シ難シト云フニ在リ

依テ各證據書類ヲ審閱シ説明スル左ノ如シ

本訴ノ米大豆ハ原告會社ガ其營業上石ノ巻港ヨリ東京ニ輸送シタル後之ヲ荷受人タル被告橋本清右衛門ニ引渡シタルモノナリヤ又ハ預ケ置キタルモノナリヤ否ハ本案ノ争點ニシテ若シ該米豆ガ預ケ品ナリト決定スルニ於テハ被告銀行及ヒ倉庫會社ハ原告ニ對シ之ヲ保持スルノ權アルカ否ハ從テ生スル処ノ争點ナリ而シテ右米豆ハ本件審理中原被告人及ヒ關係人一同承諾ノ上既ニ賣却シタルヲ以テ原告請求ノ目的物ハ右賣拂ヒ代金ニ変更シタルコト固ヨリナリトス因テ審案スルニ原告ハ甲第一号乃至第四号及ヒ甲第廿三号ノ水揚證甲第五号乃至第十一号ノ預リ証并ニ甲第廿四号乃至第廿六号ノ預リ米藏有記ニ依リ右米豆ハ預ケ品ナルコトヲ辨論シ尙甲第十二号乃至第廿二号ノ送り状ヲ提出シ該米豆ニ對シテハ完全ノ所有權ヲ得タル旨主張スト雖モ右水揚證ハ単ニ荷物ノ陸揚ヲ証シ併セテ其領収ヲ表スルモノナレトモ之ヲ以テ物品ノ預リヲ証スルモノニ非スト認ム又右預リ証及ヒ藏有記ノ數通ハ原告ハ明治十八年四月十日ニ於テ受取りタリト云ヒ被告ハ全月廿五日ニ受授シタリト云ヒ其供述符合セザルモ兎ニ角實際取引後ニ成立チタルコト明瞭ナリ然ルニ後日ニ至リ預リ證ヲ要スルモノナレハ取引ノ際之ヲ受授セサル理由ナク殊ニ原告ニ於テハ當時橋本清右衛門ガ諸所ニ負債ヲ起シ其身代ニ變動アルヘキ風説頻リナルヨリ後日ノ損害ヲ慮リ該數通ノ證書ヲ纏メ一時ニ領収シタリト申立果シテ橋本清右衛門ガ眞正ノ合意ニ成リタルモノト認メ難キニ依リ該證ハ預ケ物品ノ事實ヲ證明スルニ足ラサルモノトス而シテ又原告ハ乙第二号證ニ據リ本訴米豆ヲ被告ヨリ倉賃ニ取りタルコトヲ自認シ只三菱為換店ハ三菱汽船會社トハ其組織ヲ異ニシ別派獨立ノモノナルガ故責任ノ販スル処ハ全一ナリトスルモ其取扱フタル事務ノ成績ニ付テハ彼此互ヒニ關係ヲ有スルモノニ非スト申立ルモ為換店ノ事務ハ原告會社ノ役員之ヲ擔當シ且ツ其責任ノ販スル処ハ原告會社長ニアルヲ以テ彼此全ク氣脈ノ通ゼザル獨立ノ組織ナリトハ認メ難ク即チ三菱為換店カ其業務權限内ニ於テ行フタル事柄ハ原告會社ニ於テ承認シタルモノト認定セザルヲ得ス左スレハ原告カ自己ノ預ケ物品ヲ抵當ニ取り金貸與スルノ道理ナキノミナラズ乙第一号證文詞ヲ參照スレハ蓋シ原告ハ從來被告橋本清右衛門ヲ信用スルノ余リ且ツ共同運輸會社ト競争スルニ際シ其得意先キノ歡心ヲ買フニ汲々タルヨリ送り状ヲ受取り而シテ後其荷物ヲ引渡スノ正則ニ據ラズ荷物到達ノ上直ニ其荷受人タル被告清右衛門ニ之ヲ引渡シ來リタルヲ以テ本案ノ事實ナリト認定ス

前説明ノ如ク本訴米豆ハ原告カ既ニ引渡ヲ了セシモノナルカ故假令第一國立銀行ニ對シ甲第十二号乃至第廿二号證ノ為替金ヲ正当ニ支拂フタルモノトスルモ全銀行ノ代權者トシテ辨償金ヲ求ムルハ格別該荷物ノ所有權ヲ得タリトコトヲ以テ其現品又ハ代價金ヲ請求スル權ナキモノトス

右ノ理由ニ依リ判決スル左ノ如シ

原告ハ被告橋本清右衛門ヨリ本訴米大豆ヲ取戻スノ權ナク從テ被告第百國立銀行及ヒ倉庫會社ニ對シ其保有スル処ノ米豆引渡受度トノ請求相立ザルモノトス

訴訟入費ハ原告之ヲ擔償セシ

明治十九年十二月廿五日 東京始審裁判所公廷ニ於テ始審ノ裁判ヲ言渡スモノ也

始審裁判所判事 藤田隆三郎 (印)

裁判所書記 長谷川直太郎 (印)